

秦野市こども計画(案)

秦野市

令和7年(2025年)〇月

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画の概要	1
(1) 計画策定の背景及び趣旨	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の対象	5
(4) 計画の期間	6
(5) 計画策定の経過	6
第2章 秦野市のこども・若者、子育ての現状	7
1 子育ての現状	7
(1) 総人口と年少人口の推移	7
(2) こどもがいる世帯数	7
(3) 今後の年少人口の推計	8
(4) 出生の動向	9
(5) 婚姻の動向	10
(6) 女性の就労状況と育児の課題	11
(7) 就学前のこどもの保育等の状況の変化	12
2 母子保健の現状	13
(1) 母子健康手帳の交付	13
(2) 妊婦健康診査	14
(3) 出生体重	15
(4) 新生児・未熟児家庭訪問	16
(5) 乳幼児健康診査	17
3 アンケート結果から見える課題	18
I 就学前のこどものいる保護者調査	20
(1) 気軽に相談できる先の状況	20
(2) こどもをみてもらえる親族・知人等の状況	21
(3) 母親の就労状況と今後の就労希望	22
(4) 地域子育て支援拠点事業の利用状況	23
(5) 日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望	23
(6) 病児・病後児保育の利用希望	24
(7) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用希望	25
(8) 子育ての総合相談窓口の認知度と利用経験	26
II こどもの生活実態調査	27
(1) 学校の授業の理解度	27
(2) 困りごとや心配ごと	28
(3) 朝食の摂取状況	29

(4) 生活への満足度	30
(5) 施設等の利用経験・今後の利用意向	31
Ⅲ こども・若者育成支援に関する意識調査	32
(1) 就労経験	32
(2) 将来への意識	33
(3) 社会生活・日常生活上の支障	35
(4) 結婚への意識と子育て	38
(5) 周囲との関わり	43
Ⅳ 女性とこどもが住みやすいまちづくりに関するWEBアンケート調査	44
(1) 地域周辺における子育てに必要な環境	44
(2) 子育てに関する困りごとや悩みごと	45
(3) 子育てと仕事の両立のために望む条件・サポート	46
(4) 男性の育児参加を促すために必要なこと	47
(5) 働く女性に必要なワークライフ・バランス支援	48

第3章 計画の基本的な考え方	49
1 基本理念	49
2 基本目標	50
3 施策の体系	52
4 成果指標	53

第4章 施策の展開	55
基本目標1 こども・若者の権利を守り、生きる力を育む取組の推進	55
(1) こども・若者の権利を守る取組の推進	55
(2) 教育・保育の充実と生きる力を育む取組の推進	58
(3) 多様な遊びや体験と誰もが安心して集える居場所づくりの充実	59
基本目標2 安心して妊娠・出産ができる、親子の成長への切れ目のない支援	61
(1) 妊娠前に対する支援の充実	61
(2) 妊娠・出産についての情報提供・相談・支援体制の充実	62
基本目標3 全ての家庭が安全・安心に子育てできる環境づくり	64
(1) 子育てに関する相談や支援の充実	64
(2) 小児医療体制の充実	67
(3) 仕事と子育ての両立支援の充実	68
(4) 安全・安心に子育てできる環境整備の推進	69
基本目標4 こども・若者が未来に希望が持てる取組の推進	70
(1) こども・若者の成長を支える相談体制の充実	70
(2) こども・若者の健やかな成長と自立への支援	71

基本目標5 支援を必要とする、こども・若者・家庭を守る体制づくり	72
(1) ひとり親家庭の自立支援	72
(2) 障害のあるこども・若者と家庭への支援	73
(3) 全てのこどもが生きる力を育む教育環境の整備	75
(4) 安心して過ごせる成育環境の整備	77
(5) 生活基盤の安定に資する経済的支援	78

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .. 79

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の体系	79
(1) 子どものための教育・保育給付	80
(2) 保育の必要性の認定	81
(3) 地域子ども・子育て支援事業	82
2 教育・保育の提供区域の設定	84
3 教育・保育の提供体制	85
(1) 教育・保育の量の確保	85
(2) 教育・保育の質の向上	86
4 地域子ども・子育て支援事業	87
(1) 利用者支援事業(保育コンシェルジュ、こども家庭センター、地域子育て相談機関)	87
(2) 地域子育て支援拠点事業(ぽけっと21等)	90
(3) 妊婦健康診査(妊婦健康診査費用助成事業)	91
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	92
(5) 養育支援訪問事業	93
(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)	94
(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	95
(8) 一時預かり事業(幼稚園一時預かり事業、保育所等一時預かり事業)	96
(9) 延長保育事業	98
(10) 病児・病後児保育事業	99
(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童ホーム)	100
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	101
(13) 子育て世帯訪問支援事業	102
(14) 親子関係形成支援事業	103
(15) 児童育成支援拠点事業	104
(16) 妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)	105
(17) 乳児等通園支援事業	106
(18) 産後ケア事業	107

第6章 計画の推進に向けて 109

資料編	111
1 教育・保育に関する確保方策の詳細	111
2 秦野市子ども・子育て会議	112
(1) 秦野市子ども・子育て会議条例	112
(2) 委員名簿	113
(3) 開催経過	114

【こどもの表記について】

この計画での「こども」の表記は、こども基本法に基づき、原則として「こども」と表記しています。ただし、子ども・子育て支援法に基づく事業など法令に根拠のある用語である場合や、既存の事業、組織等の固有名詞として用いる場合は、「子ども」と表記しています。

第1章 計画策定に当たって

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景及び趣旨

近年、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域コミュニティの衰退等、将来にわたって社会経済に大きな影響を与える課題が深刻化しています。国の合計特殊出生率をみると、令和5年には統計を取りはじめて以降、過去最低の「1.20」となり、出生数においても「72万7,288人」と過去最少を記録しました。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、子育てに対する経済的・精神的な負担感、仕事と子育ての両立の難しさなど、様々な課題が指摘されています。

このような子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、国は、令和5年4月に「子ども家庭庁」を発足するとともに、子ども施策に関する基本理念を定め、その施策を総合的に推進することを目的として「子ども基本法」を施行しました。また、同年12月に「子ども大綱」及び「子ども未来戦略」を策定しました。

「子ども大綱」では、全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

「子ども未来戦略」では、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する」という三つの基本理念を掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

秦野市（以下「本市」という。）では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「秦野市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子どもを産み、喜びと責任をもって子育てができるより良い環境づくり」を基本理念として掲げ、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援と地域社会で子育てを支えていくまちを目指して、子育て支援に関する施策を総合的に推進してきました。

「第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画」は、令和6年度を計画期間の最終年度としていることから、社会環境の変化や本市の子ども・子育てを取り巻く現状等を踏まえながら、子どもや子育て支援に向けた取組をさらに推進することに加え、新たに少子化対策や若者支援の内容を含めた、子ども・子育て支援施策を総合的に推進する計画として「秦野市子ども計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

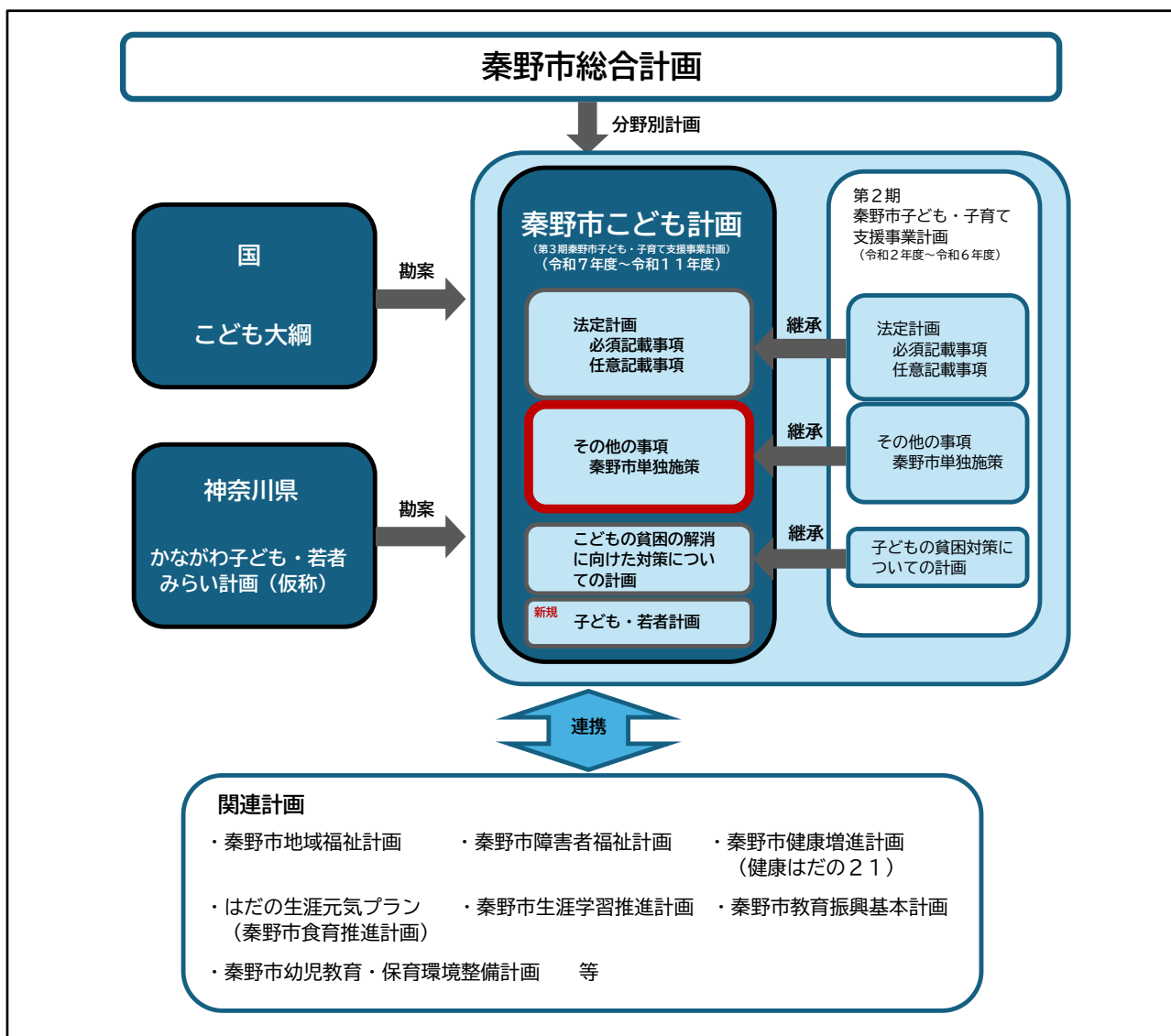
(2) 計画の位置付け

こども基本法第10条第2項において、市町村は、国が定める「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。

また、「市町村こども計画」について、同条第5項では、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」のほか、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」等、こども施策に関する複数の計画と一体のものとして作成することができることとされています。

本計画は、こども大綱及び神奈川県が定める「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」を勘案し、こどもを安心して生み育てていけるような様々な支援を行うとともに、全てのこども・若者が健やかに成長し、自立することができるよう、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と、新たに「子ども・若者計画」を一体的なものとした本市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画として策定します。

さらに、「秦野市総合計画」を上位計画として、保健・医療、教育、福祉等の様々な分野にわたり、総合的な施策の展開を図ります。




■こども基本法の概要

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関する基本理念やこども施策の基本となる事項を定めるなど、こども施策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月1日に施行されました。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

<p>1 すべてのこどもは大切にされ、 基本的な人権が守られ、差別されないこと。</p>	<p>4 すべてのこどもは年齢や発達に応じて、 意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって 最もよいことが優先して考えられること。</p>
<p>2 すべてのこどもは、大事に育てられ、 生活が守られ、愛され、保護される 権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p>	<p>5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが 十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、 家庭と同様の環境が確保されること。</p>
<p>3 年齢や発達に応じて、 自分に直接関係することに意見を言えたり、 社会のさまざまな活動に参加できること。</p>	<p>6 家庭や子育てに夢を持ち、 喜びを感じられる社会を つくること。</p>



出典：こども基本法パンフレット

■こども大綱の概要

こども大綱は、国がこども施策を総合的に推進するため、こども基本法第9条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日に策定したこども施策に関する大綱です。

こども大綱では、こども基本法第9条第2項の規定に基づき、こども施策に関する基本的な方針及び重要事項のほか、こども施策を推進するために必要な事項について定めています。

◇こども大綱に定める基本的な方針◇

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考えを大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

■こども未来戦略の概要

若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定されました。

こども未来戦略では、こども・子育て政策の強化として、三つの基本理念を掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、こどもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、生まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

◇こども未来戦略に定める基本理念◇

- ①若い世代の所得を増やす
- ②社会全体の構造・意識を変える
- ③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

また、こども未来戦略では、主な施策として、次の取組が掲げられています。

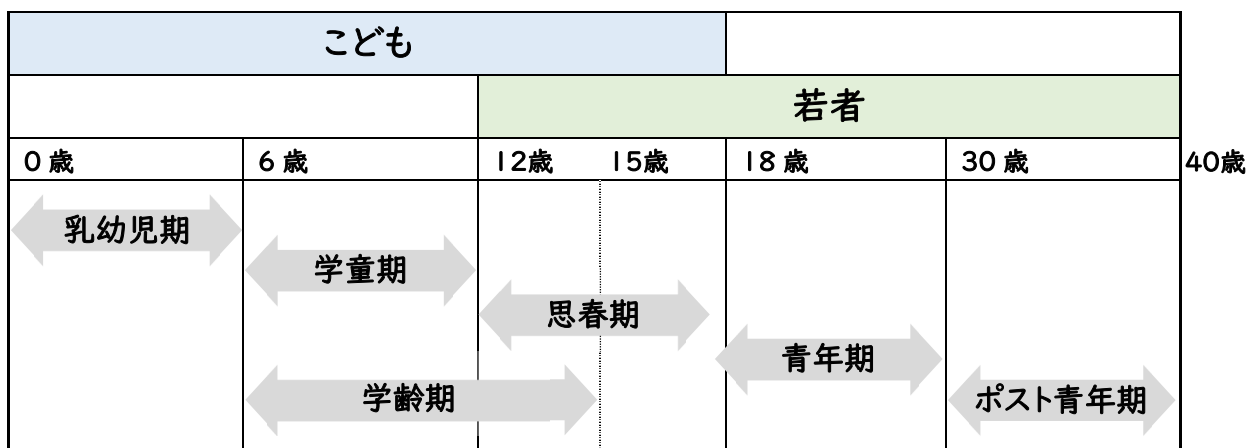
- ①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組
児童手当の抜本的拡充、出産等の経済的負担の軽減、医療費等の負担軽減、子育て世帯に対する住宅支援の強化 等
- ②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
妊娠期からの切れ目ない支援の拡充、幼児教育・保育の質の向上、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充、多様な支援ニーズへの対応 等
- ③共働き・共育での推進
男性育休の取得促進、育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援
- ④こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革

(3) 計画の対象

本計画は、こども・若者及び子育てにかかわる全ての者を対象としています。

また、こども・若者に関する呼称について、こども基本法第2条では「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義し、こどもに対する施策を切れ目なく提供することができるよう、年齢による上限を設けていません。しかしながら、こうした用語の定義は広く一般的に理解されているとはいえ、こども大綱においても「こども」と「こども・若者」という用語が混在しているほか、法令によっても様々となっています。

こうした状況を踏まえ、本計画では、18歳未満までの者を指す場合は「こども」、思春期(12歳程度)以上の年齢の者を指す場合は「若者」、両者を合わせて指す場合は「こども・若者」という呼称を用いることとしています。



なお、本計画では、各施策等の対象とする年齢の区分に応じて、次の用語により表記しています。

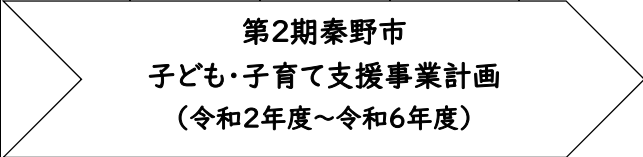
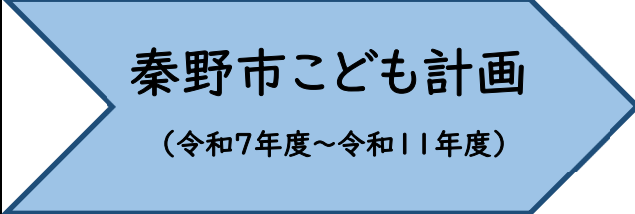


用語	年齢の区分
こども	乳幼児期、学童期及び思春期の者 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)
若者	思春期及び青年期の者 (施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者を対象とする。)
児童・生徒	児童は小学生、生徒は中学生
乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者 ※乳児(生後0日から満1歳まで)と幼児(満1歳から小学校入学まで)の総称
学童期	小学生
学齢期	小学生及び中学生
思春期	中学生からおおむね18歳までの者
青年期	おおむね18歳から30歳未満の者
ポスト青年期	青年期を過ぎ40歳未満の者

※「こども」と表記している場合であっても、各施策等において、対象年齢を個別に定めている場合があります。

※「こども」と「若者」は、一部重複することがあります。

(4) 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画の期間とし、中期的な視点を持って、より良いこども・若者支援や子育て支援の取組を具体的に進めていくための計画です。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
 <p>第2期秦野市 子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)</p>					 <p>秦野市こども計画 (令和7年度～令和11年度)</p>				
		 中間見直し 実施					 必要により 中間見直し実施		

(5) 計画策定の経過

本計画の策定に当たっては、本市の今後のこども・若者、子育て支援施策をより効果的に推進するため、市内在住の18歳以上の者を対象とした「女性とこどもが住みやすいまちづくりに関するWEBアンケート調査」、就学前のこどものいる保護者を対象とした「第3期秦野市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」、15歳から39歳の者を対象とした「こども・若者育成支援に関する意識調査」、小学5年生及び中学2年生のこどもとその保護者を対象とした「こどもの生活実態調査」を実施し、こども・若者及び子育て世帯の意識や生活実態等の把握に努め、計画策定の参考としました。

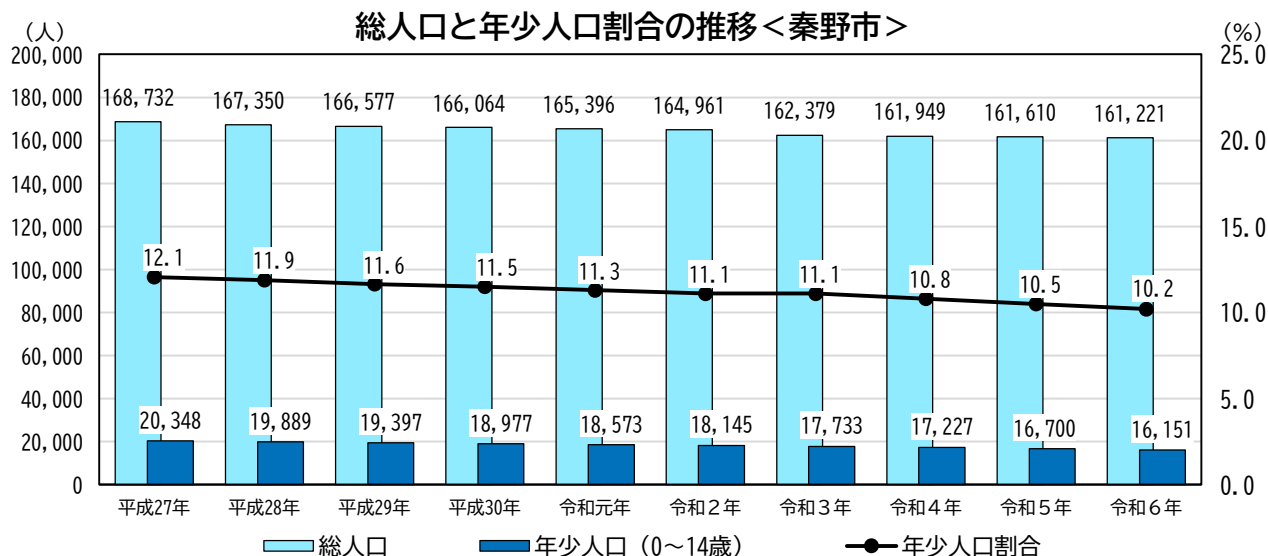
そして、より実行性のある計画とするため、「秦野市子ども・子育て会議」を設置し、市民の代表、学識経験者、教育・保育関係者、児童福祉の有識者の参画のもと、様々な視点から議論をしていただきました。

第2章 秦野市のこども・若者、子育ての現状

1 子育ての現状

(1) 総人口と年少人口の推移

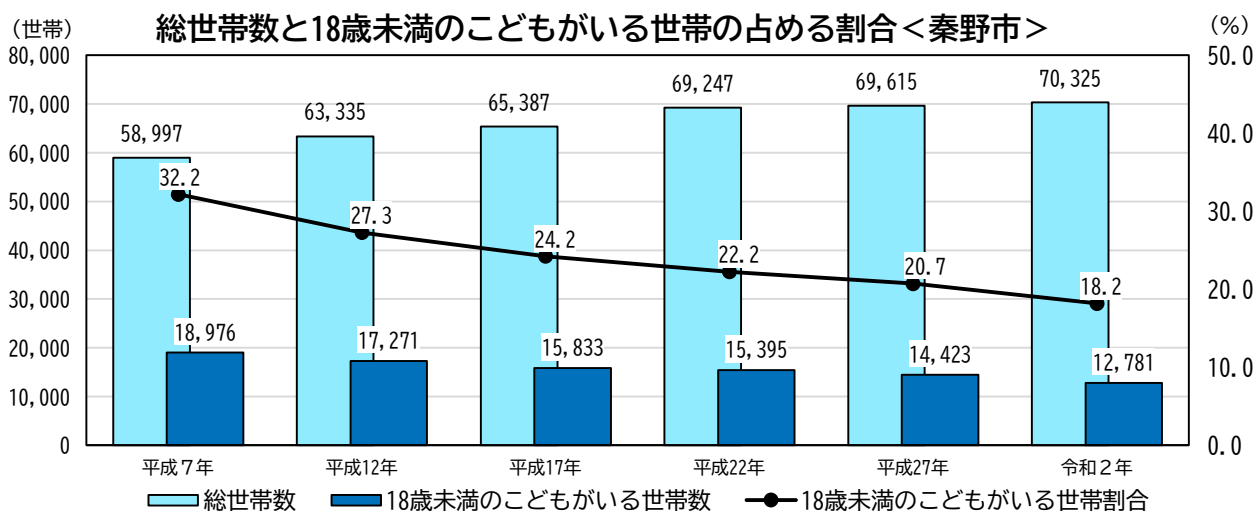
本市の総人口は、令和6年1月1日現在で161,221人、年少人口は16,151人、年少人口割合は10.2%となっています。



資料:「統計はだの」年齢別人口統計調査結果(各年1月1日現在)

(2) こどもがいる世帯数

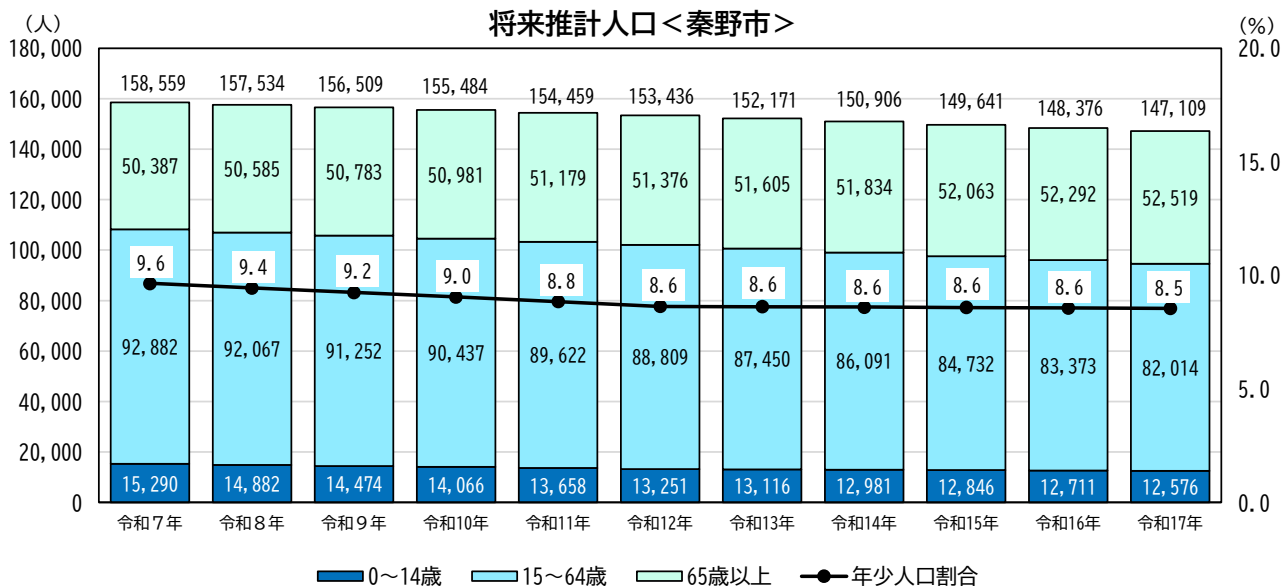
本市の世帯数は、増加傾向にあります、18歳未満のこどもがいる世帯数は減少傾向にあります。



資料:総務省統計局「国勢調査報告書」(各年10月1日現在)

(3) 今後の年少人口の推計

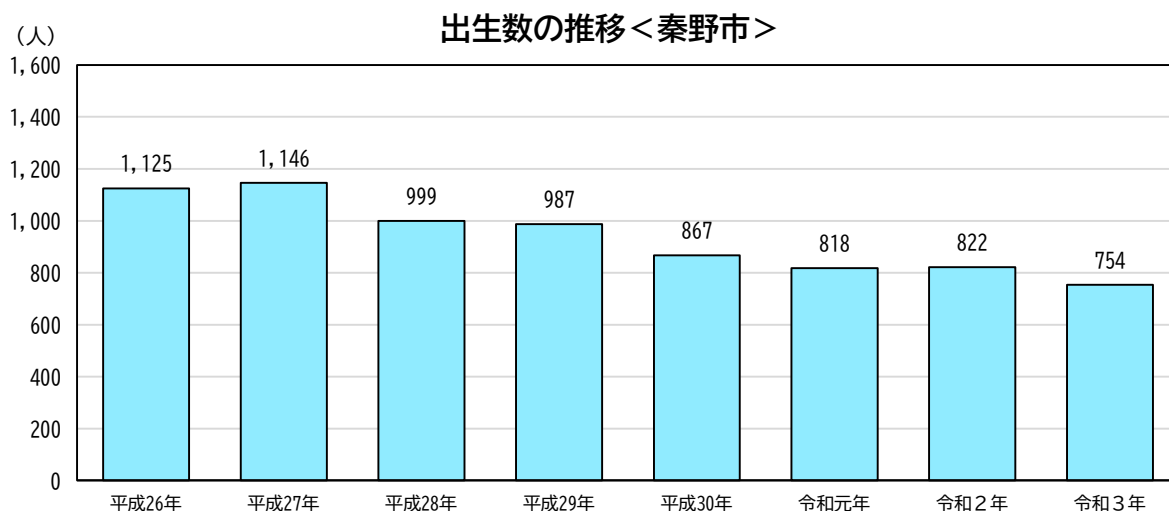
本市の将来推計人口は、総人口及び年少人口ともに減少傾向で推移すると予想されます。



資料：「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月）」（国立社会保障・人口問題研究所）

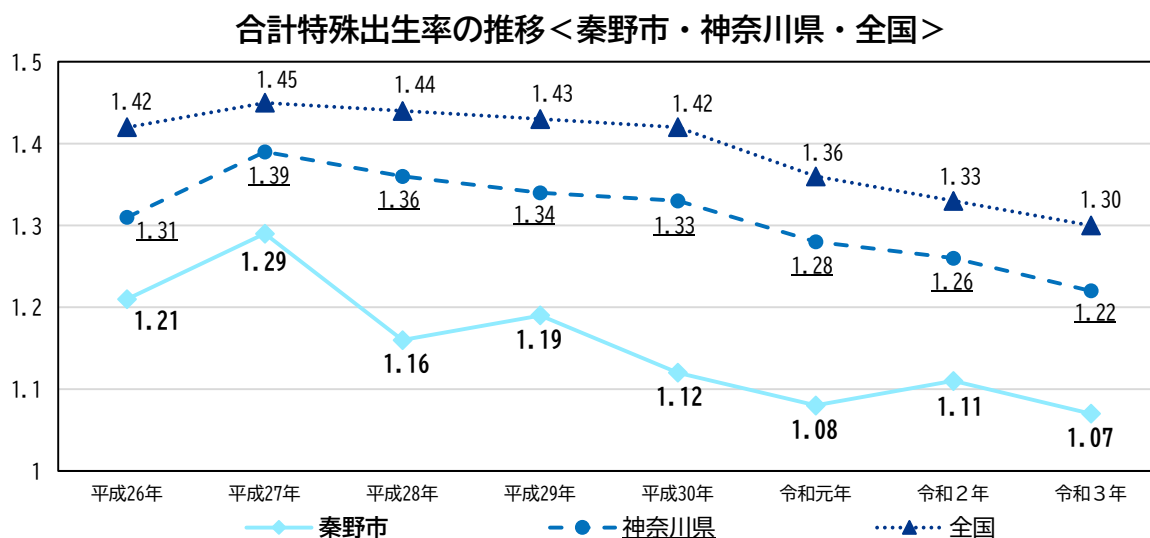
(4) 出生の動向

本市の出生数は、平成26年と令和3年を比較すると371人減少しています。



資料:「神奈川県衛生統計年報」

また、本市の合計特殊出生率※は全国及び神奈川県を下回る水準で推移しており、令和3年には1.07となっています。



資料:「神奈川県衛生統計年報」、「人口動態統計」

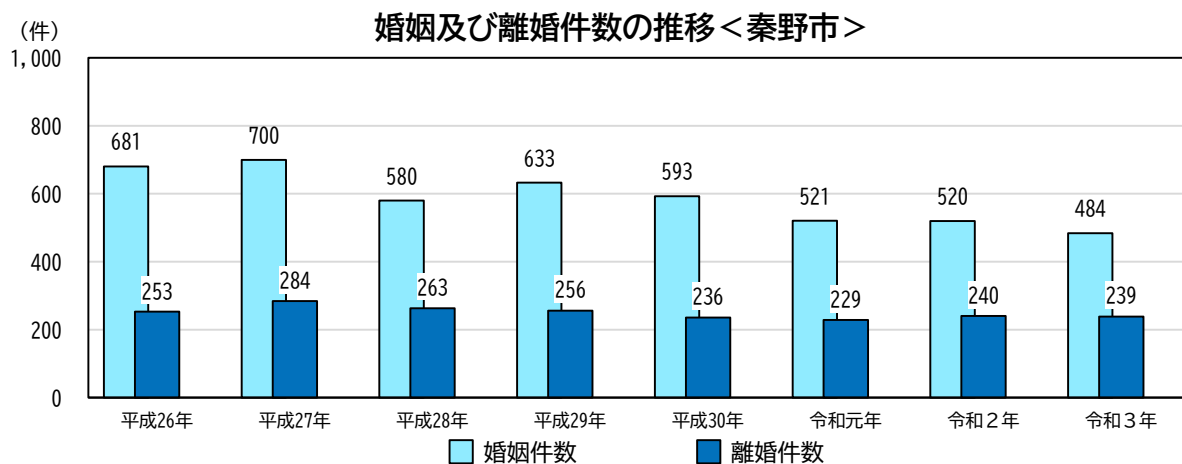
※ 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を示します。

上記のグラフでは、本市は「神奈川県衛生統計年報」による数値を、全国及び神奈川県は「人口動態統計」による数値を用いています。神奈川県衛生統計年報は、神奈川県統計センターの神奈川県年齢別人口統計調査(外国人人口を含む。)によるため、厚生労働省の人口動態統計(使用する人口が日本人人口)とは率算出に使用した人口が異なります。

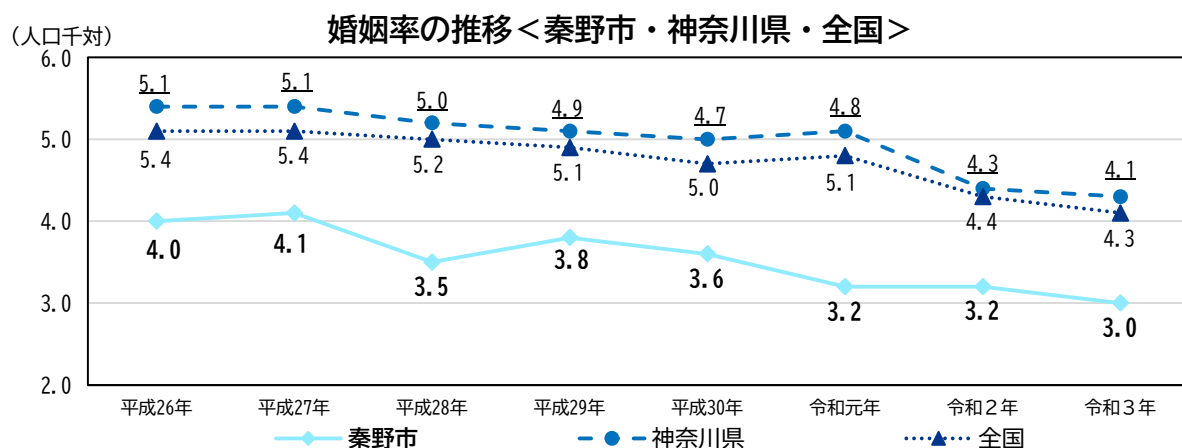
なお、神奈川県衛生統計年報による場合、神奈川県の合計特殊出生率は、令和2年は1.20、令和3年は1.19です。

(5) 婚姻の動向

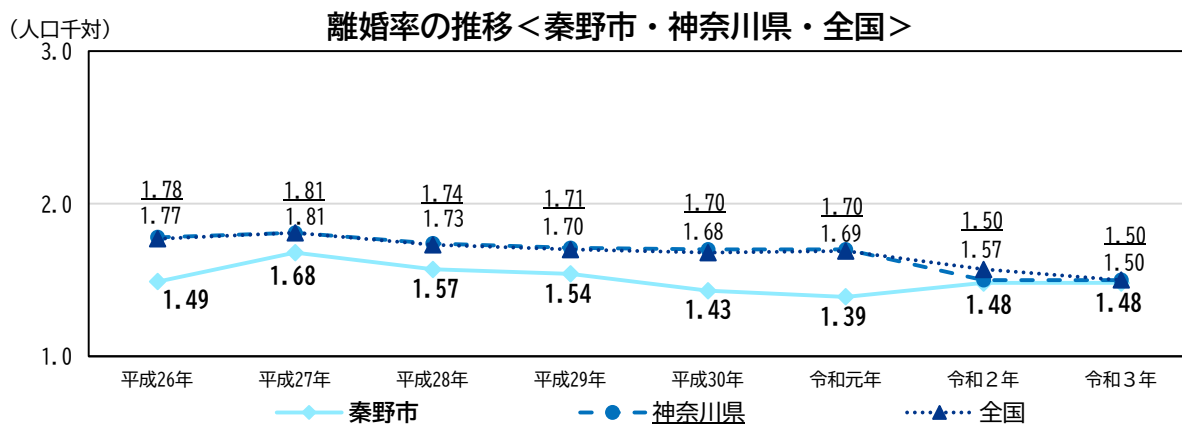
平成26年と令和3年を比較すると、本市の婚姻件数は197件減少しており、離婚件数は14件減少しています。また、本市の婚姻率及び離婚率は、全国及び神奈川県を下回る水準で推移しており、令和3年には婚姻率が3.0、離婚率が1.48となっています。



資料:「神奈川県衛生統計年報」



資料:「神奈川県衛生統計年報」、「人口動態統計」、「統計はだの」



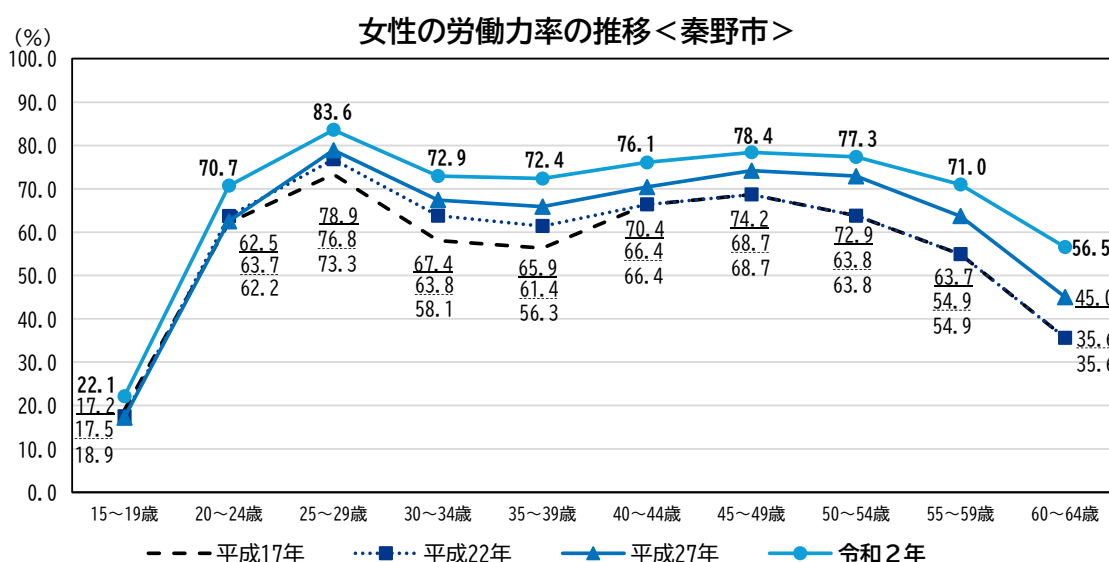
資料:「神奈川県衛生統計年報」、「人口動態統計」、「統計はだの」

(6) 女性の就労状況と育児の課題

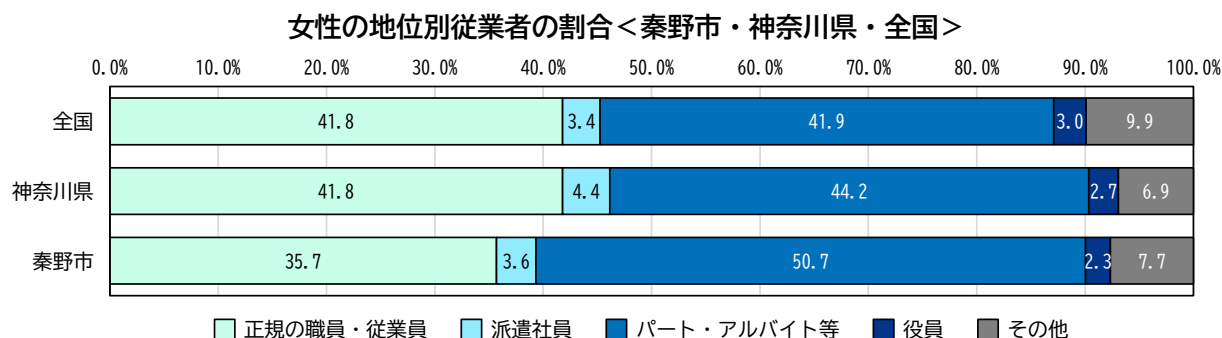
一般に、我が国の女性の労働力率（生産年齢人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の比率）は、20歳代後半から30歳前半にかけて低下し、その後40歳代後半まで上昇するM字型となる傾向にあります。このことは、多くの女性が20歳代後半から30歳代にかけて結婚や出産により、仕事を一旦中断しますが、こどもの成長とともに再び仕事に就くことを反映しているためです。

本市の女性の労働力率について、5歳階級別に平成17年と令和2年を比較すると、全ての年齢階級で労働力率は年々上昇傾向にあり、特に25歳から39歳にかけてのカーブが緩やかになっています。これは、20歳代後半から30歳代の女性が結婚や出産により仕事を中断することなく、仕事と育児を両立し、継続して就労できる環境が整ってきたことと考えられます。

また、本市の女性の地位別従業者の割合をみると、派遣社員やパート・アルバイト等の非正規雇用労働者が半数以上を占めており、正規雇用労働者の割合は全国及び神奈川県を下回っています。仕事と家事・育児のバランスを維持するために非正規雇用を選択していることが考えられるため、女性の多様な働き方に向けた環境の整備、仕事と家事・育児の両立の支援等、総合的な取組が課題となります。



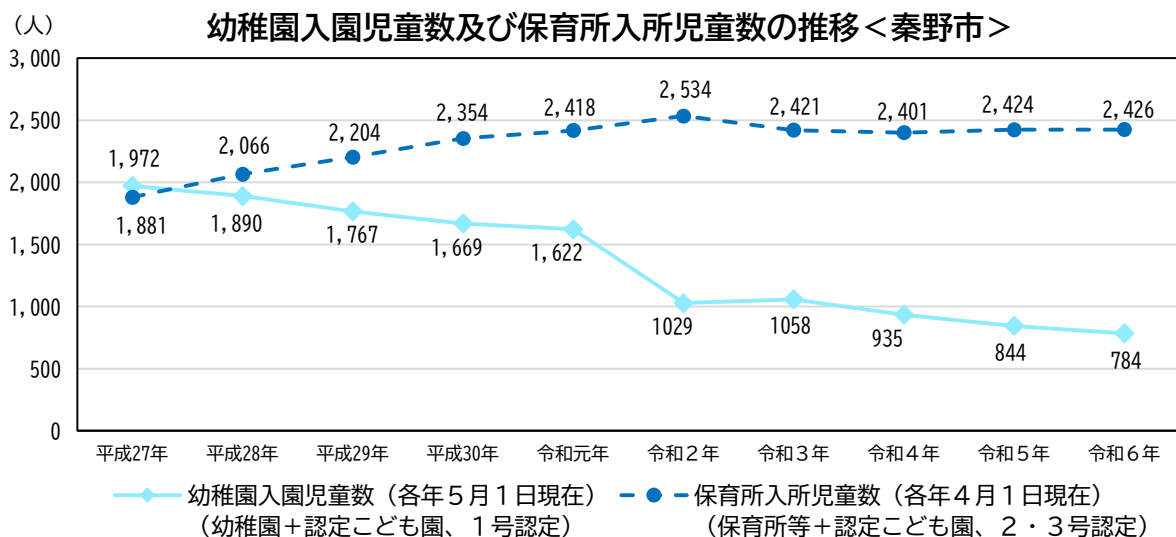
資料：総務省統計局「国勢調査報告書」



資料：総務省統計局「国勢調査報告書」

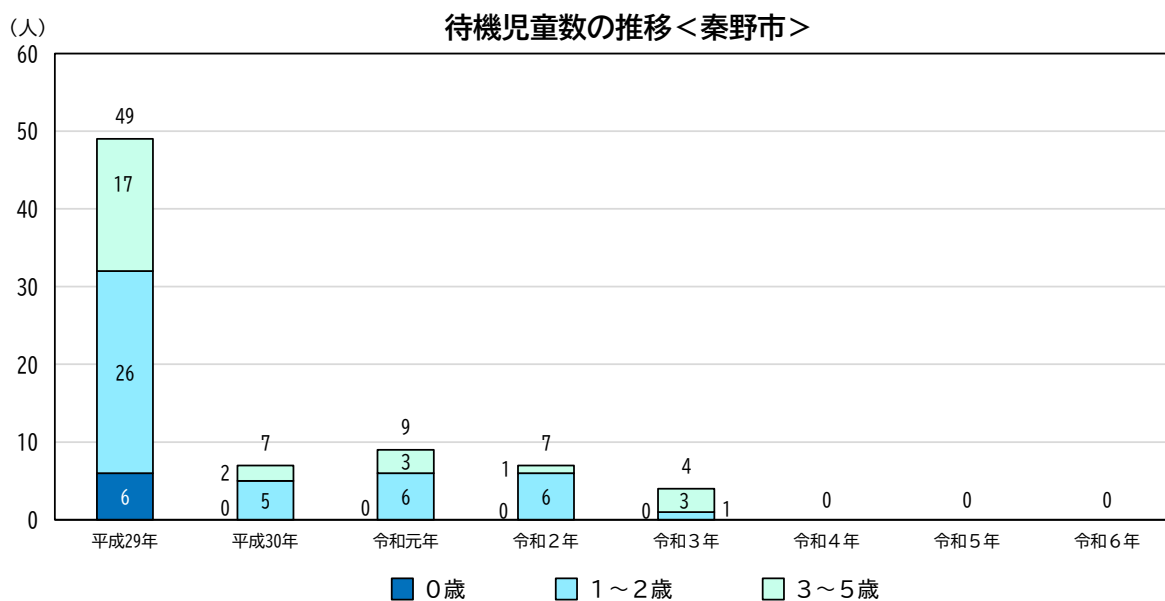
(7) 就学前のこどもの保育等の状況の変化

本市の幼稚園の入園児童数は減少傾向で推移しており、令和6年には784人（平成27年比1,188人減）となっています。一方で、保育所等の入所児童数は増加傾向で推移し、令和6年には2,426人（平成27年比545人増）となっています。



資料:保育こども園課
教育総務課

また、近年の保育需要の高まりを受け、計画的な施設整備や幼稚園から認定こども園への移行に取り組むなど、保育の受け皿を拡大したことで、令和4年以降の待機児童数は0人となっています。



資料:保育こども園課(各年4月1日現在)

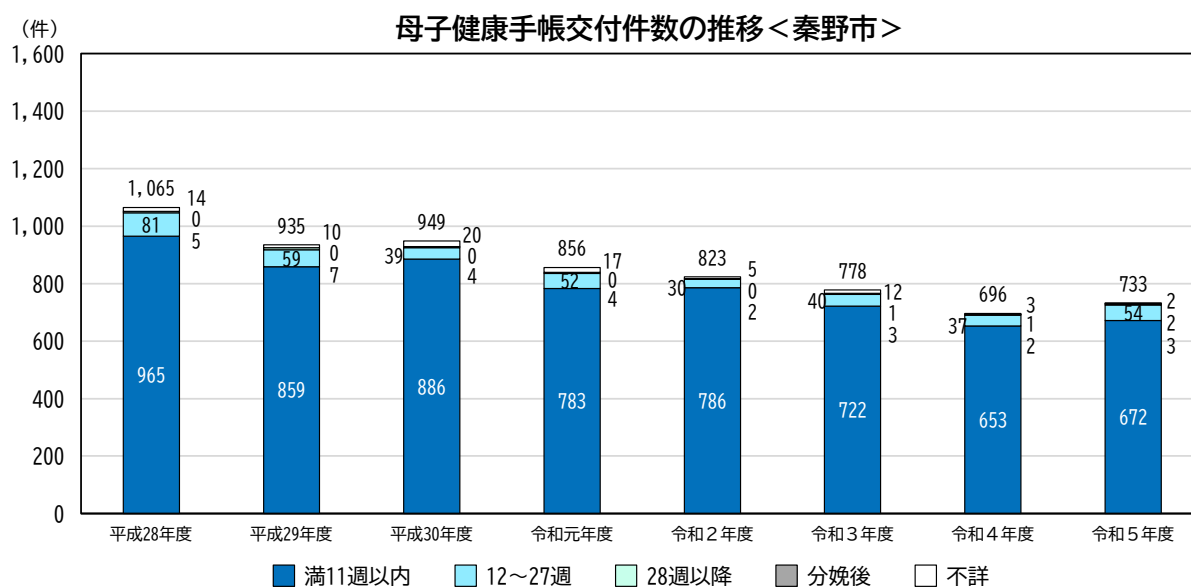
2 母子保健の現状

(1) 母子健康手帳の交付

母親とこどもの成長と健康を守るための記録として、妊娠届出により、母子健康手帳を交付しています。

また、「こども家庭センター」において、母子保健コーディネーター及び保健師等が母子健康手帳の交付に携わり、妊婦及びその家族との面談を行うことで切れ目のない相談支援を実施しています。

母子健康手帳交付件数は減少傾向で推移しており、令和5年度は733件となっています。



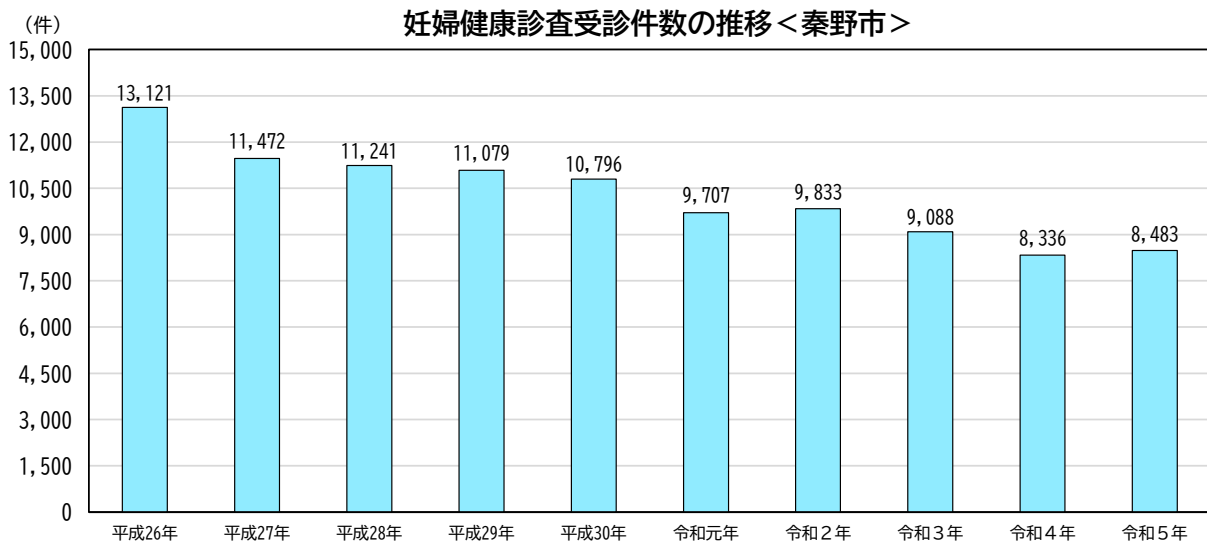
資料:こども家庭支援課

(2) 妊婦健康診査

安全・安心な妊娠及び出産を支援することを目的に、医療機関等において妊娠中の定期的な健康診査を実施しています。

また、本市では妊娠期の健診費用負担を軽減し、継続的に安心して医療機関で健診を受けられるよう、妊娠中14回（多胎は16回）の妊婦健康診査費用を助成しています。

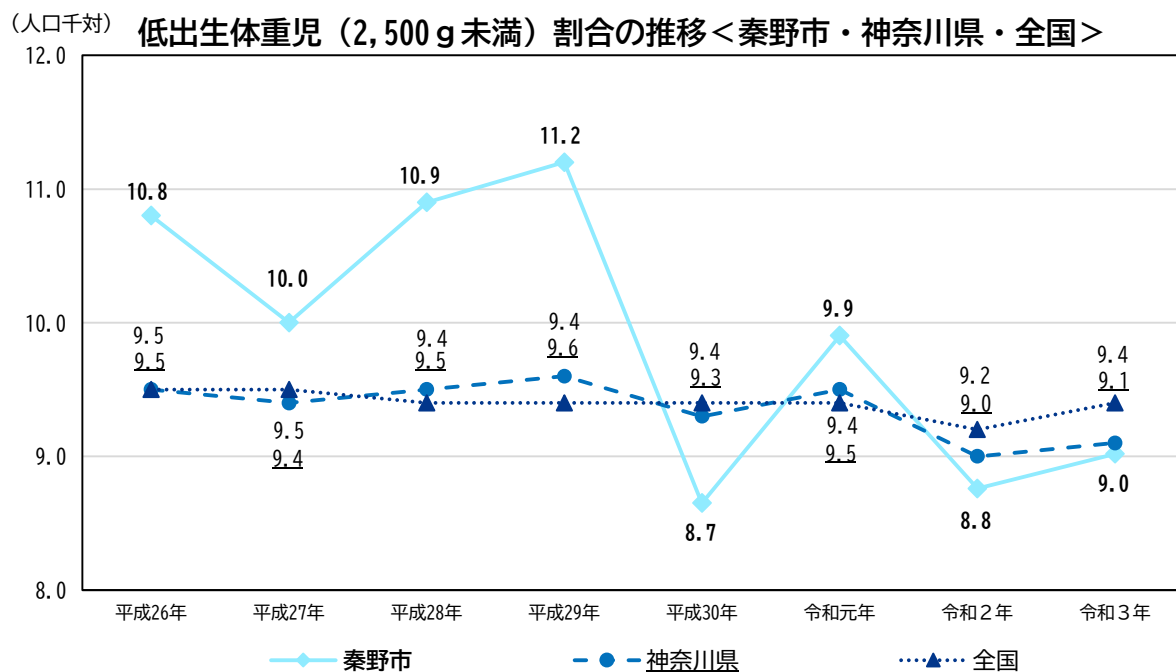
妊婦健康診査受診件数は年々減少傾向で推移しており、令和5年には8,483件となっています。



資料:こども家庭支援課

(3) 出生体重

本市の全出生に対する低出生体重児（2,500g未満）の割合は、平成26年から平成29年では、全国及び神奈川県を上回る水準で推移していましたが、平成30年以降は10.0未満で推移し、令和2年以降は全国及び神奈川県を下回っています。



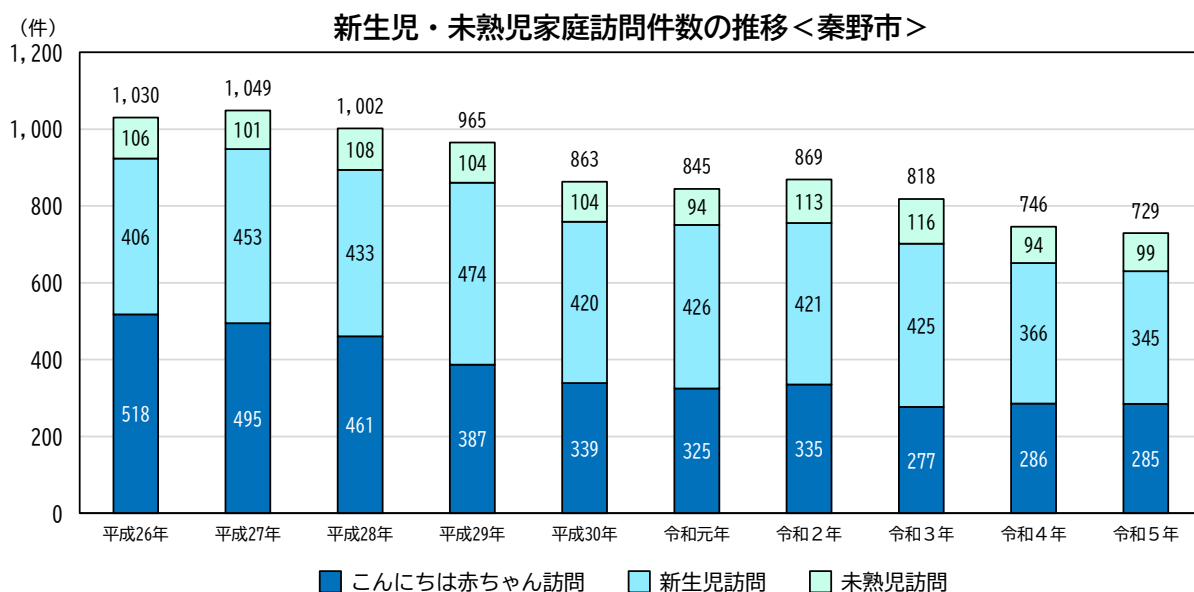
資料:「神奈川県衛生統計年報」、「人口動態調査」

(4) 新生児・未熟児家庭訪問

本市では、新生児（第1子）及び未熟児のいる家庭を対象に、保健師・助産師が「新生児・未熟児家庭訪問」を実施しています。

また、第2子以降の生後4か月までの乳児のいる家庭には、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）」を実施し、全ての家庭に訪問できるよう一体的に支援しています。

「新生児・未熟児家庭訪問」及び「こんにちは赤ちゃん訪問」の訪問件数は、出生数とともに減少傾向で推移しており、令和5年には729件となっています。

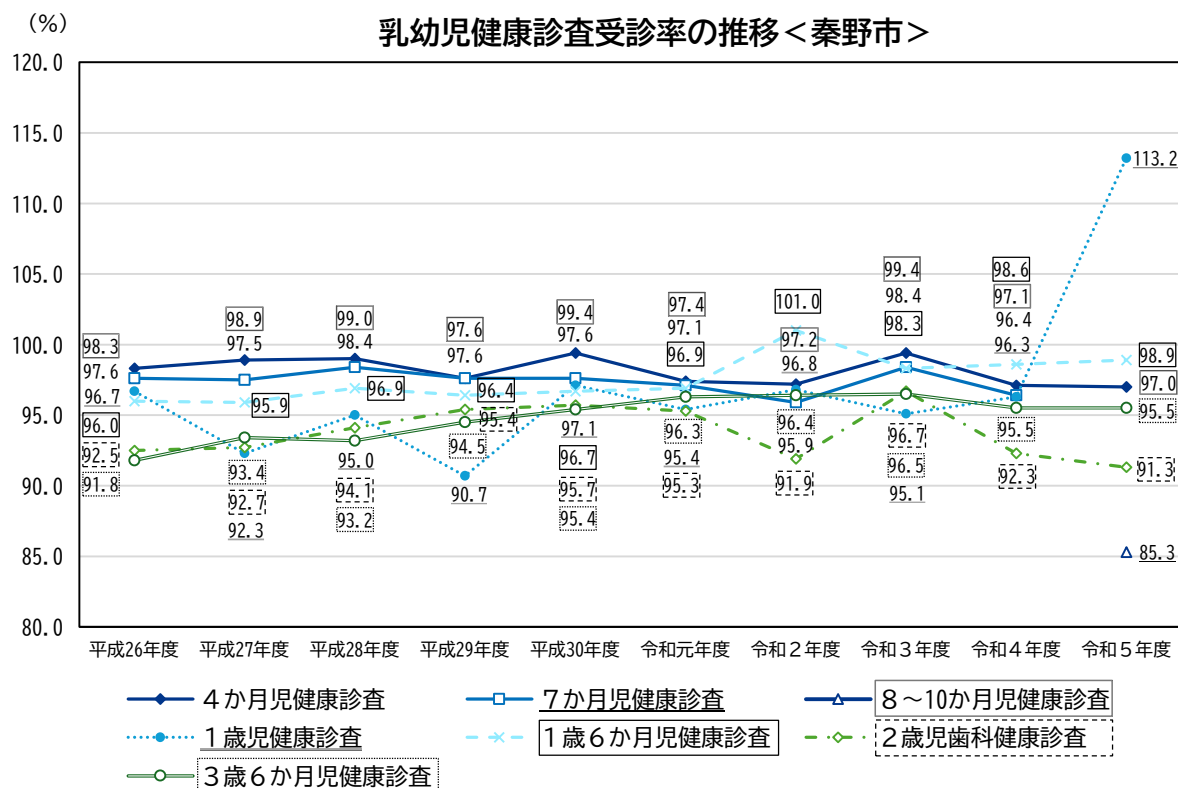


資料：こども家庭支援課

(5) 乳幼児健康診査

本市では、乳幼児の病気の予防と早期発見及び健康の保持増進を目的として、4か月児健康診査、8～10か月児健康診査（令和5年5月から7か月児健康診査と1歳児健康診査を統合して実施）、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査及び3歳6か月児健康診査を実施しています。

乳幼児健康診査受診率はおおむね9割以上と高い受診率で推移しています。



資料:こども家庭支援課

健診名	対象・内容
4か月児健康診査	4か月になる月 身体計測・腎エコー検診・診察・育児相談・離乳食の話・ブックスタート
8～10か月児健康診査	8か月になる日の前日～11か月になる前々日 個別:指定医療機関
1歳6か月児健康診査	1歳6か月になった翌月 身体計測・診察・歯科健診・歯科相談・育児相談・栄養相談
2歳児歯科健康診査	2歳になった翌月 歯科健診・フッ素塗布・こどもの食育と歯科相談・育児相談・栄養相談
3歳6か月児健康診査	3歳6か月になった翌月 身体計測・診察・歯科健診・こどもの食育・育児相談・栄養相談・視聴覚検査

3 アンケート結果から見える課題

本市では、子育てや生活の実態、こども・子育て支援に対する御意見やニーズを把握するため、本計画の策定に当たり、令和5年度に「女性とこどもが住みやすいまちづくりに関するWEBアンケート調査」及び「第3期秦野市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」、令和6年度に「こども・若者育成支援に関する意識調査」及び「こどもの生活実態調査」を実施しました。

■就学前のこどものいる保護者調査*

(第3期秦野市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査)

項目	内容
調査目的	子ども・子育て支援事業計画で確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、市民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握する。
調査対象	市内在住の就学前のこどものいる保護者(1,491人)
配付数	1,491票
回収数(回収率)	578票(38.8%)
調査期間	令和6年1月26日～令和6年2月13日
調査方法	郵送による配付・回収

■こども・若者育成支援に関する意識調査*

項目	内容
調査目的	こども・若者育成支援等を行うため、市内在住の若者の生活実態、意識やニーズを把握する。
調査対象	市内在住の15歳～39歳の方(2,000人)
配付数	2,000票
回収数(回収率)	368票(18.4%)
調査期間	令和6年7月15日～令和6年8月8日
調査方法	郵送で配付し、郵送及びインターネットで回収

■こどもの生活実態調査※

項目	内容
調査目的	こどもの貧困解消に向けた対策や支援等を行うため、市内在住のこどものいる家庭の意識、生活実態やニーズを把握する。
調査対象	市内在住の小学5年生・中学2年生のこどものいる家庭(2,000世帯)
配付数	4,000票(こども:2,000票/保護者:2,000票)
回収数(回収率)	保護者:665票(33.3%) / こども:633票(31.7%) ※紐づけ可能世帯:616票(30.8%)
調査期間	令和6年7月15日～令和6年8月8日
調査方法	郵送で配付し、郵送及びインターネットで回収

■女性とこどもが住みやすいまちづくりに関するWEBアンケート調査

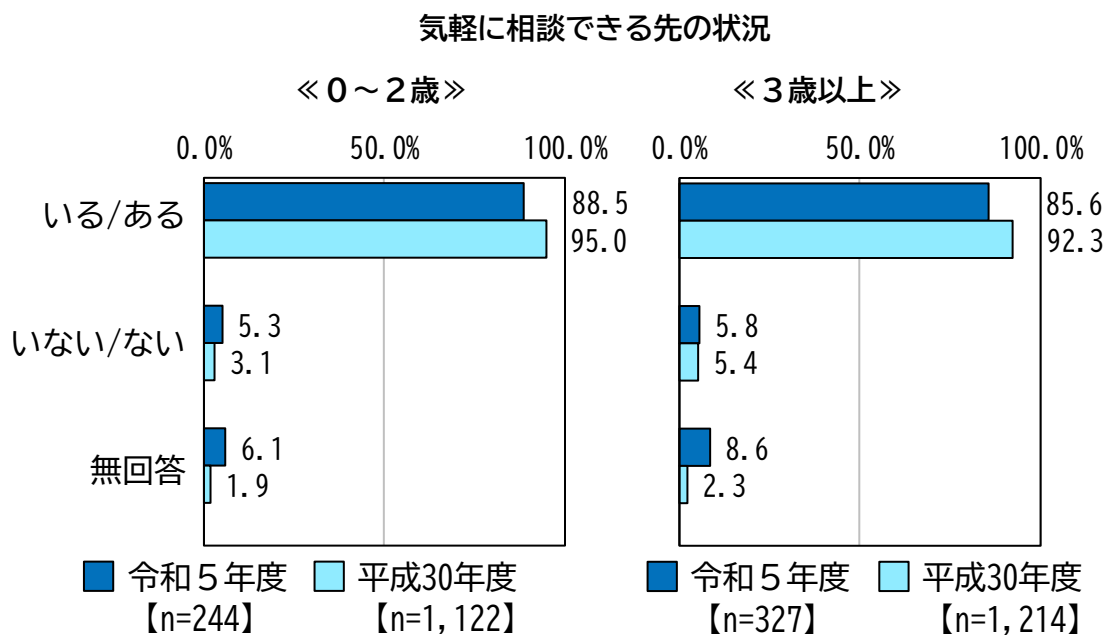
項目	内容
調査目的	「女性とこどもが住みやすいまちづくり」を実現するため、市民の考えやニーズを把握する。
調査対象	市内在住の18歳以上の方
配付数	-
回収数(回収率)	第1回:286票 第2回:623票
調査期間	第1回:令和5年9月15日～令和5年10月13日 第2回:令和5年10月16日～令和5年10月27日
調査方法	第1回:ポスター掲示及びリーフレット配布等で周知し、インターネットで回収 第2回:学校向け連絡網サービス「マチコミ」で周知し、インターネットで回収

※年齢等ごとのクロス集計のグラフにおいては、項目、年齢等に関する無回答者がいる関係で、各クロス項目、年齢等ごとの回答数を足上げた結果と全体回答者数は、一致しない。

I 就学前のこどものいる保護者調査

(1) 気軽に相談できる先の状況

気軽に相談できる先の有無について、0～2歳及び3歳以上ともに「いる/ある」が最も多くなっていますが、経年変化でみると、「いない/ない」が0～2歳で2.2ポイント増、3歳以上で0.4ポイント増となっており、子育てや教育に関して、一人で悩んだり抱え込まず、気軽に相談できる体制の充実が求められます。

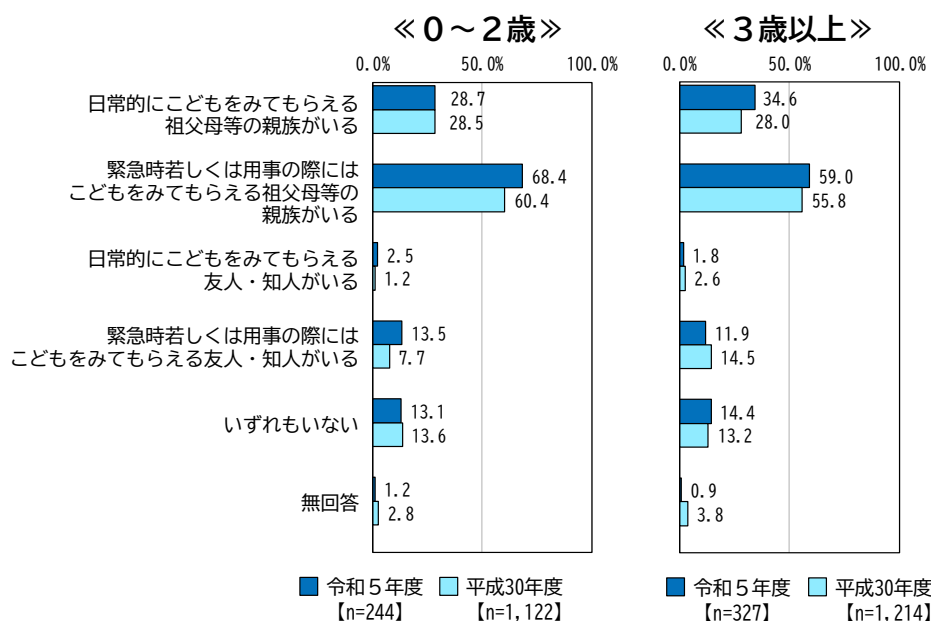


(2) こどもをみてもらえる親族・知人等の状況

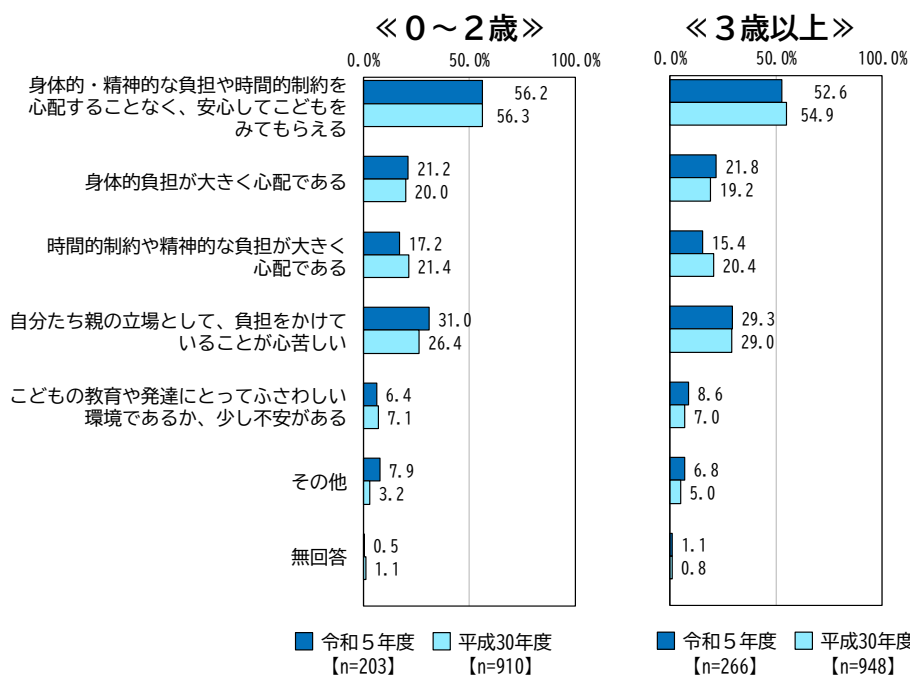
こどもをみてもらえる親族・知人等の有無について、0～2歳及び3歳以上ともに「緊急時若しくは用事の際にはこどもをみてもらえる祖父母等の親族がいる」が最も多く、経年変化でみると、0～2歳で8.0ポイント増、3歳以上で3.2ポイント増となっています。

また、祖父母にみてもらっている状況については、0～2歳及び3歳以上ともに「身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してこどもをみてもらえる」が最も多くなっていますが、経年変化でみると、「身体的負担が大きく心配である」が0～2歳で1.2ポイント増、3歳以上で2.6ポイント増となっています。

こどもをみてもらえる親族・知人等の有無<複数回答>



祖父母にみてもらっている状況<複数回答>

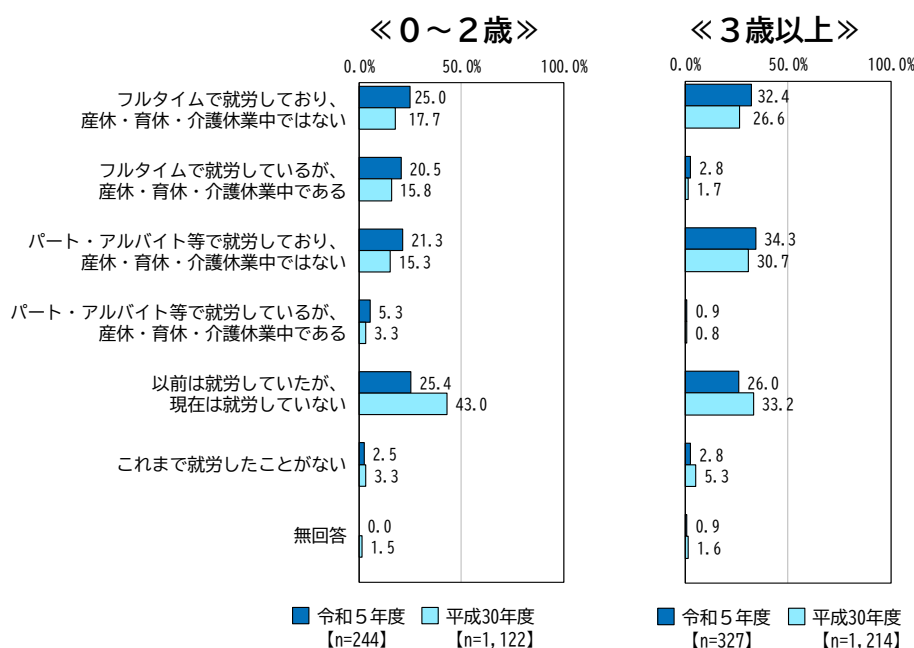


(3) 母親の就労状況と今後の就労希望

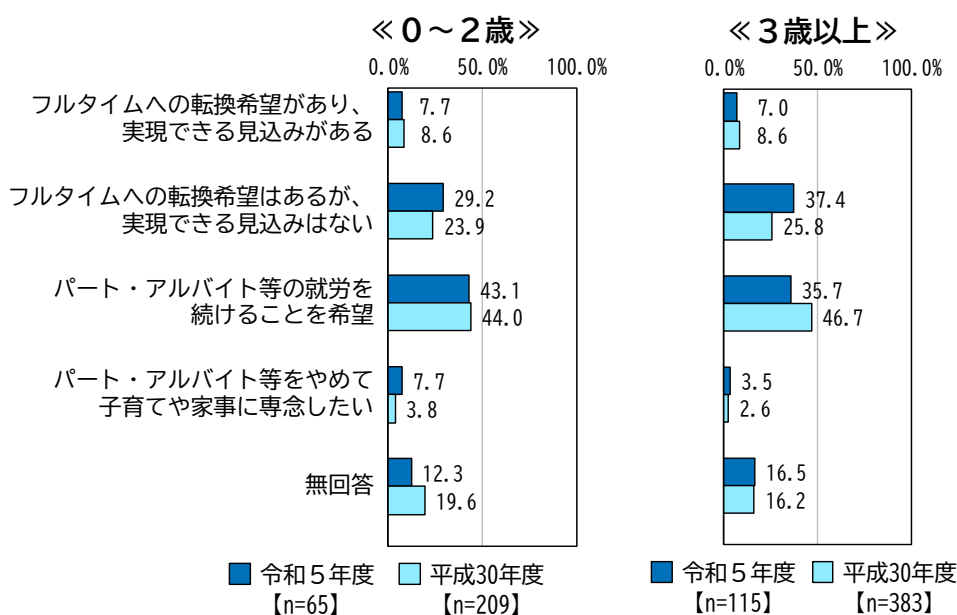
母親の就労状況について、0～2歳では「以前は就労していたが、現在は就労していない」、3歳以上では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、経年変化でみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が0～2歳で17.6ポイント減、3歳以上で7.2ポイント減となっており、子育てと就労を両立している母親が増加していることが推測されます。

また、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、0～2歳では「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も多くなっている一方、3歳以上では「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が最も多くなっており、フルタイムでの就労に関して課題を抱えている母親が多いことがわかります。

母親の就労状況

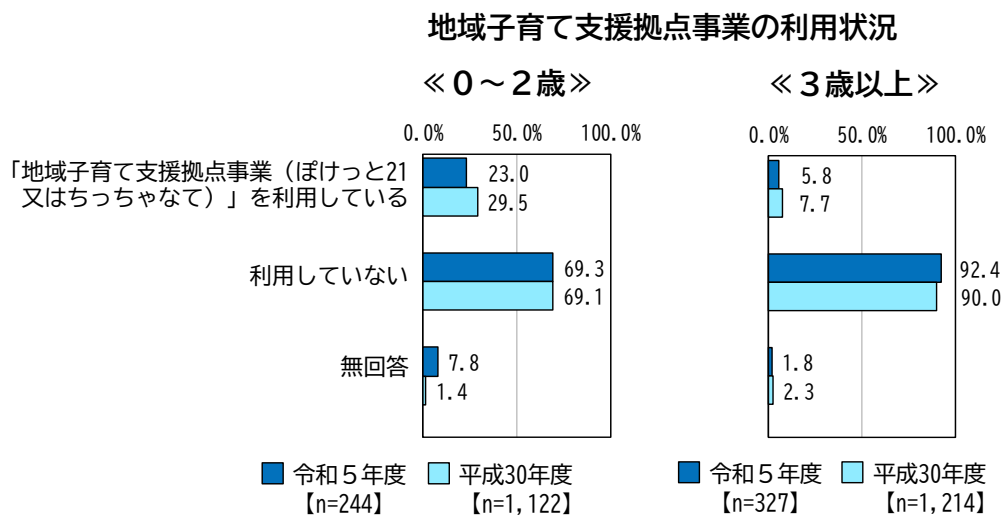


パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望



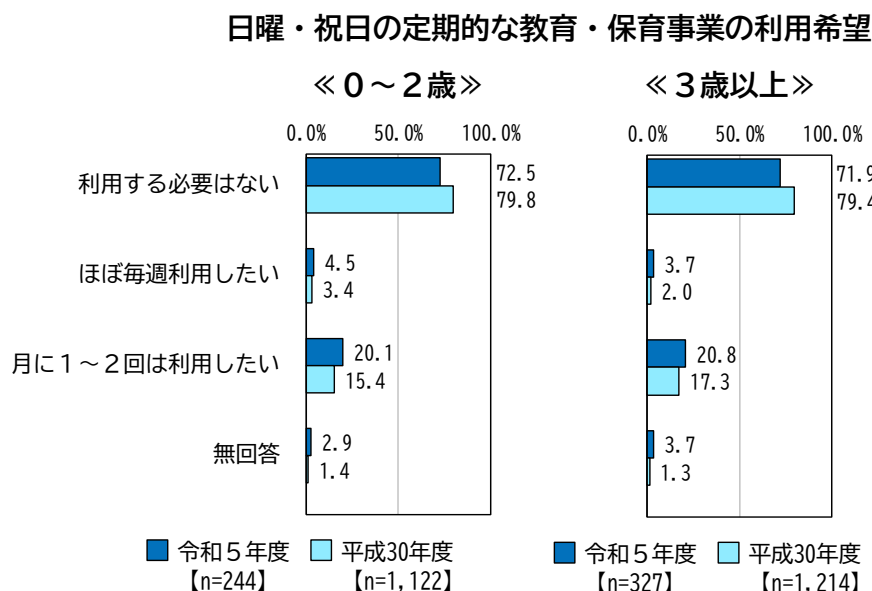
(4) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況について、0～2歳及び3歳以上ともに「利用していない」が最も多く、経年変化でみると、0～2歳で0.2ポイント増、3歳以上で2.4ポイント増となっており、利用状況は年々低くなっています。



(5) 日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望について、0～2歳及び3歳以上ともに「利用する必要はない」が最も多く、経年変化でみると、「月に1～2回は利用したい」が0～2歳で4.7ポイント増、3歳以上で3.5ポイント増となっています。

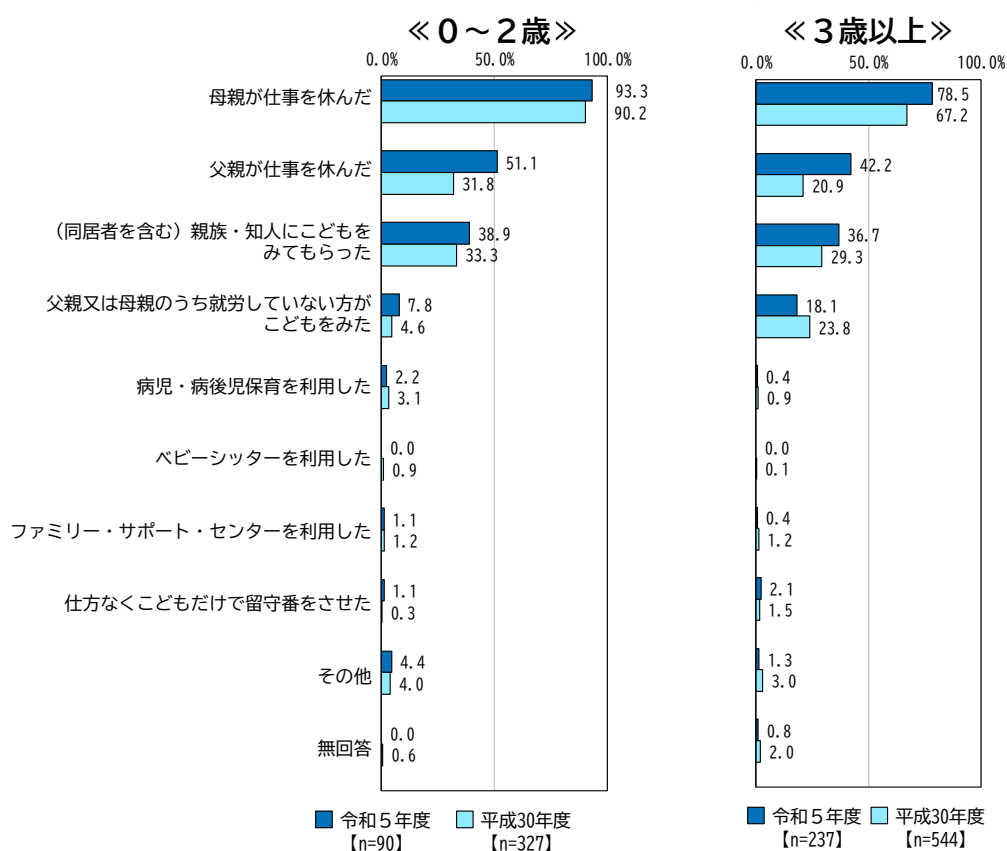


(6) 病児・病後児保育の利用希望

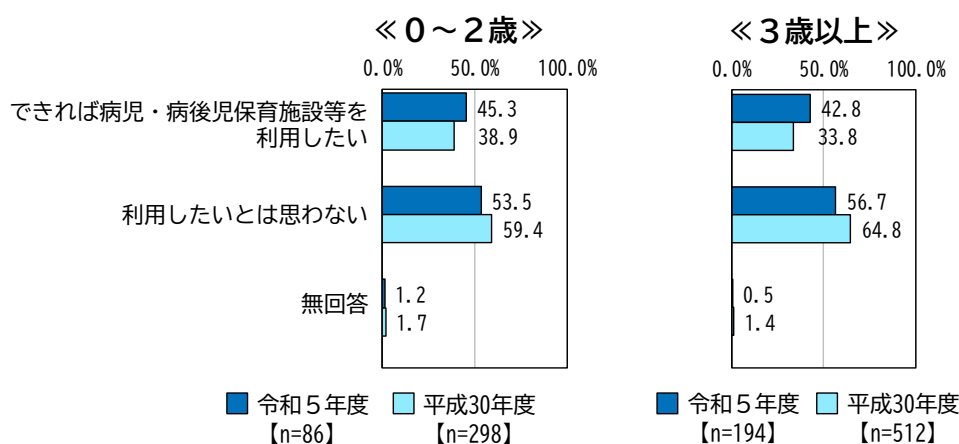
平日の定期的な教育・保育の事業を利用しているこどもが、病気やけがで教育・保育の利用ができなかった場合の対処方法について、0～2歳及び3歳以上ともに「母親が仕事を休んだ」が最も多く、経年変化で見ると、「父親が仕事を休んだ」が0～2歳で19.3ポイント増、3歳以上で21.3ポイント増となっており、積極的に育児に参加する父親が増加していることがわかります。

また、病児・病後児保育の利用希望については、0～2歳及び3歳以上ともに「利用したいとは思わない」が最も多くなっていますが、経年変化で見ると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が0～2歳で6.4ポイント増、3歳以上で9.0ポイント増となっており、病児・病後児保育の利用希望は増加していることが推測されます。

病気・けがへの対応<複数回答>



病児・病後児保育の利用希望

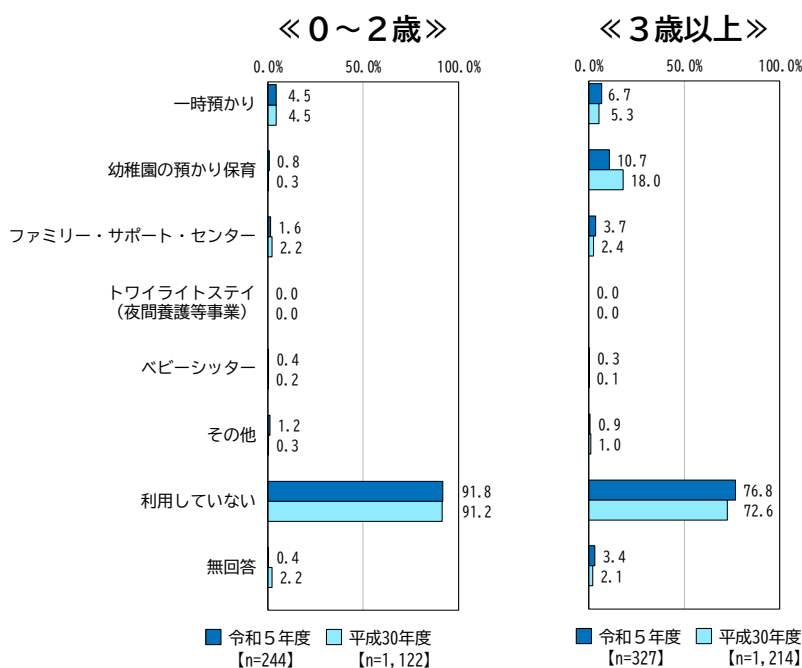


(7) 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用希望

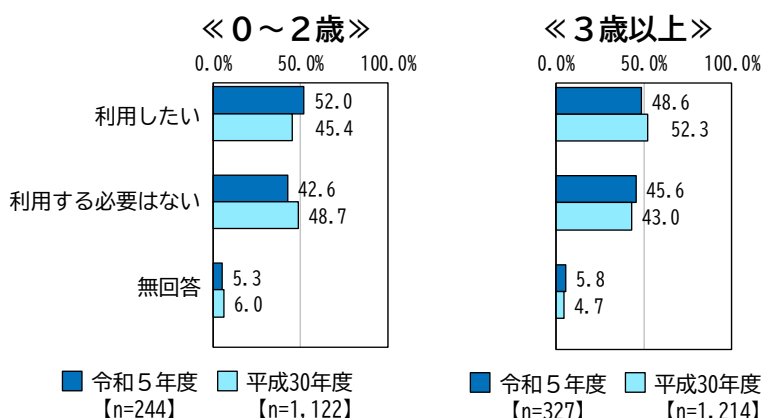
不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用状況について、0～2歳及び3歳以上ともに「利用していない」が最も多く、経年変化でみると、0～2歳で0.6ポイント増、3歳以上で4.2ポイント増となっています。

また、不特定の預かり事業の利用希望については、経年変化でみると、「利用したい」が0～2歳で6.6ポイント増、3歳以上で3.7ポイント減となっており、0～2歳での不特定の預かり事業の利用希望が高くなっています。

日中の定期的保育や病気のため以外に不定期利用している事業<複数回答>



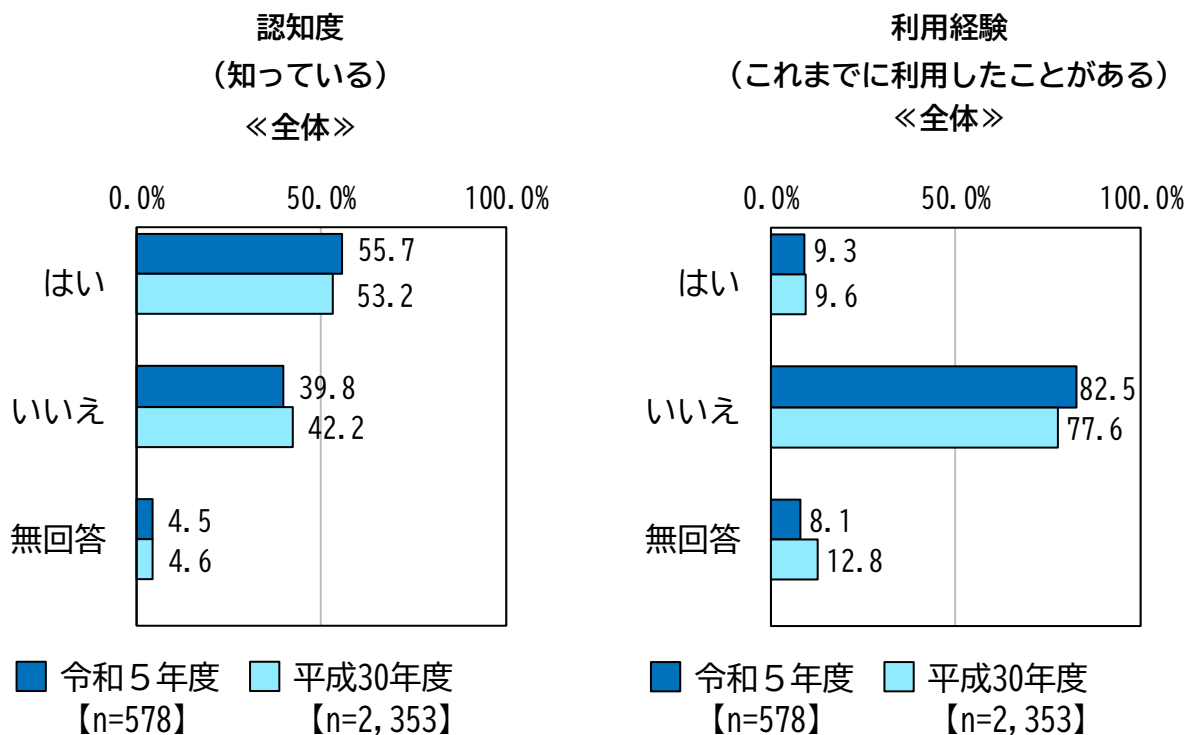
不特定の預かり事業の利用希望



(8) 子育ての総合相談窓口の認知度と利用経験

子育て支援各事業のうち、子育ての総合相談窓口の認知度については、経年比較でみると、「はい」が2.5ポイント増、「いいえ」が2.4ポイント減となっています。

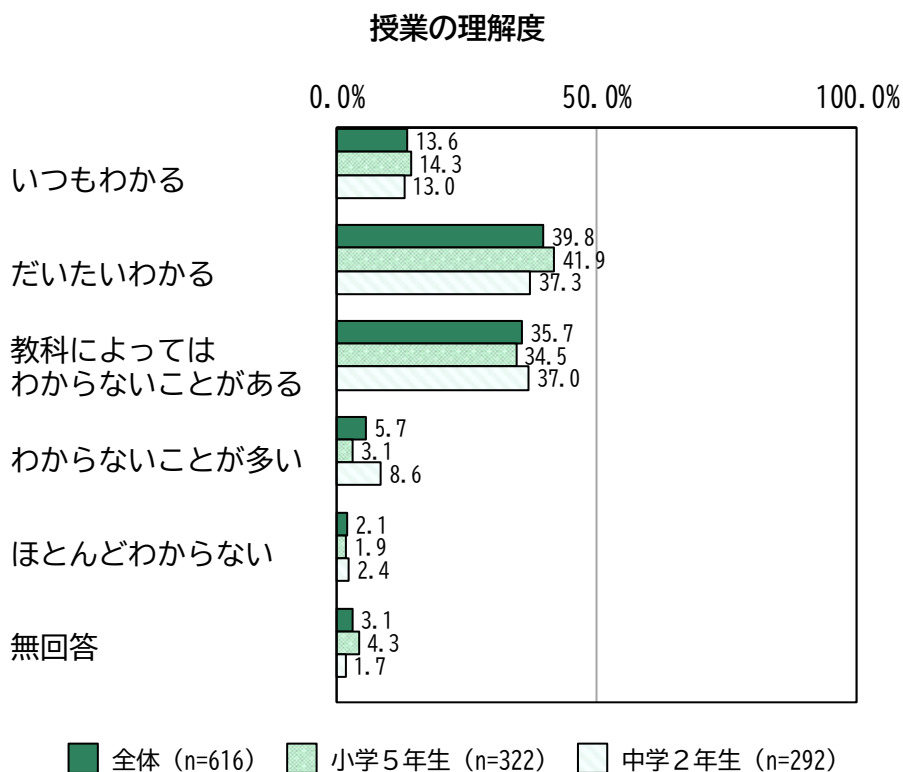
また、利用経験については、経年変化でみると、「はい」が0.3ポイント減、「いいえ」が4.9ポイント増となっています。



Ⅱ こどもの生活実態調査

(1) 学校の授業の理解度

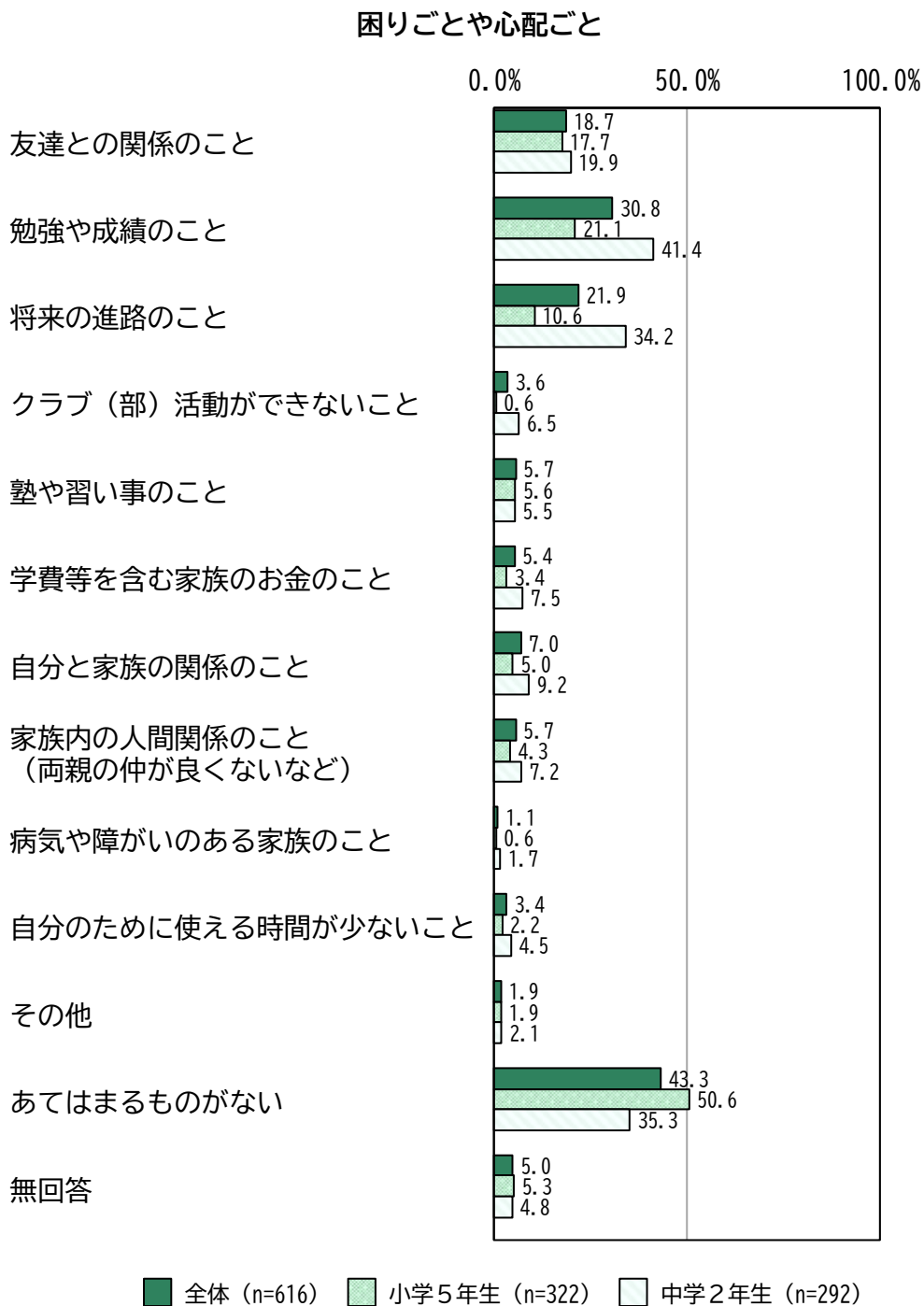
授業の理解度について、両学年ともに「だいたいわかる」(小学5年生:41.9%・中学2年生:37.3%)が最も多く、次いで「教科によってはわからないことがある」(小学5年生:34.5%・中学2年生:37.0%)となっています。



(2) 困りごとや心配ごと

困りごとや心配ごとについて、小学5年生では「あてはまるものがない」が50.6%で最も多く、次いで「勉強や成績のこと」が21.1%となっています。

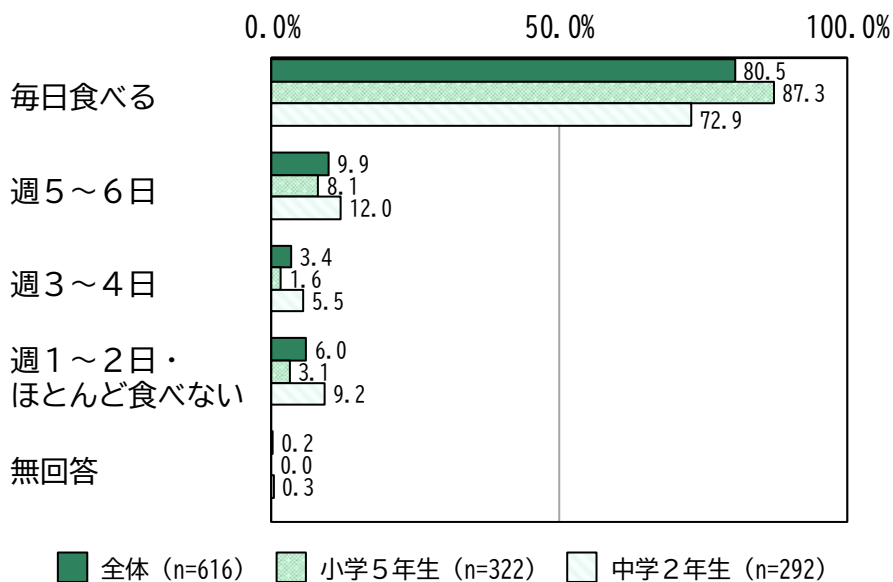
中学2年生では「勉強や成績のこと」が41.4%で最も多く、次いで「あてはまるものがない」が35.3%となっています。



(3) 朝食の摂取状況

朝食の摂取状況について、両学年ともに「毎日食べる」(小学5年生:87.3%・中学2年生:72.9%)が最も多く、次いで「週5~6日」(小学5年生:8.1%・中学2年生:12.0%)となっています。

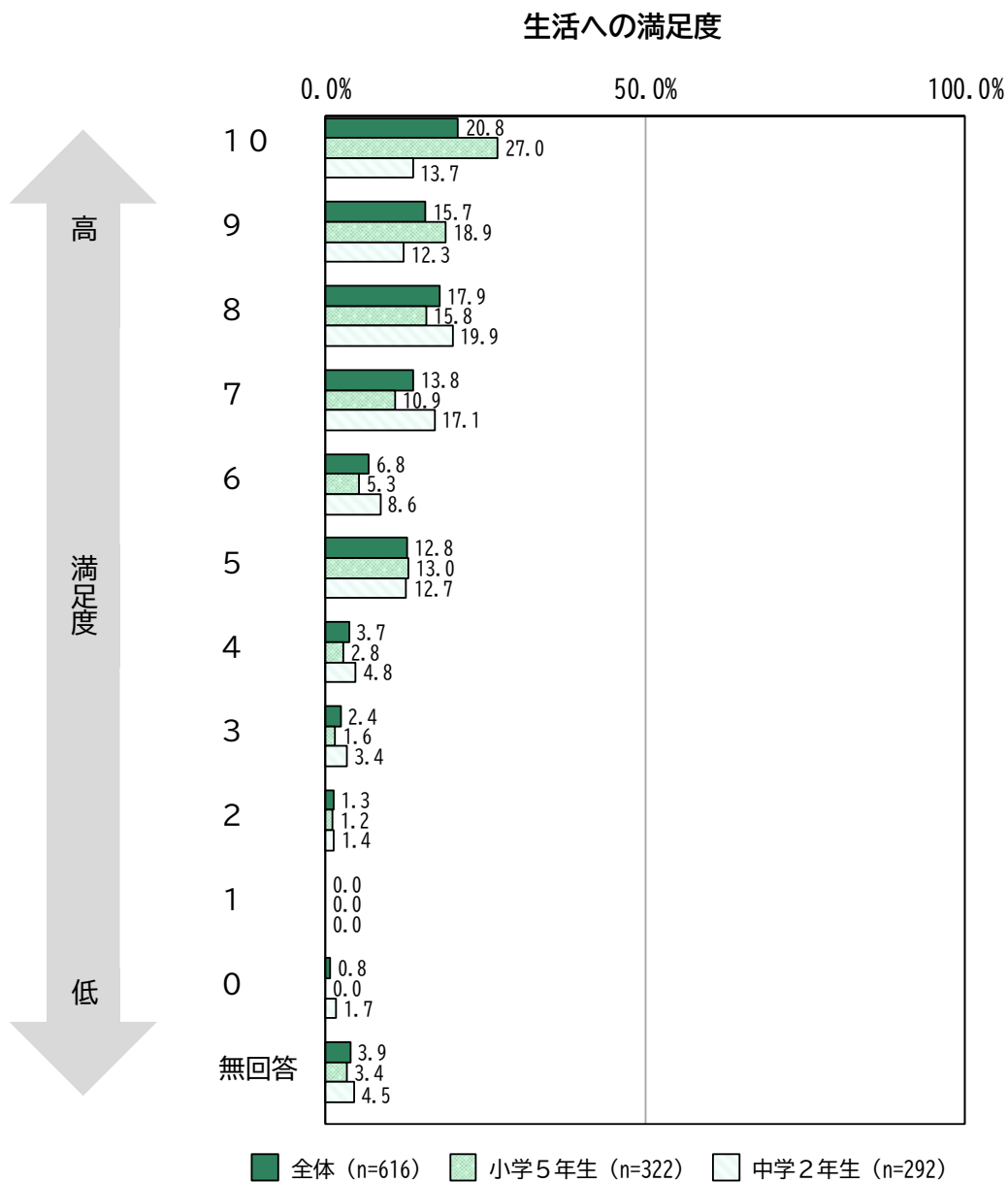
朝食の接種状況



(4) 生活への満足度

生活への満足度について、小学5年生では「10」が27.0%で最も多く、次いで「9」が18.9%となっています。

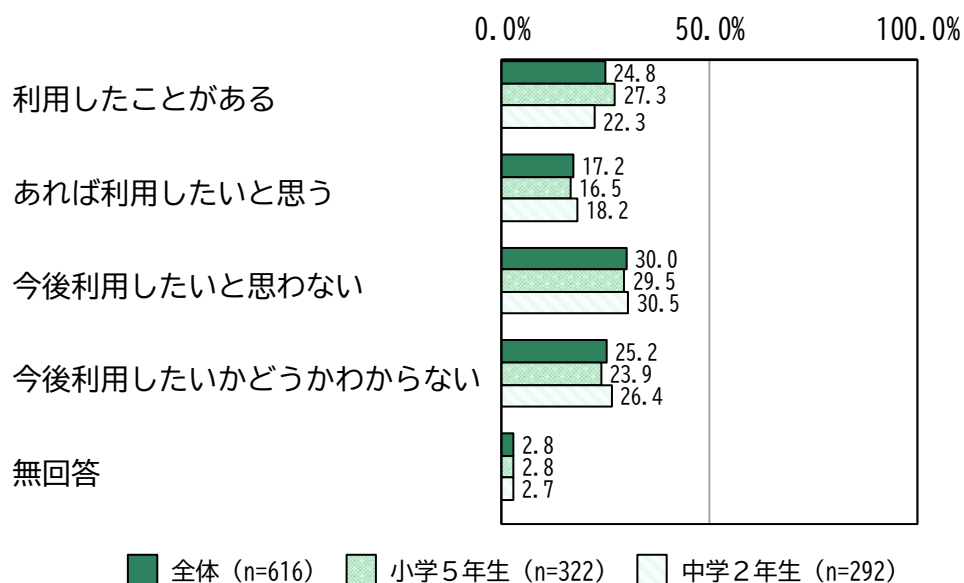
中学2年生では「8」が19.9%で最も多く、次いで「7」が17.1%となっています。



(5) 施設等の利用経験・今後の利用意向

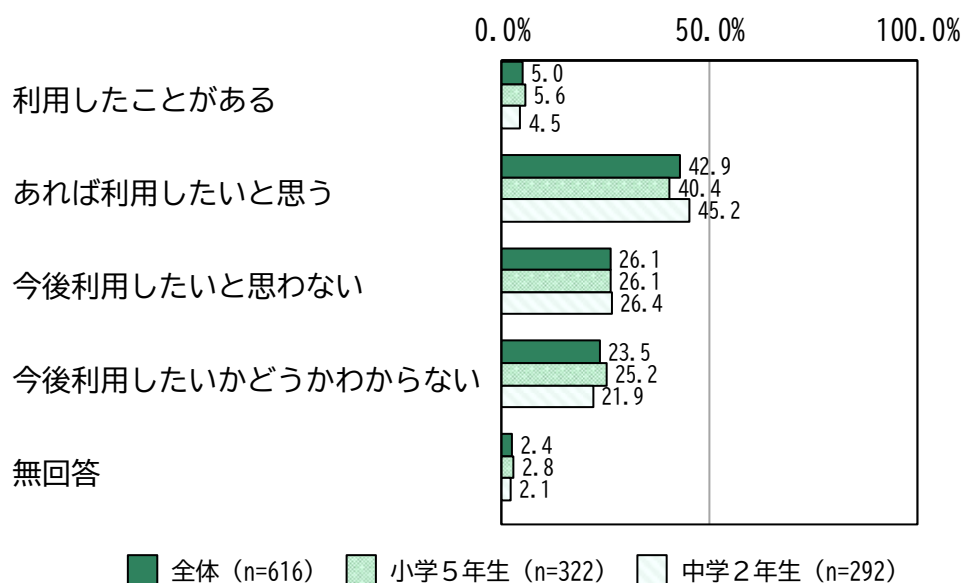
平日の夜や休日を過ごすことができる場所の利用経験・利用意向について、両学年ともに「今後利用したいと思わない」（小学5年生：29.5%・中学2年生：30.5%）が最も多く、次いで小学5年生では「利用したことがある」が27.3%、中学2年生では「今後利用したいかどうか分からない」が26.4%となっています。

平日の夜や休日を過ごすことができる場所
（学童保育所、プレーパーク、フリースペース、こどもの居場所など）



勉強を無料でみてくれる場所の利用経験・利用意向について、両学年ともに「あれば利用したいと思う」（小学5年生：40.4%・中学2年生：45.2%）が最も多く、次いで「今後利用したいと思わない」（小学5年生：26.1%・中学2年生：26.4%）となっています。

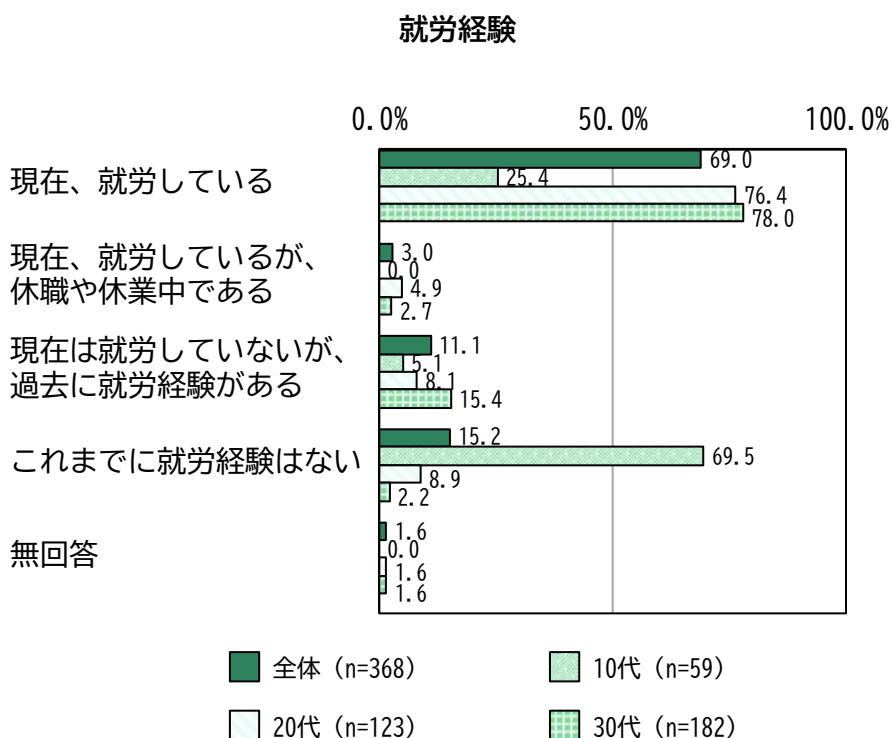
勉強を無料でみてくれる場所



Ⅲ こども・若者育成支援に関する意識調査

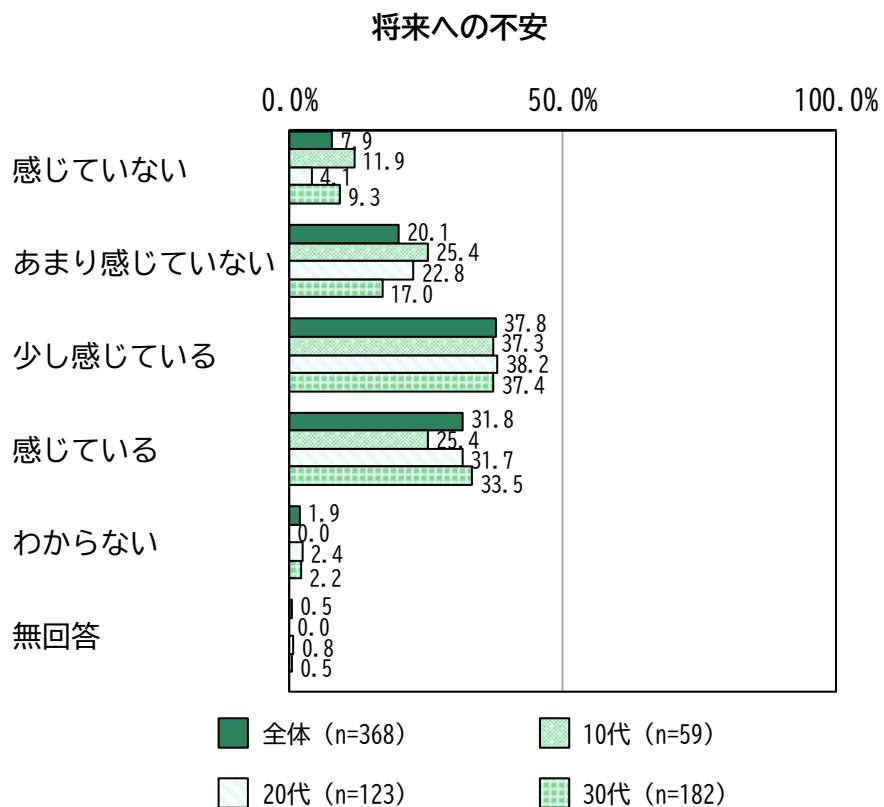
(1) 就労経験

就労経験について、10代では「これまでに就労経験はない」が69.5%と最も多く、次いで「現在、就労している」が25.4%となっています。また、20代と30代では「現在、就労している」（20代：76.4%・30代：78.0%）が最も多く、次いで20代では「これまでに就労経験はない」が8.9%、30代では「現在は就労していないが、過去に就労経験がある」が15.4%となっています。



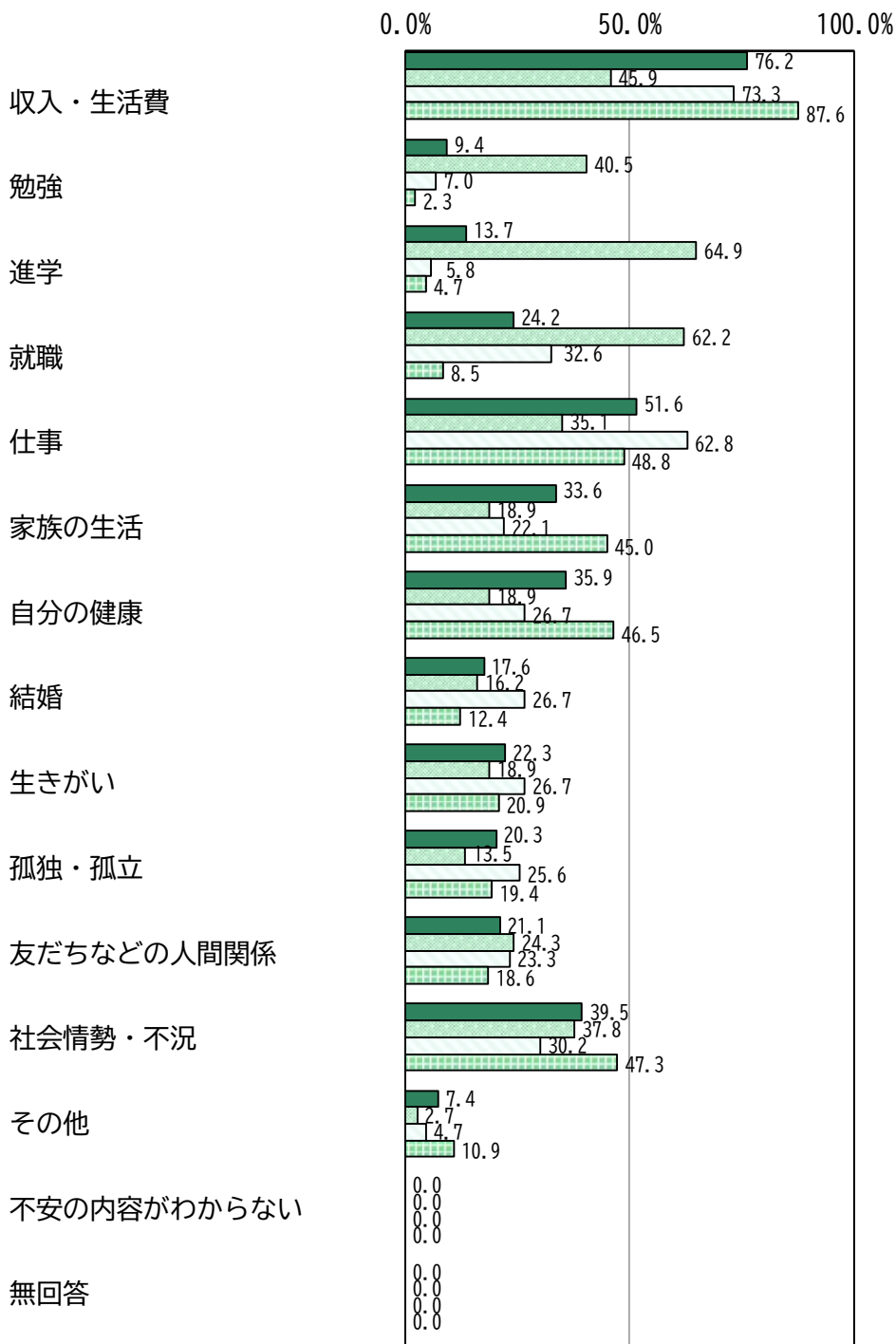
(2) 将来への意識

将来への不安について、全年代で「少し感じている」(10代:37.3%・20代:38.2%・30代:37.4%)が最も多くなっています。次いで10代では「あまり感じていない」「感じている」がともに25.4%、20代と30代では「感じている」(20代:31.7%・30代:33.5%)となっています。



将来への不安の要因について、10代では「進学」が64.9%と最も多く、次いで「就職」が62.2%となっています。20代と30代では「収入・生活費」(20代:73.3%・30代:87.6%)が最も多く、次いで「仕事」(20代:62.8%・30代:48.8%)となっています。

将来への不安の要因<複数回答>

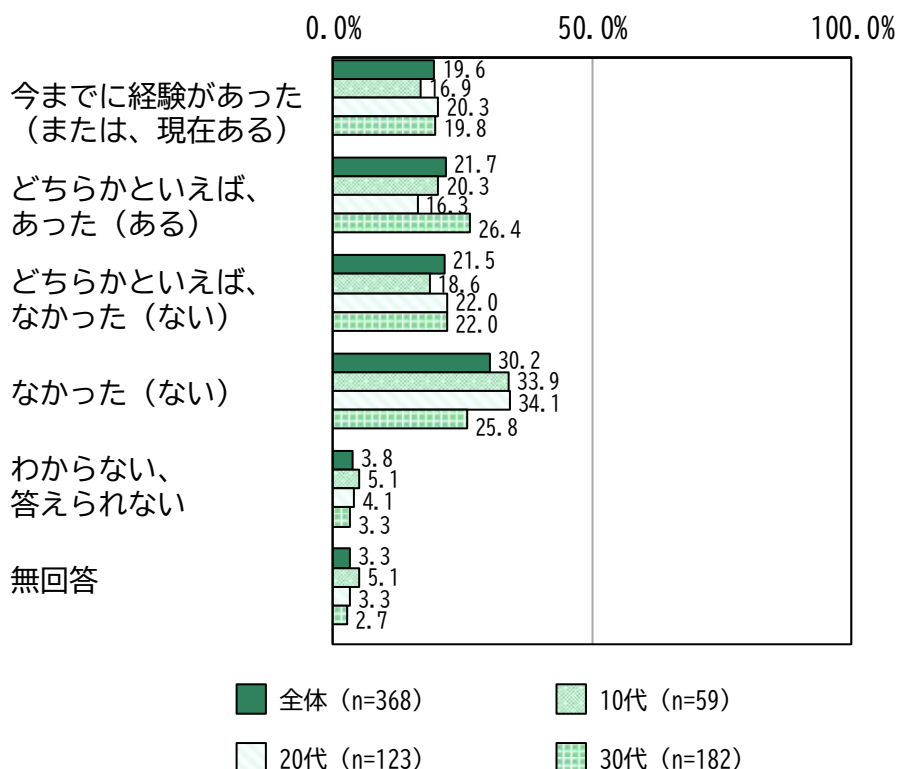


全体 (n=256)
 10代 (n=37)
 20代 (n=86)
 30代 (n=129)

(3) 社会生活・日常生活上の支障

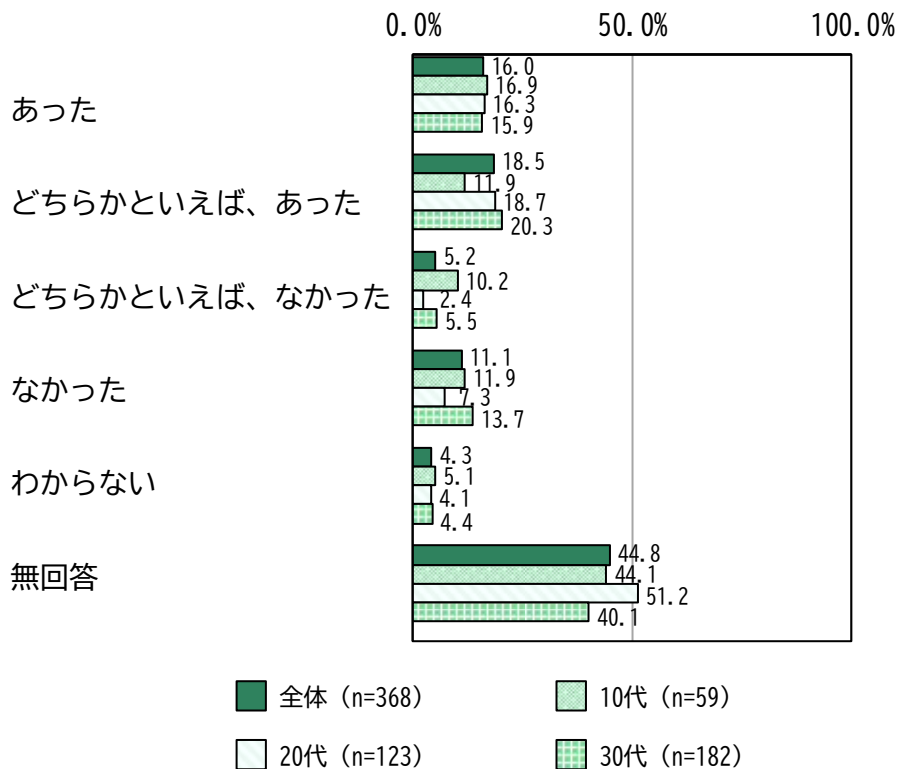
社会生活や日常生活を円滑に送れなかった経験と現状について、10代と20代では「なかった(ない)」(10代:33.9%・20代:34.1%)、30代では「どちらかといえば、あった(ある)」が26.4%で最も多くなっています。次いで10代では「どちらかといえば、あった(ある)」が20.3%、20代では「どちらかといえば、なかった(ない)」が22.0%、30代では「なかった(ない)」が25.8%となっています。

社会生活や日常生活を円滑に送れなかった経験と現状



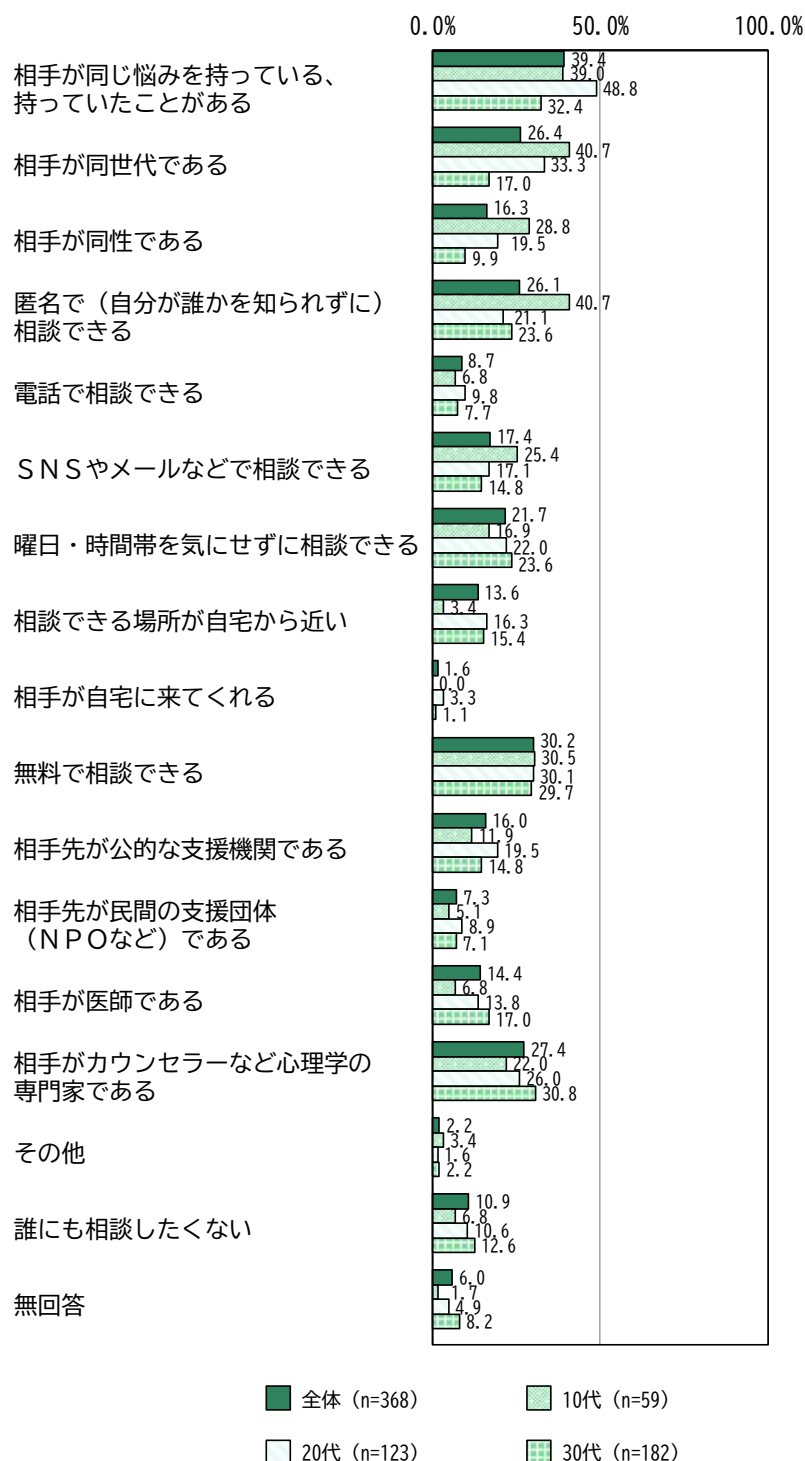
社会生活や日常生活を円滑に送れない状態が改善した経験について、10代では「あった」が16.9%と最も多く、次いで「どちらかといえば、あった」「なかった」がともに11.9%となっています。20代と30代では「どちらかといえば、あった」(20代:18.7%・30代:20.3%)が最も多く、次いで「あった」(20代:16.3%・30代:15.9%)となっています。

社会生活や日常生活を円滑に送れない状態が改善した経験



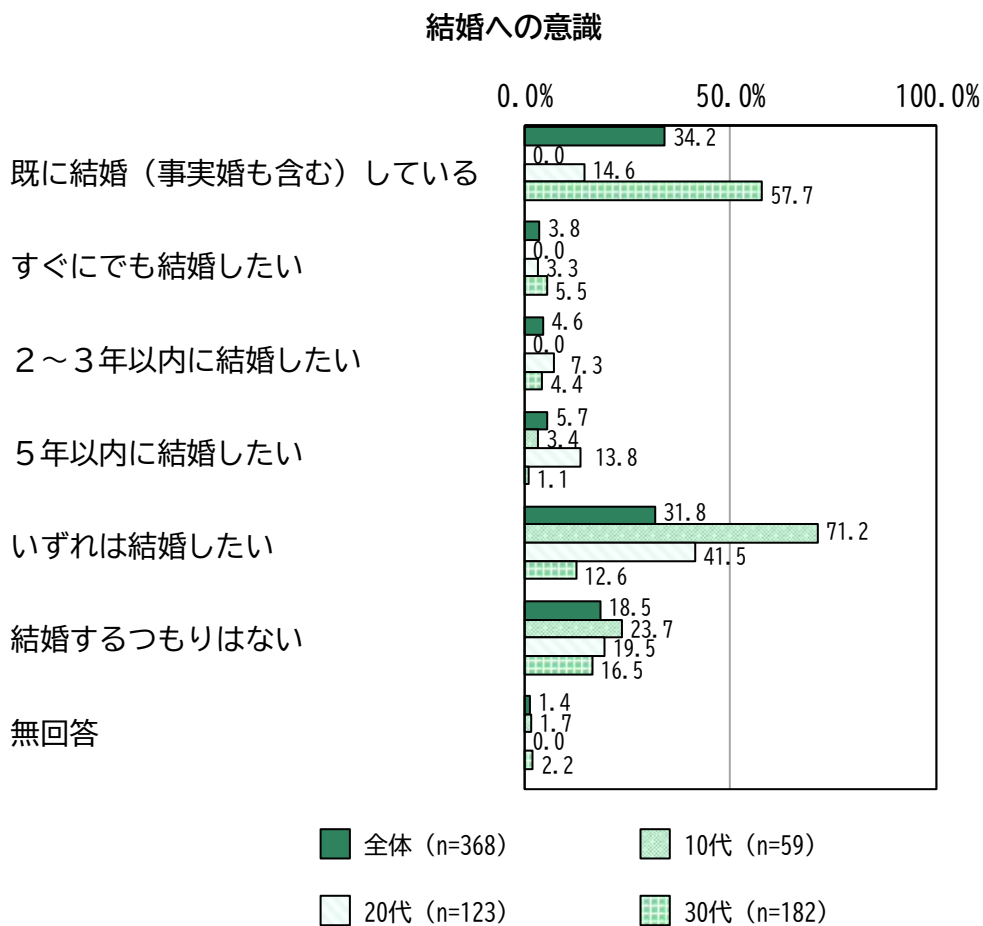
社会生活や日常生活を円滑に送れなくなったときに相談したい人・場所について、10代では「相手が同世代である」「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」がともに40.7%と最も多く、次いで「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が39.0%となっています。20代と30代では「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」（20代：48.8%・30代：32.4%）が最も多く、次いで20代では「相手が同世代である」が33.3%、30代では「相手がカウンセラーなど心理学の専門家である」が30.8%となっています。

社会生活や日常生活を円滑に送れなくなったときに相談したい人・場所<複数回答>



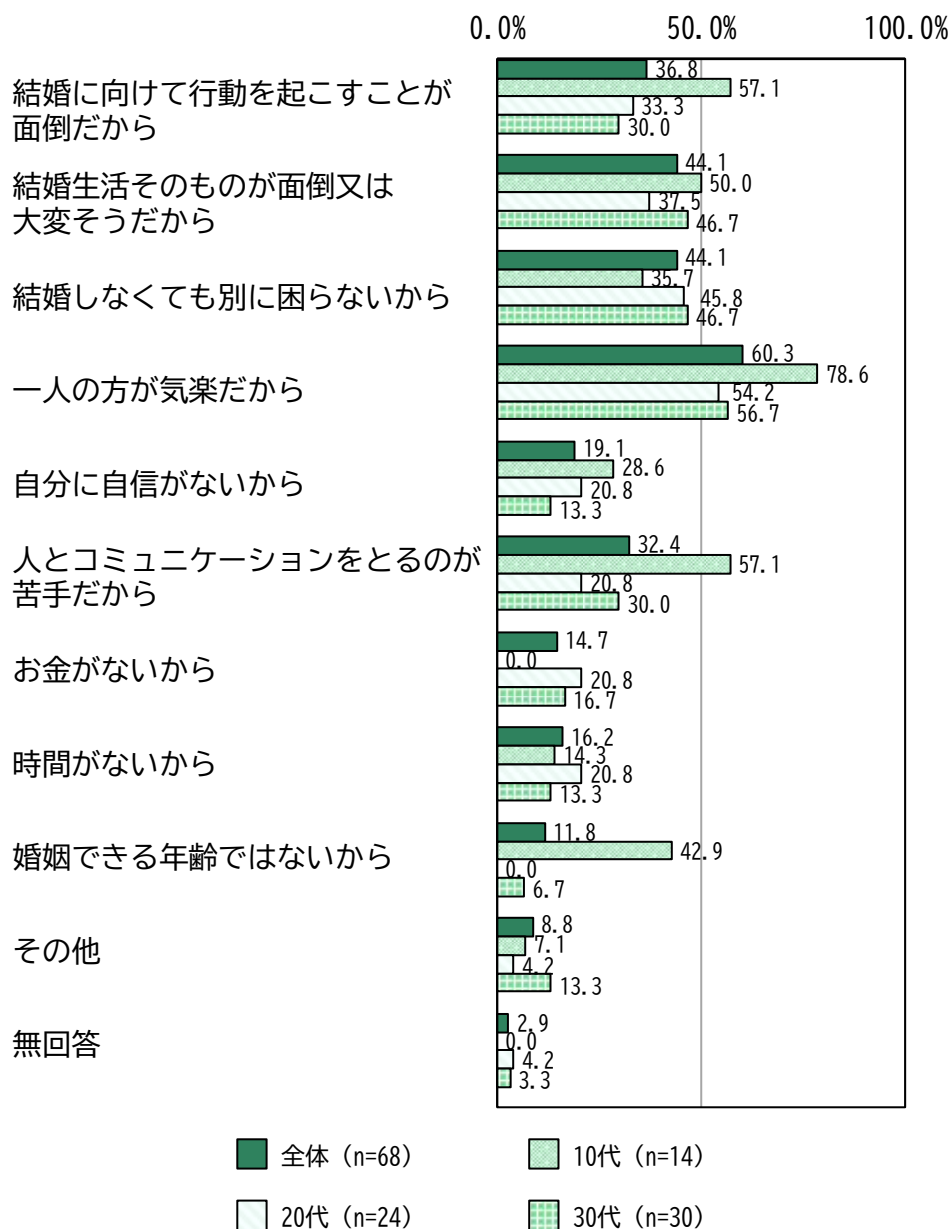
(4) 結婚への意識と子育て

結婚への意識について、10代と20代では「いずれは結婚したい」(10代:71.2%・20代:41.5%)、30代では「既に結婚(事実婚も含む)している」(57.7%)が最も多くなっています。次いで全年代で「結婚するつもりはない」(10代:23.7%・20代:19.5%・30代:16.5%)となっています。

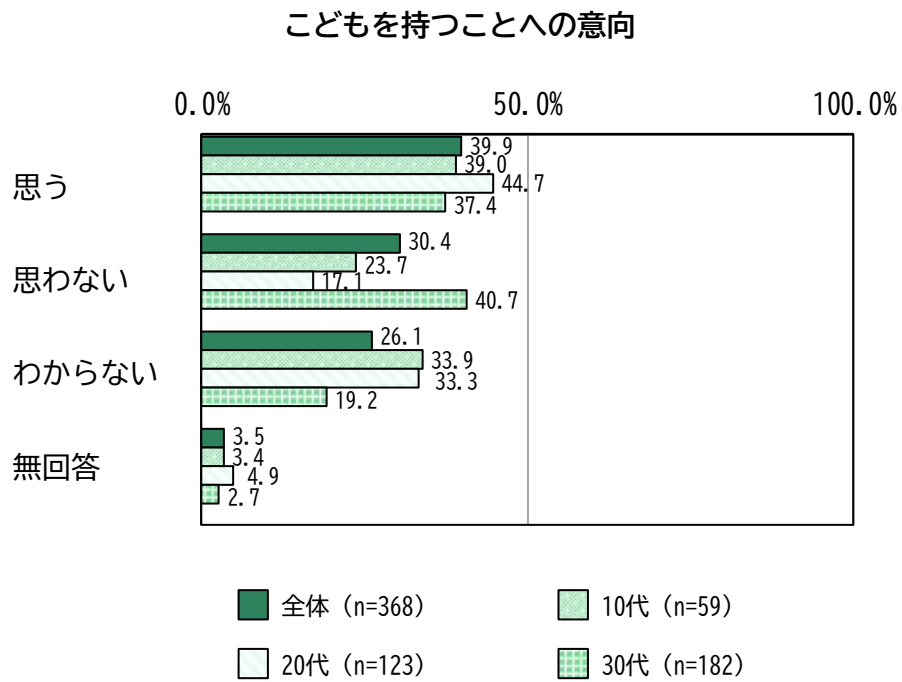


結婚するつもりがない理由について、全年代で「一人の方が気楽だから」(10代:78.6%・20代:54.2%・30代:56.7%)が最も多く、次いで10代では「結婚に向けて行動を起こすことが面倒だから」「人とコミュニケーションをとるのが苦手だから」がともに57.1%、20代では「結婚しなくても別に困らないから」が45.8%、30代では「結婚生活そのものが面倒又は大変そうだから」「結婚しなくても別に困らないから」がともに46.7%となっています。

結婚するつもりがない理由<複数回答>

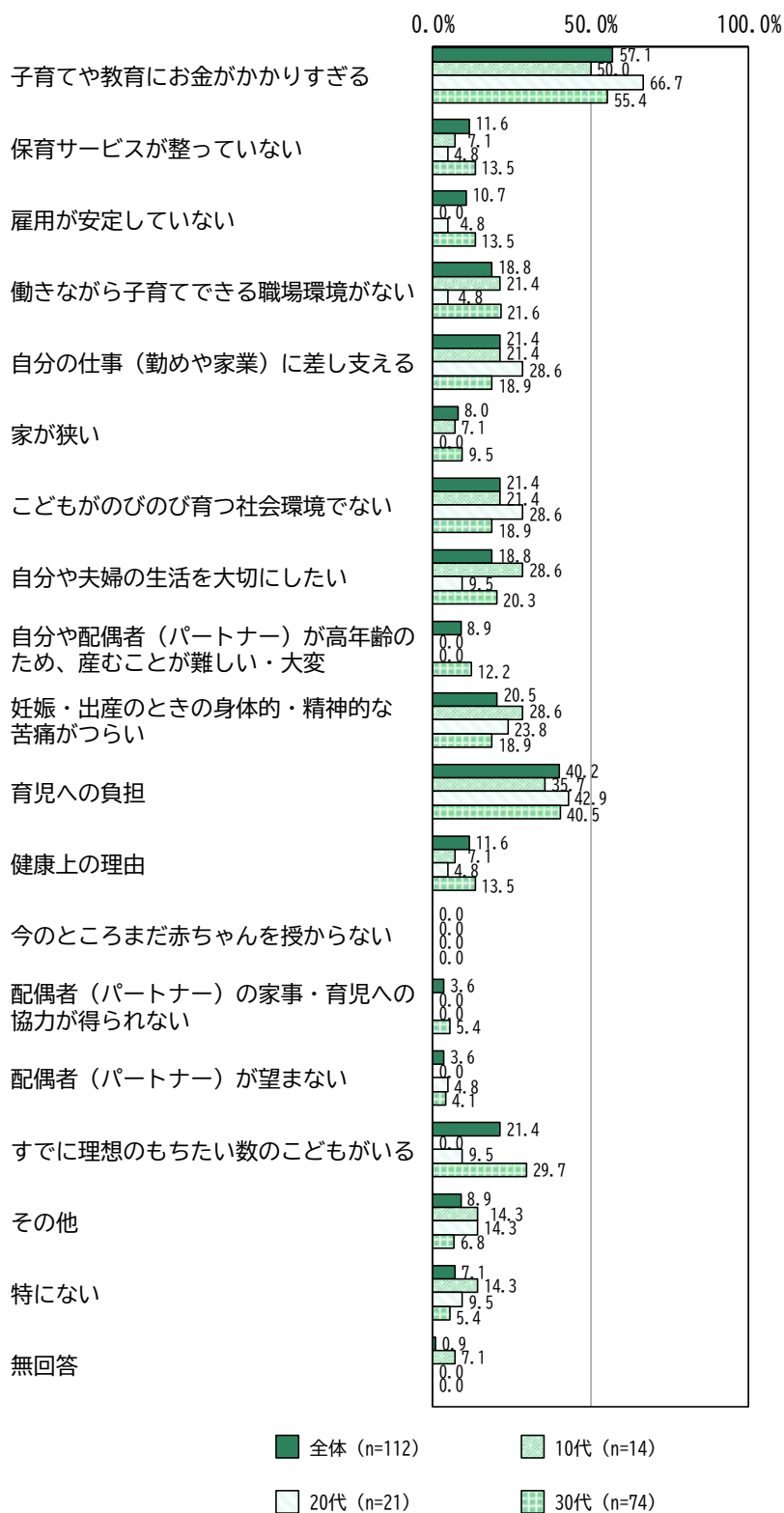


こどもを持つことへの意向について、10代と20代では「思う」(10代:39.0%・20代:44.7%)、30代では「思わない」(40.7%)が最も多くなっています。



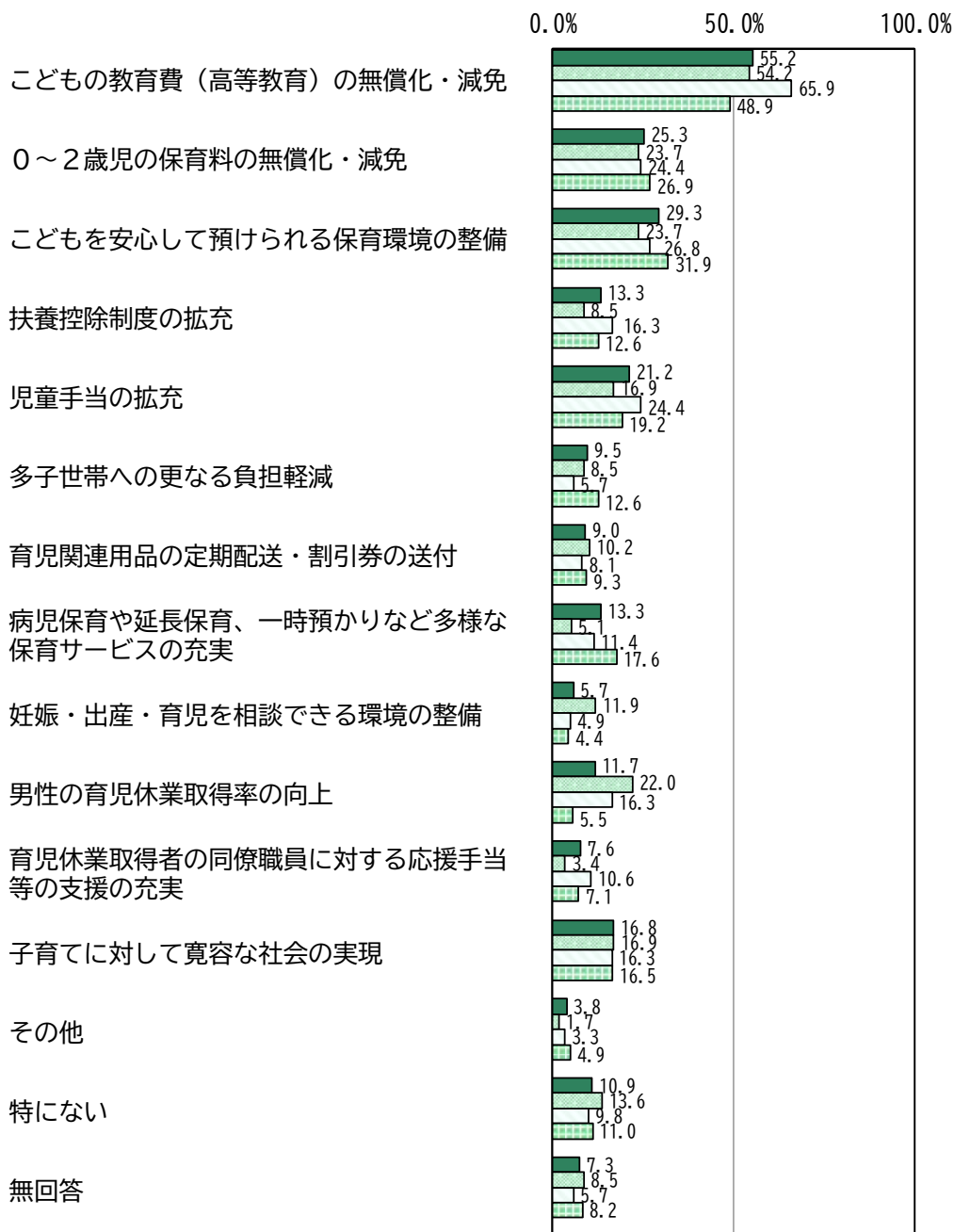
子どもを持ちたいと思わない理由について、全年代で「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(10代:50.0%・20代:66.7%・30代:55.4%)が最も多く、次いで「育児への負担」(10代:35.7%・20代:42.9%・30代:40.5%)となっています。

子どもを持ちたいと思わない理由<複数回答>



子育てに関するニーズについて、全年代で「こどもの教育費（高等教育）の無償化・減免」（10代：54.2%・20代：65.9%・30代：48.9%）が最も多く、次いで10代では「0～2歳児の保育料の無償化・減免」「こどもを安心して預けられる保育環境の整備」がともに23.7%、20代、30代では「こどもを安心して預けられる保育環境の整備」（20代：26.8%・30代：31.9%）となっています。

子育てに関するニーズ<複数回答>

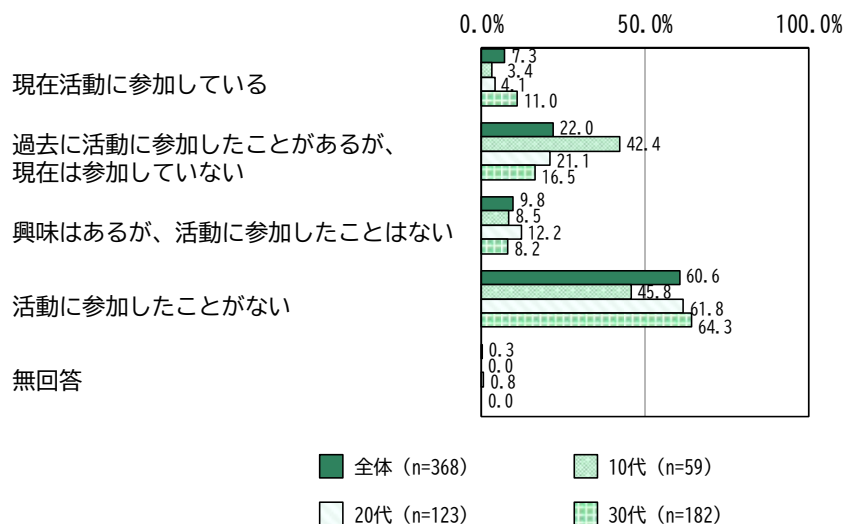


全体 (n=368)
 10代 (n=59)
 20代 (n=123)
 30代 (n=182)

(5) 周囲との関わり

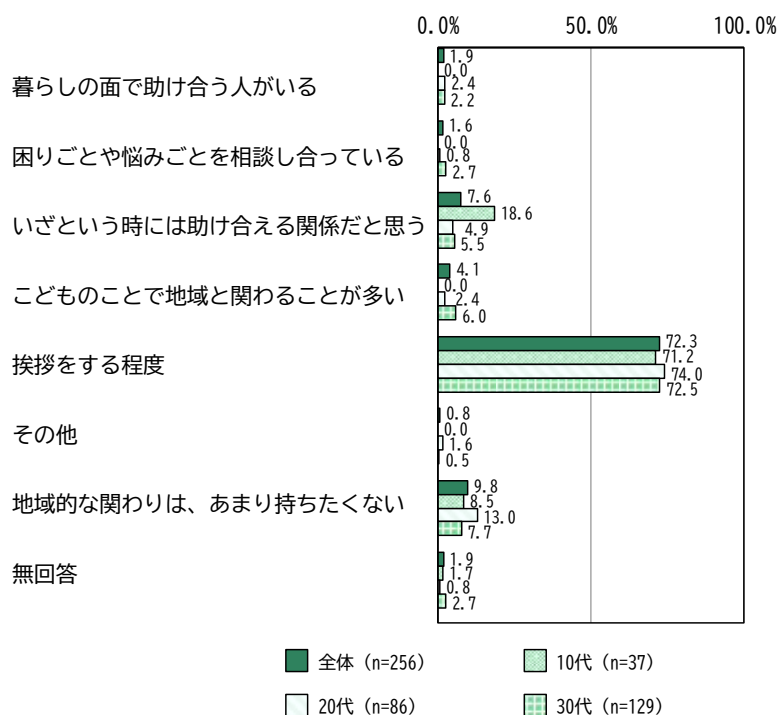
地域活動への参加について、全年代で「活動に参加したことがない」(10代:45.8%・20代:61.8%・30代:64.3%)が最も多く、次いで「過去に活動に参加したことがあるが、現在は参加していない」(10代:42.4%・20代:21.1%・30代:16.5%)となっています。

地域活動（自治会活動、ボランティア活動等）への参加



近隣の人との関わりについて、全年代で「挨拶をする程度」(10代:71.2%・20代:74.0%・30代:72.5%)が最も多く、次いで10代では「いざという時には助け合える関係だと思」が18.6%、20代、30代では「地域的な関わりは、あまり持ちたくない」(20代:13.0%・30代:7.7%)となっています。

近隣の人との関わり

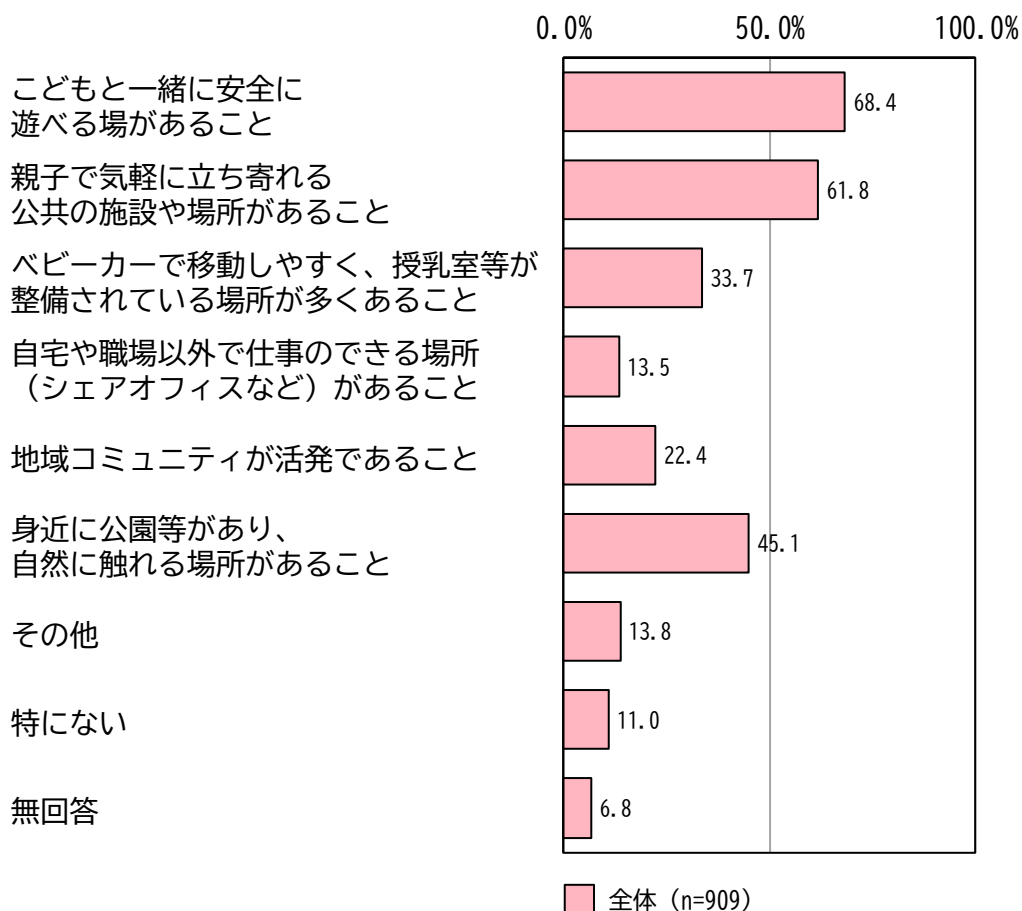


IV 女性とこどもが住みやすいまちづくりに関するWEBアンケート調査

(1) 地域周辺における子育てに必要な環境

地域周辺における子育てに必要な環境について、「こどもと一緒に安全に遊べる場があること」が68.4%で最も多く、次いで「親子で気軽に立ち寄れる公共の施設や場所があること」が61.8%となっています。

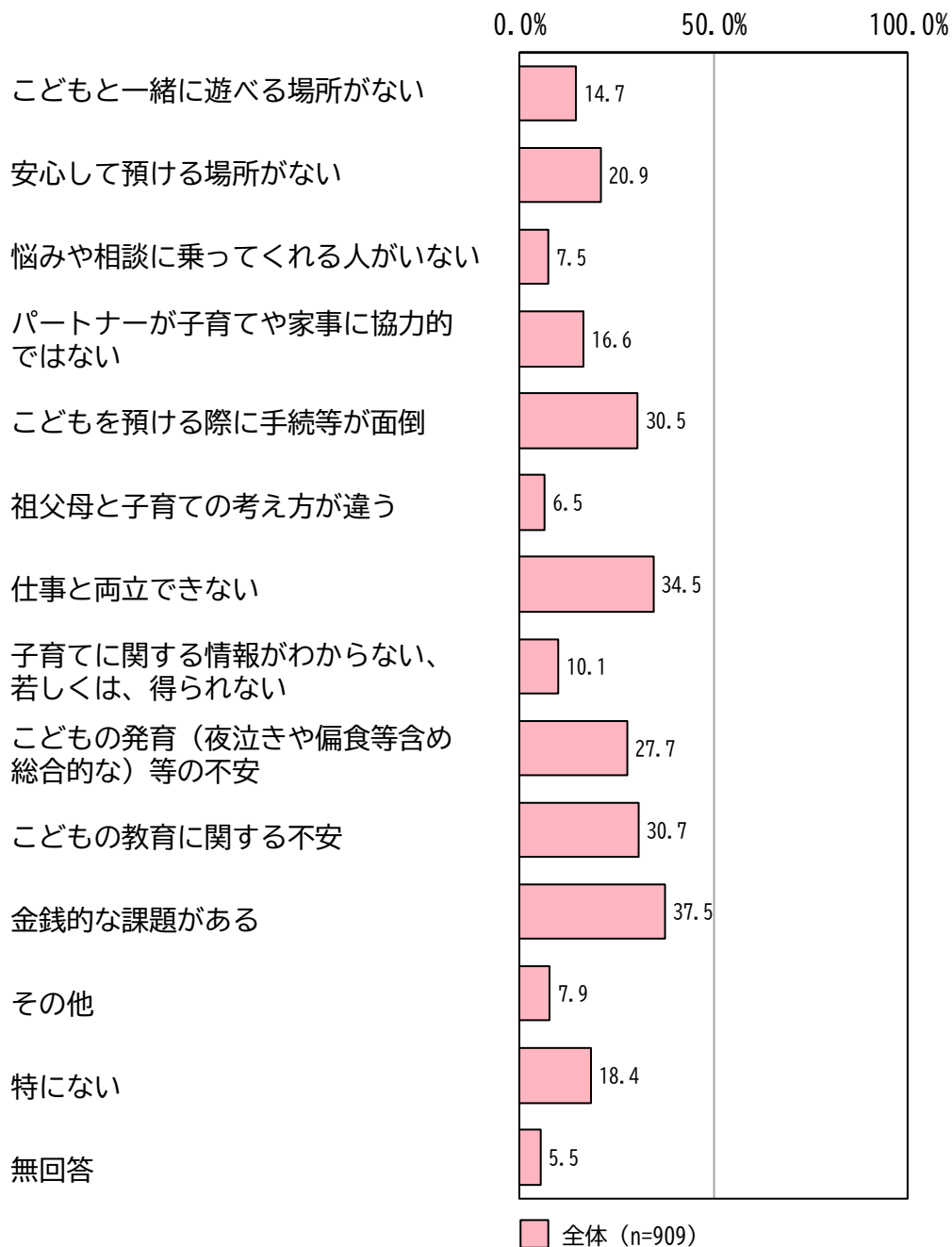
地域周辺における子育てに必要な環境



(2) 子育てに関する困りごとや悩みごと

子育てに関する困りごとや悩みごとについて、「金銭的な課題がある」が37.5%で最も多く、次いで「仕事と両立できない」が34.5%となっています。

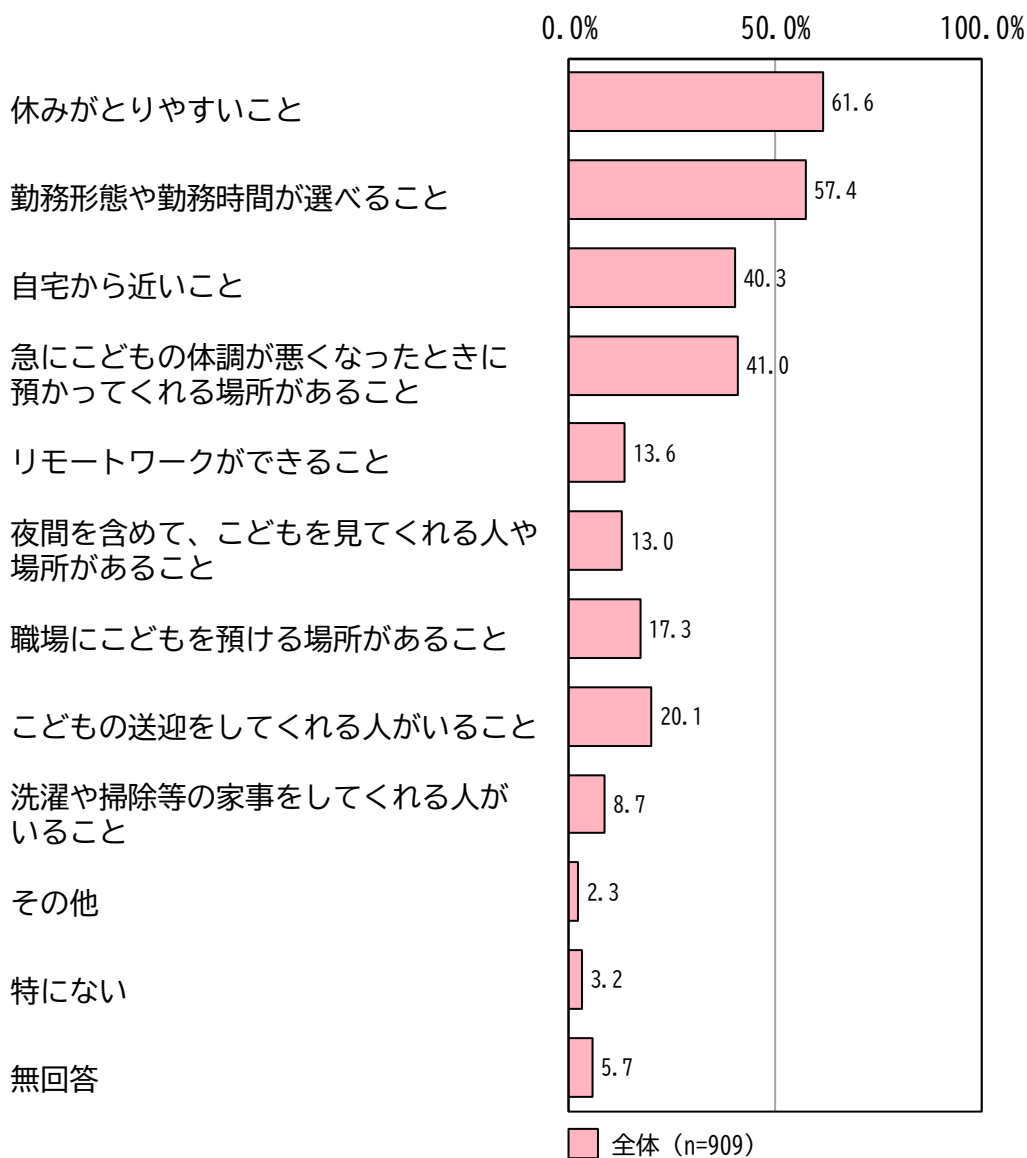
子育てに関する困りごとや悩みごと



(3) 子育てと仕事の両立のために望む条件・サポート

子育てと仕事の両立のために望む条件・サポートについて、「休みがとりやすいこと」が61.6%で最も多く、次いで「勤務形態や勤務時間が選べること」が57.4%となっています。

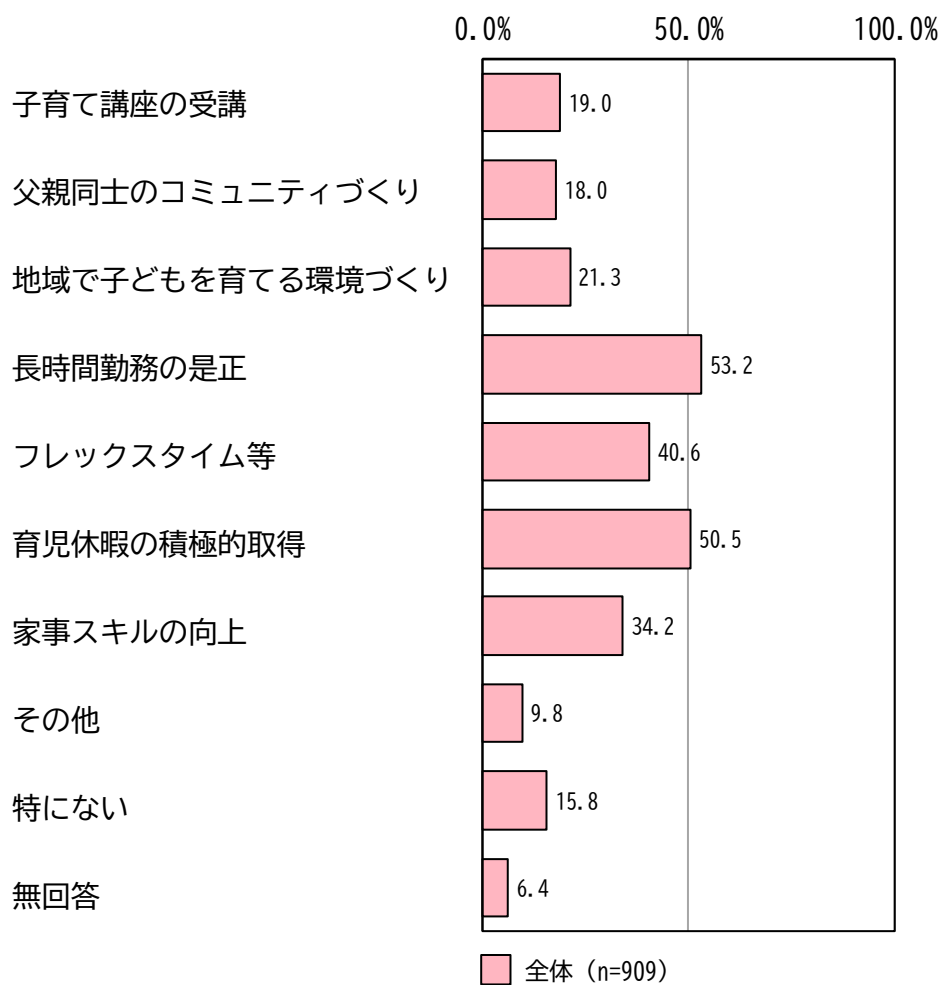
子育てと仕事の両立のために望む条件・サポート



(4) 男性の育児参加を促すために必要なこと

男性の育児参加を促すために必要なことについて、「長時間勤務の是正」が53.2%で最も多く、次いで「育児休暇の積極的取得」が50.5%となっています。

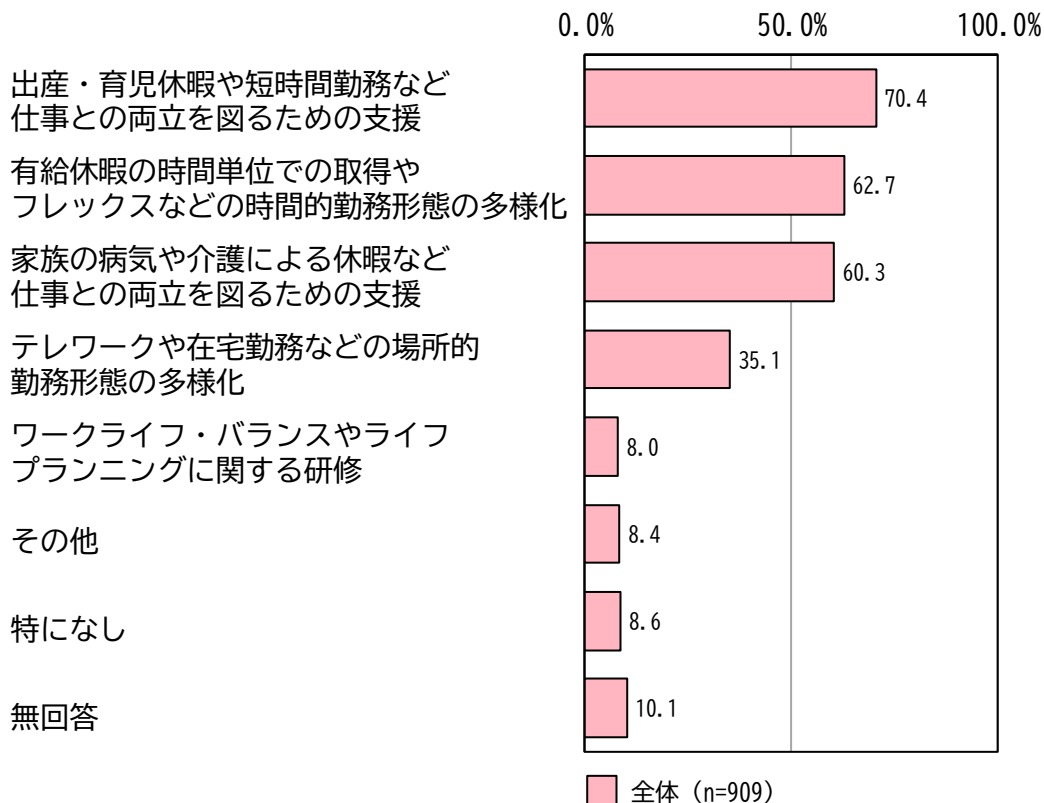
男性の育児参加を促すために必要なこと



(5) 働く女性に必要なワークライフ・バランス支援

働く女性に必要なワークライフ・バランス支援について、「出産・育児休暇や短時間勤務など仕事との両立を図るための支援」が70.4%で最も多く、次いで「有給休暇の時間単位での取得やフレックスなどの時間的勤務形態の多様化」が62.7%となっています。

働く女性に必要なワークライフ・バランス支援



第3章 計画の基本的な考え方

本市の自然豊かな環境のもと、これまで受け継がれてきた伝統文化や児童館、公民館、公園等の公共施設を始め、こども・若者や子育て家庭を支える様々な活動に取り組む市民力や小田急線4駅を中心とする地域の魅力といった、地域のなかにある多くの地域資源を生かしながら、健やかな子育て生活と、こども・若者が未来に希望を持つことができる社会環境を実現するため、計画の基本的な考え方を示します。

1 基本理念

安心してこどもを生み、喜びと責任をもって子育てができ、
全てのこども・若者が幸せに成長できるより良い環境づくり

近年の急速な少子化・人口減少は、経済活動を停滞させる可能性があることや、社会保障制度等の在り方について問題をもたらし、社会全体の活力を低下させることが懸念されています。

少子化を食い止めることが我が国の急務とされていますが、核家族化の進展に加え、共働き世帯が増加することなどにより、妊娠・出産に伴う様々な課題や環境の変化に不安を感じる女性や、子育てと仕事の両立等について悩みを抱える子育て家庭も増えています。

このような不安や悩みを解消し、安心してこどもを生み育てることでき、子育てに喜びを感じることできるまち、地域社会で子育てを支えていくまち、そして、全てのこども・若者が未来に希望を持ち、健やかに成長できるまちを目指し、これまでの計画の基本理念を踏襲しながら、こども大綱を勘案して、本計画の基本理念を設定しました。

2 基本目標

次の五つの基本目標を設定し、基本理念に掲げる「安心して子どもを生み、喜びと責任をもって子育てができ、全ての子ども・若者が幸せに成長できるより良い環境づくり」の実現を目指します。

なお、本市の具体的な施策の展開については第4章に、子ども・子育て支援法に基づく必須記載事項である、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策については第5章に記載しています。

基本目標 1 こども・若者の権利を守り、生きる力を育む取組の推進

こども・若者を多様な人格を持った個人として尊重し、その権利を保障し、今とこれからに向けた最善の利益を図ります。また、成育環境等によって差別的な取扱いを受けることのないよう、虐待、いじめ、暴力等から子どもを守るとともに、生きる力を育む教育・保育環境の充実を図ります。

基本目標 2 安心して妊娠・出産ができる、親子の成長への切れ目のない支援

産前・産後の支援を強化し、地域で活動する組織や関係機関と連携することで、妊娠前から妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談・支援の場やその仕組みを構築していきます。

基本目標 3 全ての家庭が安全・安心に子育てできる環境づくり

子育てと仕事の両立に向けた支援を進めるとともに、公園整備や交通安全、防犯対策、道路整備等、安全・安心で喜びをもって子育てができるための環境づくりを推進します。

基本目標 4 こども・若者が未来に希望が持てる取組の推進

こども・若者が生まれ育った環境に左右されず、就労や結婚等、望まれる方の希望が叶えられるよう自立に向けた支援に取り組みます。

基本目標 5 支援を必要とする、こども・若者・家庭を守る体制づくり

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、生活環境の整備や教育の機会均等など、こどもの貧困の解消に向けた対策に取り組みます。また、不登校や引きこもり、外国にルーツがあることなど、支援や配慮が必要なこども・若者及び子育て家庭が安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援に取り組みます。

SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (持続可能な開発目標) とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。17の目標は次のとおりです。

本計画においてもSDGsの視点を踏まえて計画を推進していきます。



基本目標1

子ども・若者の権利を守り、
生きる力を育む取組の推進



基本目標2

安心して妊娠・出産ができる、
親子の成長への切れ目のない支援



基本目標3

全ての家庭が安全・安心に子育て
できる環境づくり



基本目標4

子ども・若者が未来に希望が持てる
取組の推進



基本目標5

支援を必要とする、
子ども・若者・家庭を守る体制づくり



3 施策の体系

基本理念に沿った施策を推進するため、五つの基本目標を設定し、各施策に取り組んでいきます。

基本理念	基本目標	施策
安心して子どもを産み、喜びと責任をもって子育てができ、 全ての子ども・若者が幸せに成長できるより良い環境づくり	1 子ども・若者の権利を守り、生きる力を育む取組の推進	(1) 子ども・若者の権利を守る取組の推進 (2) 教育・保育の充実と生きる力を育む取組の推進 (3) 多様な遊びや体験と誰もが安心して集える居場所づくりの充実
	2 安心して妊娠・出産ができる、親子の成長への切れ目のない支援	(1) 妊娠前に対する支援の充実 (2) 妊娠・出産についての情報提供・相談・支援体制の充実
	3 全ての家庭が安全・安心に子育てできる環境づくり	(1) 子育てに関する相談や支援の充実 (2) 小児医療体制の充実 (3) 仕事と子育ての両立支援の充実 (4) 安全・安心に子育てできる環境整備の推進
	4 子ども・若者が未来に希望が持てる取組の推進	(1) 子ども・若者の成長を支える相談体制の充実 (2) 子ども・若者の健やかな成長と自立への支援
	5 支援を必要とする、子ども・若者・家庭を守る体制づくり	(1) ひとり親家庭の自立支援 (2) 障害のある子ども・若者と家庭への支援 (3) 全ての子どもが生きる力を育む教育環境の整備 (4) 安心して過ごせる成育環境の整備 (5) 生活基盤の安定に資する経済的支援

4 成果指標

計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間で、基本理念として掲げている本市の目指すべき姿にどれだけ近づけたかを評価するため、「第3期秦野市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」、「こども・若者育成支援に関する意識調査」、「こどもの生活実態調査」の結果を踏まえ、成果指標として、現状値と達成すべき目標値を設定しました。

(1) こどもにかかる成果指標

指標名	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
「健康状態が良い」と回答したこども(小学5年・中学2年)の割合 ※「よい」+「まあよい」の合計値	74.6%	80.0%
こどもの「最近の生活の満足度」の割合 ※「7」～「10」の合計値	68.2%	80.0%
「相談できる人や話を聞いてくれる人がいる」と回答したこどもの割合 ※「相談にのってくれる人や話を聞いてくれる人がいる」+「相談にのってくれる人や話を聞いてくれる人はいるが、相談したくない」の合計値	92.5%	95.0%

(2) 若者にかかる成果指標

指標名	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
「今、幸せである」と回答した若者(15歳～39歳)の割合 ※「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の合計値	85.1%	90.0%
「将来に不安を感じていない」と回答した若者の割合 ※「感じていない」+「あまり感じていない」の合計値	28.0%	40.0%
「こどもや若者が自分らしく過ごせるまちである」と回答した若者の割合 ※「そう思う」+「ややそう思う」の合計値	50.8%	60.0%

(3) 子育て家庭にかかる成果指標

指標名	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
「子育てをするうえで、気軽に相談できる人がいる」と回答した方(未就学児を持つ保護者)の割合 ※「いる/ある」の値	86.7%	90.0%
秦野市における子育て環境や支援に関する満足度の割合 ※「満足度が高い」+「どちらかといえば満足度が高い」+「ふつう」の合計値	64.9%	80.0%

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の権利を守り、生きる力を育む取組の推進

【現状と課題】

国の示すこども大綱において、こども・若者は生まれながらに権利の主体であること、また、そのこども・若者が自らの意見を表明することや、社会に参画することの重要性が示されています。併せて、こども・若者が心身ともに健やかに成長するためには、多様な遊びや体験活動が充実していることや、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことが重要であるとしています。

本市では、1997年2月に「はだの子ども人権宣言」を制定し、いじめを許さず、一人ひとりが輝く仲間づくりをし、すばらしい未来を築くこと等の理念のもと、いじめや不登校等にかかわる相談・支援を実施してきました。

そして現在、秦野の自然を生かしたプレーパークやこども食堂等のこどもの居場所づくりに関する活動、また、不登校や外国にルーツのあるこどもたち等への支援は、市民団体等による活動が活発となっています。

市内の小中学生を対象に実施した調査「こどもの生活実態調査」において、平日の夜や休日を過ごすことができる場所や、勉強を無料でみてくれる場所等については一定のニーズがあることがわかります。

引き続き、こども・若者の権利を守り、その貴重な意見を聴きながら、ヤングケアラーや居場所のないこどもなど、近年複雑さを増しているこども・若者を取り巻く課題に対する施策を、関係機関や団体等と連携しながら推進させていく必要があります。

(1) こども・若者の権利を守る取組の推進

【取組の方向性】

こども・若者の権利に関する周知及びこども・若者の意見聴取の取組を推進するとともに、市民団体や事業者等と連携を図り、地域全体でこども・子育てを支えるまちの実現を目指します。

また、いじめや不登校、ヤングケアラー、ひきこもり、虐待といった複雑な課題に対し、相談窓口や個別支援等、こども・若者の権利を守る取組を推進します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	こども施策の官民連携推進事業	・こども・若者の育成支援や子育て世帯の支援に取り組む市民団体及び事業者とのネットワークの構築、意見交換等を実施し、地域全体でこども・子育てを支援する。	こども政策課
2	こどもの権利の普及啓発推進事業	・こどもの人権を保障するために定められた「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、全てのこどもが個人の尊厳に基づく人権の主体であるという認識や、こどもが持つ、適切な養育を受け、健やかな成長・発達が図られる権利等について周知・啓発を行う。	こども政策課 市民相談人権課 教育指導課

No.	事業名	事業内容	担当課
3	男女共同参画の推進	・性別に関わらず、個人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を、市民団体と協働して実施する。	市民相談人権課
4	人権相談	・人権擁護委員を相談員として、いじめ、差別、誹謗中傷、家族間の人権問題等、人権侵害に関わる相談を実施する。	市民相談人権課
5	こども未来づくり会議	・こどもたちの願いが込められた「はだの子ども人権宣言」の実現を目指し、いじめを生まない学級・学年・学校風土をつくる活動を継続的に展開するとともに、広くこどもたちの意見を取り入れ、未来志向の夢を語り合う場をつくる。	教育指導課
6	教育支援教室事業	・教育支援教室「いずみ」では、学校に行きたくても行くことができず、学校以外での新たな学びの場を求めている児童・生徒に対し、主に学習以外にも様々な活動を取り入れ、体験活動を通してコミュニケーション能力や人間関係を育む力を身につけることで、社会的自立を目指すための支援を行う。	教育研究所
7	訪問型個別支援事業	・訪問型個別支援教室「つばさ」では、様々な課題により、「学校に行きたくても行けない」「学校を休みがちになってしまった」児童・生徒に対し、支援員が各家庭を訪問して一人ひとりの特性に応じた活動を一緒に行うことで、支援員との関係性を築きながら、コミュニケーション能力や社会性を身につけ、学校や新たな学びの場への復帰を目指すための支援を行う。 ・児童・生徒、保護者等からの学校生活全般にわたる相談の窓口及び内容に応じた関係機関等と連携し、的確な助言や支援の橋渡しを行う。	教育指導課 教育研究所
8	スクールソーシャルワーカー活用事業	・スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、児童・生徒が置かれた家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	教育指導課 教育研究所

No.	事業名	事業内容	担当課
9	スクールカウンセラー等配置活用事業	・臨床心理士等の専門家をスクールカウンセラーとして、各中学校区に週1~2回派遣し、学校の教育相談体制の中で、学校外の専門家として、児童・生徒、保護者、教職員に対し、専門的見地から、カウンセリングやアセスメント(情報収集・見立て)、コンサルテーション(専門家による指導・助言を含めた検討)等を行う。	教育指導課
10	ヤングケアラー支援事業	・家庭において、こどもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、ケアに伴う身体的・精神的負担を軽減できるよう、関係各課と連携を図り、必要な支援につなげる。	こども家庭支援課
11	こども相談事業 (要保護児童対策地域協議会業務)	・18歳未満のこどもに関する相談、児童虐待に関する相談・通告に対応する。 ・秦野市要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携を通して、要保護児童等を支援する。	
12	こども・若者の自殺対策	・市内中高生に啓発リーフレットを配布し、悩みを抱え込まないよう相談を促す。また、家庭内や地域での見守り推進のため、保護者等を対象とするゲートキーパー養成研修及びこころの健康増進につながる講座を開催する。	健康づくり課

(2) 教育・保育の充実と生きる力を育む取組の推進

【取組の方向性】

就学前から学齢期までの切れ目のない支援を進めるため、教育・保育の充実を図り、こどもの生きる力を育む取組を推進します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	保育施設の適切な支援及び維持管理	・こどもたちが安全・安心に保育所等を利用できるよう、施設の老朽化等に対し、適切な支援及び維持管理を行う。	保育こども園課
2	保育士の就労支援	・市内の民間保育所等における保育の実施に必要な保育士を確保するため、保育士の就労を支援する。	
3	園小接続の推進	・令和6年4月に教育研究所(はだのE-Lab)に設置した乳幼児教育センターにおいて、研修支援・園小接続の推進等に向け、市内の幼児教育施設における教育・保育の体制づくりを行う。	教育研究所 教育指導課
4	幼・保・小・中連携の推進	・園小中一貫教育については、平成23年度から教育振興基本計画の主要施策に掲げており、教育水準の改善向上に向け、育ちと学びの連続性の確保を重点項目として、各園校と協働して取り組む。	
5	学校教育の情報化の推進	・教育の情報化を推進し、授業校務におけるICT活用の充実を図り、こどもたちの確かな学力の向上や校務の効率化につなげる。また、教職員へのICT活用研修会や児童生徒の情報リテラシーの育成に関する研修会を定期的実施する。	教育研究所 教育指導課 学校教育課
6	はだのっ子寺子屋事業	・こどもたちの放課後の学習機会の保障や家庭学習の充実を図り、一人ひとりの学力や適性に応じた個別支援による基礎学力の向上を図る取組として、各小中学校の児童・生徒を対象に学校や公民館等の公共施設において、寺子屋学習支援によりこどもたちの学習を支援する。	教育指導課
7	喫煙防止教育	・各小中学校の児童・生徒及びその保護者を対象に、タバコの危険性を伝える講座を行い、児童・生徒の健全な育成を支援する。	健康づくり課
8	薬物乱用防止教室	・各小中学校において、県の「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進事業」等を活用し、県警の少年相談員や青少年相談員等を講師として依頼し、講演会や学習会を開催する中で児童・生徒に啓発を行う。	教育指導課

(3) 多様な遊びや体験と誰もが安心して集える居場所づくりの充実

【取組の方向性】

こども・若者の生きる力を育むため、学校教育のみならず、市民団体等の様々な主体と連携し、多様な遊びや体験と誰もが集える居場所づくりを推進します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	こども施策の官民連携推進事業 【再掲 1(1)1】	・こども・若者の育成支援や子育て世帯の支援に取り組む市民団体及び事業者とのネットワークの構築、意見交換等を実施し、社会全体でこども・若者の成長を支援する。	こども政策課
2	こどもの未来応援事業	・全てのこどもを対象に、食事の提供や学習支援、遊び、見守りを行う「こどもの居場所」事業に取り組む市民団体に対し、継続して安定した運営ができるよう支援する。	
3	ブックスタート事業	・4か月児健康診査において、絵本を開く楽しい体験とともに、絵本を贈呈し、親子のふれあいを支援する。	図書館
4	読書啓発事業	・こどもの読書活動推進のため、読書通帳の配布、おはなし会等のイベントの開催を通じて、こどもたちの読書意欲の芽生えや意欲向上のために読書の楽しさを伝える。	
5	はだのエコスクール事業	・小中学校、幼稚園、保育所等における環境学習を支援するため、行政・企業・環境団体が有する環境プログラムを「教室編」、「フィールド編」、「企業編」として出前講座を実施する。	環境共生課
6	親子川柳大会事業	・家族同士の心のつながりについて見つめなおす機会を持ってもらうことを目的に、普段思っても言えない親子間の感謝の思いや、ふれあいの言葉を「川柳」という形で表現する「親子川柳大会」を実施する。	生涯学習課
7	親と子の音楽会事業	・親と子の絆を深め、家庭・地域のふれあいを育むとともに、こどもたちが音楽の発表の場を通じて豊かな心や自ら学ぶ力等を育む場として「親と子の音楽会」を実施する。	
8	公民館事業	・地域活動の拠点である公民館において、親子やこどもを対象とした読み聞かせやスポーツ、料理、工作教室等の自主事業を実施する。	
9	かみ放課後子ども教室	・放課後の安全・安心なこどもの活動拠点(居場所)の確保を図り、地域の方々の参画を得て、こどもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを実施する。	

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業内容	担当課
10	児童館事業	・各館で地域に残る伝統行事等の特色を生かした事業を企画し、自治会、長寿会、子ども会及び青少年指導員等の協力を得て、農業体験、クリスマス会、児童館まつり等の事業を実施する。	こども育成課
11	はだのっ子応援券交付事業	・こどもを対象とした学習・教育若しくは技術に係る指導行為又はその成果の発表を目的とした公共施設の専用利用及び庭球場の個人利用について、応援券を使用することで施設使用料の半額を減免する。	行政経営課
12	多世代交流拠点整備事業	・秦野駅北口周辺まちづくりビジョンで描く県道705号沿道の将来像である多世代交流拠点の整備に取り組む。	秦野駅北口にぎわい創造担当
13	都市公園長寿命化事業	・都市公園等の遊具の更新を実施し、利用者の安全・安心と利便性の向上を図る。	公園課
14	公園等美化推進事業	・市民参加の公園美化ボランティアにより、都市公園の美化及び施設の維持管理活動を行う。	

基本目標2 安心して妊娠・出産ができる、親子の成長への切れ目のない支援

【現状と課題】

出生数は緩やかな減少傾向にあります。核家族化や共働き世帯の増加により、身近な人からのサポートが受けにくい状況がある中で、出産後も仕事を続けたいと思う女性が多くなっており、妊娠・出産、産後の健康管理等に対するきめ細やかな支援が求められています。こども大綱においても、子育て当事者への妊娠・出産をはじめとした支援は、ライフステージに応じて切れ目なく行われる必要があると示されています。

本市では、こども家庭センターを設置し、親子が健やかに成長できるよう切れ目のない支援を推進してきましたが、引き続き、健康診査等を通じた妊婦の健康管理を支援するほか、乳児家庭への訪問や特別な支援が必要なこども・母親に対するサポート、思春期のこども・若者に対するプレコンセプションケア等を通して、誰もが安心して妊娠・出産ができる支援体制を整える必要があります。

また、子ども・子育て支援法の改正に伴い、「産後ケア事業」が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられるなど、その重要性が示されていますが、母性の保護だけでなく、社会全体で母親を一人の人間として捉え、女性を社会から孤立させることのないように支援することが重要であり、将来にわたって持続可能な社会を維持するために欠かせない施策の一つとなっています。

本市でも、産後ケア事業の内容やメリットについて、対象となる方やその家族に十分に理解いただけるような情報提供や相談を受ける体制づくり、産後ケア拠点の増設等、誰もが等しく利用できるサービスとなるよう整備に努める必要があります。

(1) 妊娠前に対する支援の充実

【取組の方向性】

妊娠前から正しい知識を得て、自分のライフプランに適した健康管理を意識した生活を送ることで、将来の健やかな妊娠・出産につながります。また、不妊症及び不育症に悩む夫婦等の支援を推進します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	プレコンセプションケアの推進	・生涯にわたる自身の身体や将来の妊娠のための健康管理を促す取組を推進する。	こども家庭支援課
2	不妊治療費（先進医療分）及び不育症治療費助成事業	・不妊症及び不育症に悩む夫婦等の経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の先進医療にかかる不妊治療費や不育症治療費の一部を助成する。	

(2) 妊娠・出産についての情報提供・相談・支援体制の充実

【取組の方向性】

こども家庭センターでは、妊娠届出時から出産・産後へと継続的に保健師等の専門職が寄り添い、切れ目のない支援に取り組んできました。引き続き、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査・乳幼児健康診査、妊産婦及び新生児家庭訪問等の様々な機会を捉え、こども・保護者の心身の状況や養育環境を把握し、産前・産後から学齢期まで、関係機関と連携・協働しながら切れ目のない支援の充実を目指します。

【個別事業】

※法定事業とは、子ども・子育て支援法第59条に定められた事業です。(82ページ・83ページ参照)

No.	事業名	事業内容	担当課
1	妊娠・出産包括支援事業 法定事業	・妊娠届出時に妊婦とその家族に対して面談を実施のうえ、母子健康手帳を交付し、安心して妊娠期を過ごし、出産、子育てに向けた準備ができるよう、母子保健コーディネーターを中心とした専門職が継続的に支援する。	こども家庭支援課
2	妊婦健康診査費用及び妊婦歯科健康診査費用助成事業 法定事業	・妊婦と胎児の健康管理を図るため、妊娠中14回(多胎は16回)の妊婦健康診査費用と、1回の歯科健康診査費用を助成する。 ・里帰り出産等の場合、妊婦健康診査費用については償還払いの取扱いを実施する。	
3	おめでた家族教室(父親母親教室)及び祖父母教室	・妊婦が心身ともに順調に過ごし、夫婦等や家族で妊娠・分娩・産褥・育児等について知識や技術の習得をしながら、親となる自覚や役割について考え、参加者同士の交流を図る。 ・初めて祖父母になる方を対象に、育児不安を抱える夫婦等の相談相手や育児支援ができるよう祖父母教室を実施する。	

No.	事業名	事業内容	担当課
4	妊産婦及び新生児 (未熟児を含む) 家庭訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦及び新生児(第1子)のいる家庭や、未熟児を含む乳児のいる専門職の訪問が必要な家庭に、助産師又は保健師が訪問を実施する。 ・日常生活全般における保健指導及び相談等を行い、妊娠中に支援が必要な妊婦の出産準備、妊産婦の不安軽減や健康管理、産後の経過確認、新生児の健全育成を促進する。 	こども家庭支援課
5	乳児家庭全戸訪問事業 法定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までの乳児のいる家庭(第2子以降で妊産婦新生児訪問を実施していない家庭)を訪問し、子育てに関する不安や悩みを傾聴するとともに、子育て支援に関する情報提供や助言、養育環境の把握を行う。 ・新生児家庭訪問事業と一体的に実施する。 	
6	養育支援訪問事業 法定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門職が訪問し、専門的支援を行う。 	
7	産後ケア事業 法定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・母親の心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援として、産婦及び乳児に対する保健指導、育児相談、母親の休息に向けた支援を実施する。 ・直営の日帰り型及び助産院や産科医療機関での日帰り型、訪問型、宿泊型のケアにより、母親のニーズに合わせ、専門職による支援を実施する。 	

基本目標3 全ての家庭が安全・安心に子育てできる環境づくり

【現状と課題】

本市では、こどもの健やかな成長を見守る地域づくりを推進するため、子育てに関する相談の場の充実を図ってきたほか、地域子育て支援拠点事業（ぽけっと21等）の増設やコミュニティ保育への支援等により、保護者の交流機会の充実を推進してきました。

一方で、こどもの発育、体調の変化、こどもとの向き合い方等、保護者の抱える悩みは多様化しています。

本市が実施した「就学前のこどものいる保護者調査」では、気軽に相談できる先が「いない/ない」と回答した方の割合は5年前の調査と比べて微増していますが、子育ての総合相談窓口の認知度は約5割であり、利用経験がある方は1割弱にとどまっています。

また、女性の就労率は上昇を続けており、同調査においても0～2歳児の母親におけるフルタイムでの就労が5年前の調査と比べて増加しています。

さらに、10代から30代の若者世代を対象に実施した調査「こども・若者育成支援に関する意識調査」においては、今後こどもを持つことについて前向きではない理由として、「働きながら子育てできる職場環境がない」が2割弱となっており、仕事と子育ての両立に関しても課題があることがわかります。

このような状況から、どのような環境にある人も安全・安心に子育てをすることができるよう、保健福祉センター内にある「こども家庭センター」を中心に子育てに関する相談機能を強化するとともに、気軽に相談できる場所や機会の充実、こどもが安心して遊べる場所の整備等、総合的な環境づくりの推進が必要となっています。

そして、男性の家事・育児への積極的な参加や女性が仕事を続けることをあきらめずに生活できるような就労環境づくりを推進するなど、仕事と子育ての両立に向けた支援が求められています。

(1) 子育てに関する相談や支援の充実

【取組の方向性】

妊娠から出産を経て、安心して楽しく子育てができるよう、こども家庭センターを子育てに関する相談や情報発信等の中核機能としながら、地域子育て支援拠点（ぽけっと21等）など子育て家庭が利用するサービスとの連携・充実を図り、切れ目のない支援を推進するとともに、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・対応」、「こどもとその保護者等への支援」の強化に努めます。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	乳幼児の健康相談	・こどもの成長を確認し、日頃の心配や悩みを相談しやすい体制とするため、相談者には家庭訪問・電話相談・所内面接等で保健師、助産師等が個々に合わせた支援を実施する。	こども家庭支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
2	乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの疾病や障害の早期発見、各月齢・年齢に応じた発育・発達の確認、むし歯を含む疾病や事故予防等、育児に必要な知識の普及啓発を図り、保健・栄養等の相談に応じるほか、育児支援の場として実施する。 【集団方式】4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査 【個別方式】8～10か月児健康診査 	こども家庭支援課
3	乳幼児経過検診(ニコニコきっず相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査等で経過観察を必要とする親子に対し、医師、管理栄養士、心理相談員、保健師による個別相談を実施する。 	
4	こども相談事業 (要保護児童対策地域協議会業務) 【再掲1(1)11】	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満のこどもに関する相談、児童虐待に関する相談・通告に対応する。 ・秦野市要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携を通して、要保護児童等を支援する。 	
5	親子育児教室	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の特性を生かしこどもの発達に合わせた遊びやかかわり、相談を通じて親子支援を行う。 	
6	地域子育て支援拠点事業(ぼけっと21等) 法定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・就園前のこどもとその保護者がふれあうことのできる交流の場を提供し、育児についての情報交換や子育て支援アドバイザーによる相談・助言等を行う。 	
7	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 法定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、子育ての援助をしたい人(支援会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う(生後3か月以上～小学校6年生まで)。 	
8	コミュニティ保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・就園前のこどもを持つ保護者がグループを作り、児童館や公園等で行うコミュニティ保育について、継続して安定した活動ができるよう支援する。 	
9	利用者支援事業 (保育コンシェルジュ) 法定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。 ・母子保健コーディネーターと連携して情報の共有を図り、個々の状況に応じてきめ細やかに対応する。 	保育こども園課
10	一時預かり事業 法定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園及び保育所等において、園児の一時的な保育を実施する。 	教育総務課 保育こども園課
11	離乳食セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの食べる意欲、消化吸収等の身体の発達、情緒の発達、発語等を促すため、食事の大切さを伝え、家庭における食育の推進を図る。 	こども家庭支援課
12	幼児食と歯のセミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・食を通じてむし歯予防を啓発し、こどもの食べる意欲、身体、情緒、ことばの発達を促す食事の大切さを伝え、家庭における食育の推進を図る。 	

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業内容	担当課
13	家庭教育支援講演会	・こどもたちの健やかな成長について、親と地域の人々が一緒に考える機会を提供するため、家庭教育支援講演会を開催する。	生涯学習課
14	ブックスタート事業 【再掲 1(3)3】	・4か月児健康診査において、絵本を開く楽しい体験とともに、絵本を贈呈し、親子のふれあいを支援する。	図書館
15	読書啓発事業 【再掲 1(3)4】	・こどもの読書活動推進のため、読書通帳の配布、おはなし会等のイベントの開催を通じて、こどもたちの読書意欲の芽生えや意欲向上のために読書の楽しさを伝える。	
16	幼稚園及び保育所等における楽しい食育事業	・食育キャラクターを活用し、幼児・学童期のこどもとその保護者を対象に「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝える食育を実施し、こどもの健やかな成長・発達への切れ目のない継続した支援を行う。	こども家庭支援課
17	はだの生涯元気プラン (秦野市食育推進計画)推進事業	・プランの進行管理や、プランに基づく食育事業により、子育て支援の充実を図る。	
18	親子関係形成支援事業 法定事業	・親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報交換できる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。	
19	親支援講座事業	・児童虐待の発生を未然に防ぐため、親と子が良好な関係を築き、こどもとのコミュニケーションの方法を学ぶ「楽しい子育て講座」や子育て支援に関する活動に携わる人を対象とした「保育・教育関係者のためのスキルアップ研修」を行う。	

(2) 小児医療体制の充実

【取組の方向性】

こども医療費助成により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、予防接種事業や小児救急医療体制整備を推進し、こどもの健康の維持及び健全な育成を支援します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	予防接種事業	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病予防のため、予防接種法に基づく予防接種を実施し、接種勧奨を行う。 ・感染症の流行等については、国の方針（予防接種法の改定を含む。）に基づき対応する。 	こども家庭支援課
2	こども医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯に係る経済的負担の軽減を図り、こどもの健康の維持及び健全な育成を支援するため、入院・通院にかかる費用の保険適用を受ける医療費自己負担分を助成する。 	こども政策課
3	小児救急医療体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の終日及び平日夜間における入院を要する小児救急医療について、秦野伊勢原地域での空白がないよう受入れ体制を整え、実施する。 ・入院を要しない場合は、秦野伊勢原医師会が休日夜間急患診療所において救急医療を実施する。 	健康づくり課

(3) 仕事と子育ての両立支援の充実

【取組の方向性】

ワークスタイルに合わせて安心して子どもを預けられるよう、保育サービスの充実を図るとともに、男性の育児参加の促進や女性の就労支援を充実することで、固定的な役割分担を見直し、仕事と子育ての両立に向けた取組を推進します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 法定事業 【再掲3(1)7】	・子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（支援会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う（生後3か月以上～小学校6年生まで）。	子ども政策課
2	利用者支援事業（保育コンシェルジュ） 法定事業 【再掲3(1)9】	・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。 ・母子保健コーディネーターと連携して情報の共有を図り、個々の状況に応じてきめ細やかに対応する。	保育子ども園課
3	延長保育事業 法定事業	・認定子ども園及び保育所等において、正規の保育時間を超えて保育を行う。	
4	一時預かり事業 法定事業 【再掲3(1)10】	・幼稚園及び保育所等において、園児の一時的な保育を実施する。	教育総務課 保育子ども園課
5	病後児保育事業 法定事業	・病気又は病気の回復期にある子どもを自宅で保育することが困難な場合に、病院や保育所等において、保育士及び看護師が一時的に保育する。	保育子ども園課
6	放課後児童健全育成事業（放課後児童ホーム） 法定事業	・保護者が就労、疾病等により昼間家庭にいない小学生について、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	子ども育成課
7	男性の育児参加促進事業	・育児休業取得等の男性の育児参加に向けた普及啓発を推進する。	子ども政策課
8	労働者福祉対策事業	・労働者、事業者及び一般市民を対象に労働講座を開催し、労働問題に関する知識の習得や理解を深めるとともに、相互理解を基礎とする労使関係の確立を図る（県かながわ労働センター、秦野商工会議所と共催）。	
9	求職者就職支援事業	・求職者の求職活動とキャリア形成を支援するため、適職発見、求人情報の活用方法、プレゼンテーション方法、面接トレーニング等の求職者カウンセリングを実施する。 ・求職する女性を支援するため、女性優先相談日を設けるほか、保育ボランティアの協力による保育を実施する。 ・子育てと仕事の両立を目指す方向けの就職相談会を実施する。	産業振興課

(4) 安全・安心に子育てできる環境整備の推進

【取組の方向性】

こどもが安心して遊べる公園や安全な歩道の整備等、安心して楽しく外出ができる環境を整えとともに、子育て環境に適した居住環境づくりを推進します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	都市公園長寿命化事業 【再掲1(3)13】	・都市公園等の遊具の更新を実施し、利用者の安全・安心と利便性の向上を図る。	公園課
2	公園等美化推進事業 【再掲1(3)14】	・市民参加の公園美化ボランティアにより、都市公園の美化及び施設の維持管理活動行う。	
3	交通安全教室	・自転車の乗り方や信号での横断方法、自動車の死角といった交通ルール全般の話を各幼稚園や保育所等、小中高校に対し実施する。	地域安全課
4	秦野市自転車ヘルメット購入費補助金	・事業協力店で購入するヘルメットの購入費を補助することで、ヘルメット着用率を高め、自転車乗用中の頭部保護による交通事故時の被害軽減を図る。	
5	コンビニエンスストア駆け込み訓練	・秦野警察署及び地元コンビニエンスストアと協働し、小学校低学年の児童を対象とした駆け込み訓練を、安全確保から通報までのロールプレイ体験型で実施する。	
6	通学路安全対策事業	・建設部、くらし安心部、秦野警察署及び学校と連携し、学識経験者等により構成する秦野市通学路安全対策推進懇話会の助言を受けながら、通学路の安全対策を実施する。 ・スクールガードリーダー等による見守り活動を実施し、登下校中のこどもたちの安全を確保する。	学校教育課 教育指導課
7	通学路整備事業	・児童・生徒が安全に通学できるよう通学路指定されている道路の安全性を向上させるため、歩道設置等を実施する。	道路整備課
8	歩道設置事業	・こどもやその保護者が生活に密着した道路を安全で安心して通行できるよう、歩行者の安全を確保するための歩道設置を実施する。	
9	ノンステップバス導入事業	・利用者の移動の円滑化や利便性及び安全性の向上のため、ノンステップバス導入を支援する。	交通住宅課
10	移住・定住促進事業	・若者世帯・子育て世帯を対象とした住宅の提供及び本市への移住定住促進を図る。	

基本目標4 こども・若者が未来に希望が持てる取組の推進

【現状と課題】

本市の合計特殊出生率と婚姻数は減少傾向が続いており、全国や神奈川県と比較しても下回る水準で推移しています。

一方、こども大綱では、若者世代への支援について、生活基盤の安定を図り、多様な価値観・考え方を持つ若者世代の視点に立ち、結婚・子育てに関する希望を実現していく重要性を示しています。

本市の10代から30代の若者世代を対象に実施した調査「こども・若者育成支援に関する意識調査」では、これまでに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験について、2割弱の方が「ある/現在該当している」と回答しており、その原因としては家族、学校、職場にかかわることなど、抱えている悩みが多岐にわたっていることがわかります。

こども・若者がライフステージにおける様々な場面で、抱える悩みを相談することができる場所の充実を図る必要があります。

また、「こども・若者育成支援に関する意識調査」では、未婚者のうち約7割の方が結婚を望んでいるとともに、約4割の方がこどもを持つことを希望しているため、将来への不安なく結婚や出産をすることができるまちの実現に向けた取組を推進していく必要があります。

(1) こども・若者の成長を支える相談体制の充実

【取組の方向性】

こども・若者が健やかに成長できるよう、環境にかかわらず、身近で気軽に相談できる体制を整備します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	こども相談事業	・18歳未満のこどもに関する相談、児童虐待に関する相談・通告に対応する。	こども家庭支援課
2	こども・若者の自殺対策 【再掲1(1)12】	・市内中高生に啓発リーフレットを配布し、悩みを抱え込まないよう相談を促す。また、家庭内や地域での見守り推進のため、保護者等を対象とするゲートキーパー養成研修及びこころの健康増進につながる講座を開催する。	健康づくり課
3	求職者就職支援事業 【再掲3(3)9】	・求職者の求職活動とキャリア形成を支援するため、適職発見、求人情報の活用方法、プレゼンテーション方法、面接トレーニング等の求職者カウンセリングを実施する。 ・求職する女性を支援するため、女性優先相談日を設けるほか、保育ボランティアの協力による保育を実施する。 ・子育てと仕事の両立を目指す方向けの就職相談会を実施する。	産業振興課
4	若者の自立・就職相談事業	・ひきこもりなどで悩んでいる方やその家族に対し、電話又は対面の方法により専門の相談員が対応し、必要な支援につながるよう助言する。	こども家庭支援課

(2) こども・若者の健やかな成長と自立への支援

【取組の方向性】

こども・若者の健やかな成長を支えるとともに、こども・若者が将来どのような人生を送りたいかライフデザインを描き、結婚や出産を望む人が将来への不安なくその希望を実現することができる社会環境づくりを推進します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	青少年非行防止活動事業	・専門街頭指導員による巡回指導、非行防止パンフレットの配布、あいさつ声かけ運動の実施により、非行防止に向けた取組を推進する。	こども育成課
2	青少年育成地域活動推進事業	・地域におけるこどもたちの活動をより活発にし、こどもたちにとって魅力ある地域づくりの推進を図るため、青少年育成団体に対する支援体制の一層の充実に努める。	
3	多世代交流拠点整備事業 【再掲1(3)12】	・秦野駅北口周辺まちづくりビジョンで描く県道705号沿道の将来像である多世代交流拠点の整備に取り組む。	秦野駅北口にぎわい創造担当
4	移住・定住促進事業 【再掲3(4)10】	・若者世帯・子育て世帯を対象とした住宅の提供及び本市への移住定住促進を図る。	交通住宅課
5	プレコンセプションケアの推進 【再掲2(1)1】	・自分の身体や将来の妊娠のための健康管理を促す取組を推進する。	こども家庭支援課
6	結婚支援事業	・結婚は個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、精神的な負担感を与えたりすることがないようにしながら、希望に応じて結婚できる環境づくりを推進する。	総合政策課 こども政策課

基本目標5 支援を必要とする、子ども・若者・家庭を守る体制づくり

【現状と課題】

本市では、これまで子どもの生きる力を育む教育環境や安心して過ごせる成育環境の整備を図ってきたほか、保護者の自立に向けた支援や経済的支援を実施し、支援を必要とする子どもや家庭を守る体制づくりを推進してきました。

しかし、全国的な少子化や核家族化の進行により近隣とのつながりが低下しており、貧困やヤングケアラーなど支援が必要な世帯が地域の中で見えづらくなり、必要な支援も届きにくくなる傾向にあります。

本市の若者世代に向けたアンケート調査「子ども・若者育成支援に関する意識調査」においても、近隣と「挨拶をする程度」の関わりであると回答した方は約7割、自治会やボランティア活動へは6割の方が「参加したことがない」と回答しています。

引き続き、地域全体で子ども・若者を育てるとともに、ともに育つ意識の醸成が求められるほか、ひとり親家庭、発達に支援が必要な子ども、障害、外国にルーツがあるなど、支援や配慮が必要な子ども・若者・家庭に対する切れ目のないサポート体制づくりが重要となっています。

(1) ひとり親家庭の自立支援

【取組の方向性】

ひとり親家庭の相談をはじめ、必要な支援制度につなげるとともに、早期自立を目指し、資格取得のための費用負担の軽減等、就労や求職活動の支援を推進します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	母子・父子自立支援員の設置	・ひとり親家庭等の保護者を対象に、各種手当、給付、支援制度の案内や相談に応じる。	子ども政策課
2	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	・ひとり親家庭の母又は父が、雇用保険制度の教育訓練給付の講座を受講し、修了した場合に経費の一部を支給することで、ひとり親家庭のスキルアップを図り、自立を支援する。	
3	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	・ひとり親家庭の母又は父が、看護師や社会福祉士等の就職に役立つ資格を取得し、生活の安定を図ることができるよう支援する。 ・養成機関で6か月以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者に一定額を支給する。	
4	特定高等職業訓練促進給付金事業	・人手不足が顕著な看護師、介護福祉士、保育士の資格取得を一層促進するため、高等職業訓練促進給付金事業において同資格の取得を目指すものに対し、上乘せして支給する。	

(2) 障害のあるこども・若者と家庭への支援

【取組の方向性】

発達に支援が必要な就学前のこどもが早い段階から適切な療育を受けられるよう、専門職による質の高い相談支援体制の充実を図り、自立と社会参加を目指します。

また、障害の有無にかかわらず、全てのこどもたちがともに学び、ともに育つ場として、関係機関が連携と情報交換を図りながら、就学前から学齢期までのインクルーシブ教育を実施するとともに、思春期や青年期以降も適切な障害サービスにつなげ、切れ目のない支援を推進します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児とその家族が日常生活を営むための適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、専門的な関係機関と連携しながら、必要なサービスや制度を総合的に調整する。 ・医療的ケア児に必要な支援に関する協議の場を設置し、保健・医療・障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、必要な支援を行う。 	障害福祉課 保育こども園課 教育総務課
2	乳幼児経過検診 (ニコニコきっず相談) 【再掲3(1)3】	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査等で経過観察を必要とする親子に対し、医師、管理栄養士、心理相談員、保健師による個別相談を実施する。 	こども家庭支援課
3	ことばの相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前のこどもを対象に、専門の臨床心理士及び言語聴覚士が言葉や情緒についての相談や訓練を行う。 	
4	障害児早期療育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・療育相談員を配置し、発達に心配のあるこどもの生活上の相談を受け、必要に応じて福祉・医療機関等の関係機関等への橋渡しを行う。 ・早期から適切な治療、教育を受けることができるよう、関係機関等との連携を強化し、早期療育システムの推進を図る。 ・早期療育推進会議を運営し、インクルーシブ保育・教育の利用について検討を行う。 	障害福祉課
5	障害児通所支援事業等の充実(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・発達の遅れや障害の疑いがあるこどもに対し、心身の発達を促すため、個々の状況に応じた機能訓練、生活訓練及び社会性を育む訓練等の療育を行う。また、保護者に対し、相談対応、情報提供及び助言を行う。 ・利用している小学校や保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。 	

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業内容	担当課
6	インクルーシブ保育・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活の中で、個別の支援が必要な就学前のこどもに対し、教育の連続性を図り、インクルーシブな環境づくりを行い、適切な支援を実施する。 ・早期療育システムの円滑な運営及び関係機関との連携を継続する。 	障害福祉課 保育こども園課 教育総務課 教育研究所
7	巡回相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の支援を必要とする就学前のこどもの保育にかかわる幼稚園教諭、保育教諭及び保育士の指導方法の改善・充実を図るため、臨床心理士等の専門職員に依頼し、助言を受ける。 	障害福祉課 教育指導課
8	就労支援事業 (就労相談、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就労支援(相談、準備支援、定着支援、関係機関連携)を行う。 ・就労を希望する障害者に、就労に必要な知識及び技術の習得、求職活動の支援を行うとともに、就労の継続を図るためのサポートを行う。 ・通常の事業所に雇用されることが困難な障害者の働く機会を提供する。 	障害福祉課

(3) 全てのこどもが生きる力を育む教育環境の整備

【取組の方向性】

全てのこどもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、こどもたちの進学率の上昇や職業の選択肢を増やし、所得の増大につながります。未来の担い手を育成するという観点から、学資の援助、学習の支援等、こどもの教育のために必要な支援を行います。

また、進学や就職に対する意欲や意識が向上するよう相談事業の充実を図ります。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	就学援助	・学校教育法に基づき、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対し、学用品費等の支援を行う。	学校教育課
2	特別支援教育就学奨励費	・教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学級への就学という事情を踏まえて、特別支援学級に就学する児童・生徒に必要な支援を行う。	
3	はだのっ子寺子屋事業 【再掲1(2)6】	・こどもたちの放課後の学習機会の保障や家庭学習の充実を図り、一人ひとりの学力や適性に応じた個別支援による基礎学力の向上を図る取組として、小中学校の児童・生徒を対象に学校や公民館等の公共施設において寺子屋学習支援によりこどもたちの学習を支援する。	教育指導課
4	教育支援教室事業 【再掲1(1)6】	・教育支援教室「いずみ」では、学校に行きたくても行くことができず、学校以外での新たな学びの場を求めている児童・生徒に対し、主に学習以外にも様々な活動を取り入れ、体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係を育む力を身につけることで、社会的自立を目指すための支援を行う。	教育研究所
5	訪問型個別支援事業 【再掲1(1)7】	・訪問型個別支援教室「つばさ」では、様々な課題により、「学校に行きたくても行けない」「学校を休みがちになってしまった」児童・生徒に対し、支援員が各家庭を訪問して一人ひとりの特性に応じた活動を一緒に行うことで、支援員との関係性を築きながら、コミュニケーション能力や社会性を身につけ、学校や新たな学びの場への復帰を目指すための支援を行う。 ・児童・生徒、保護者等からの学校生活全般にわたる相談の窓口及び内容に応じた関係機関等と連携し、的確な助言や支援の橋渡しを行う。	教育指導課 教育研究所

No.	事業名	事業内容	担当課
6	スクールソーシャルワーカー活用事業 【再掲1(1)8】	・スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、児童・生徒が置かれた家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	教育指導課 教育研究所
7	スクールカウンセラー等配置活用事業 【再掲1(1)9】	・臨床心理士等の専門家をスクールカウンセラーとして、各中学校区に定期的に派遣し、学校の教育相談体制の中で、学校外の専門家として、児童・生徒、保護者、教職員に対し、専門的見地から、カウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行う。	教育指導課
8	ヤングケアラー支援事業 【再掲1(1)10】	・家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、ケアに伴う身体的・精神的負担を軽減できるよう、関係各課と連携を図り、必要な支援につなげる。	子ども家庭支援課

(4) 安心して過ごせる成育環境の整備

【取組の方向性】

養育環境によらず、全ての子ども・若者や保護者が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より困難な状況に陥ることのないよう、地域において必要な助言や支援等を受けることができる相談支援体制を整備するとともに、安定した生活の確保や自立の促進に向けた支援を推進します。

【個別事業】

No	事業名	事業内容	担当課
1	子どもの未来応援事業 【再掲1(3)2】	・全ての子どもを対象に、食事の提供や学習支援、遊び、見守りを行う「子どもの居場所」事業に取り組む市民団体に対し、継続して安定した運営ができるよう支援する。	子ども政策課
2	食料等支援事業	・生活困窮者を対象とした、食料等を支援する体制の充実を図る。	生活援護課
3	日本語支援教室	・秦野市内に居住又は勤務する外国籍者の日本語早期習熟のための学習の場及び日常生活に関する相談の場を提供するとともに、教室外で実践的な日本語を学ぶ文化交流事業等を実施する。	文化振興課
4	人権相談 【再掲1(1)4】	・人権擁護委員を相談員として、いじめ、差別、誹謗中傷、家族間の人権問題等、人権侵害に関わる相談を実施する。	市民相談人権課
5	多言語による相談窓口	・秦野市内に居住又は勤務する外国籍者の日本語早期習熟のための学習の場及び日常生活に関する相談の場を提供するとともに、教室外で実践的な日本語を学ぶ文化交流事業等を実施する。	
6	女性のための相談窓口	・夫婦・家族の悩みや配偶者・交際相手等からの暴力の相談など、様々な悩みを抱える女性のための相談窓口として、庁内及び庁外の支援機関や相談窓口と連携して実施する。	
7	自立相談支援事業	・はだの地域福祉総合相談センター「きゃっち。」で相談者の状態に応じた包括的な相談支援を実施する。 ・経済的困窮や就労に関する相談、子どもがいる世帯の養育、子の健康、環境の不安等の相談に対し、個別面談を実施するとともに、必要に応じて関係サービスにつなぐ。 ・福祉教育担当職員を通じ、小中学校の教員向けに相談支援について周知する。	生活援護課 社会福祉協議会
8	ハートフルサービス	・生活困窮世帯の負担軽減や育児不安の解消、児童虐待防止の一端として、要望のある世帯をホームヘルパーが訪問し、調理、掃除、沐浴等の支援及び助言等を行う。 ・世帯所得の状況等に応じて利用料を減免する。	社会福祉協議会

(5) 生活基盤の安定に資する経済的支援

【取組の方向性】

厚生労働省の調査によれば、日本のこどもの貧困率は11.5%（令和3年）で、17歳以下のこどもの約9人に1人が経済的に困難な状況にあります。

また、本市が実施した「こどもの生活実態調査」では、貧困率は8.9%（令和6年）となっており、国の貧困率より低い水準であるものの、同じく経済的に困難な状況があることがわかります。

こどもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されないために、必要な環境整備と教育の機会均等を図るための対策が大変重要となります。

こどもたちや保護者にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要であるため、生活保護、各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用を促進するための相談支援体制の整備を推進します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	児童扶養手当給付事業	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、世帯所得の状況等に応じて手当を支給する。	こども政策課
2	養育者支援金給付事業	・父又は母に養育されていないこどもを養育している養育者が、公的年金を受給しているために、児童扶養手当を受給できない場合に支援金を支給する。	
3	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	・ひとり親家庭等の経済的自立やこどもの福祉向上を図るため、県が行っている修学資金等各種資金の貸付制度の相談や申請を支援する。	
4	ひとり親家庭等医療費助成事業	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、こども及び母（父）の入院・通院にかかる保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成する。	
5	上下水道料金等の減免	・ひとり親家庭等の水道料金及び公共下水道使用料の基本料金を世帯所得の状況等に応じて減免する。	
6	未熟児養育医療費助成事業	・出生時の体重が2,000g以下又は生活力の虚弱な乳児が指定医療機関に入院した時の費用を給付する。	こども家庭支援課
7	保育所等の保育料の減免	・幼児教育・保育無償化の対象とならない0～2歳児までの保育料を世帯所得の状況等に応じて減免する。	保育こども園課
8	幼稚園及び保育所等の給食費等の減免等	・幼稚園及び保育所等に入所する3～5歳児までの給食費等を世帯所得の状況等に応じて減免、助成又は補足給付する。	学校教育課 保育こども園課
9	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	・ファミリー・サポート・センターの利用料の半額を世帯所得の状況等に応じて助成する。	こども政策課
10	病後児保育事業利用料の免除	・病後児保育事業の利用料を世帯所得の状況等に応じて免除する。	保育こども園課
11	児童ホーム利用料の減免	・市立児童ホームの利用料を世帯所得の状況等に応じて減免する。	こども育成課

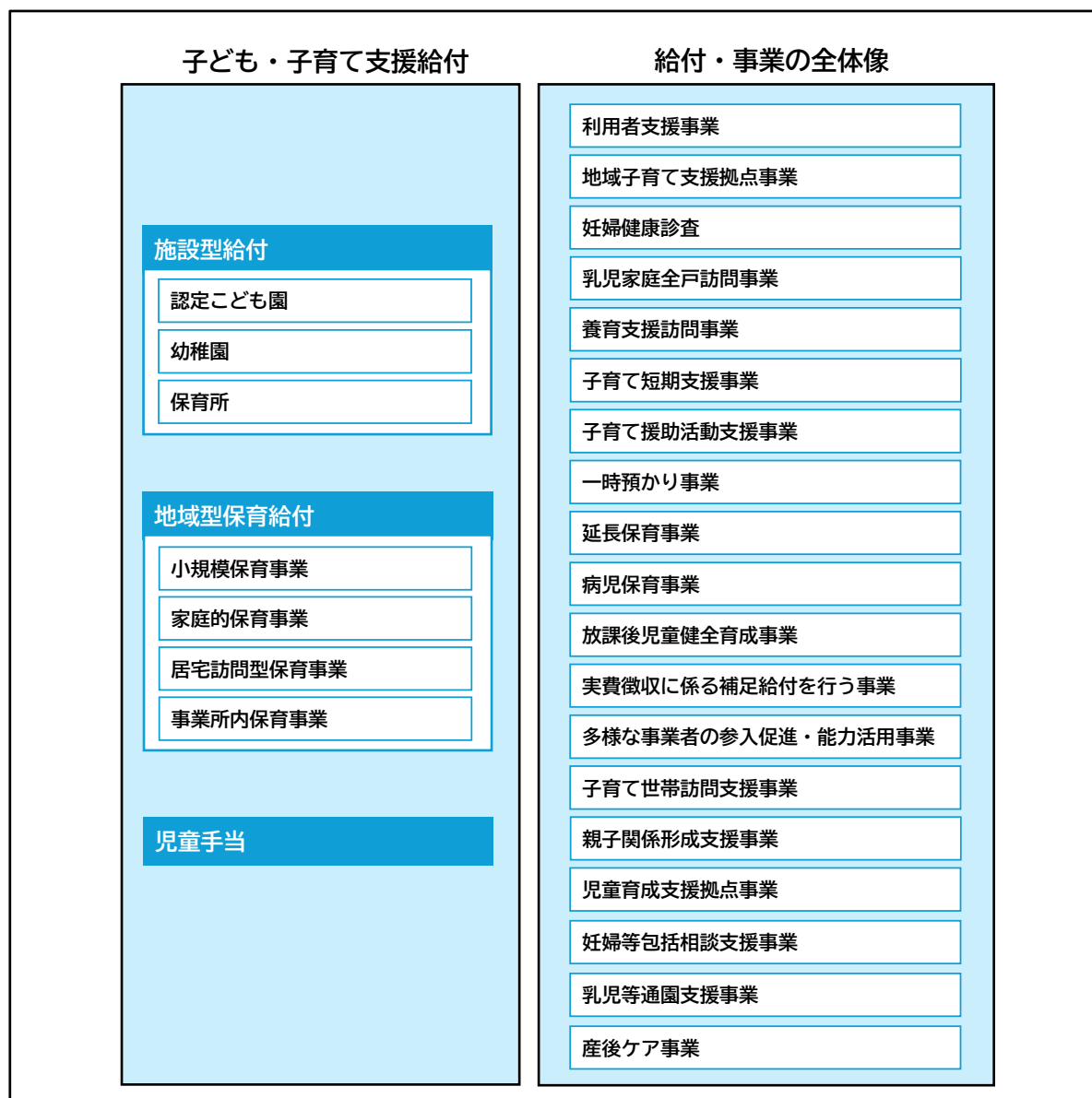
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の体系

平成27年4月から、就学前のこどもの教育・保育を保障するため、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等の施設等を利用した場合に、共通の給付制度が導入されました。給付制度には、認定こども園、幼稚園及び保育所を対象とした「施設型給付」と、小規模保育等を対象とした「地域型保育給付」があり、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みです。

さらに、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を充実させるため、教育・保育施設を利用するこどもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及びこどもを対象とする、「地域子ども・子育て支援事業」があります。

給付・事業の全体像



(1) 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、認定こども園、幼稚園及び保育所の教育・保育施設です。

市町村が利用者の保育の必要性を認定し、保護者に対する個人給付を、確実に教育・保育の費用に充てるために事業者に対し、直接支払います。

施設名	対象
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設で、0歳から就学前のこどもが対象。保育は、保護者の就労時間等に応じた認定が必要。
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校施設で、満3歳から就学前のこどもが対象。
保育所	就労等のため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設で、0歳から就学前のこどもが対象。保護者の就労時間等に応じた認定が必要。

■地域型保育給付

地域型保育給付は、待機児童の解消とともに、こどもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応したものです。待機児童が多い0～2歳のこどもを、定員19人以下の少人数の単位で預かる事業で、市町村による認可を受けた保育事業が給付の対象となります。

事業名	事業内容
小規模保育事業	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
家庭的保育事業	少人数(定員5人以下)を対象に、家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
居宅訪問型保育事業	障害、疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1保育を行う。
事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設等で、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育する。

(2) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。

認定区分には以下の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、こどもの年齢に応じて2号認定又は3号認定を受けます。1号認定は、保育の必要性の有無にかかわらず認定を受けることができます。

認定区分	年齢	保育の必要性の認定	保育の必要量	主な利用施設
1号 教育認定	3~5歳	不要	教育標準時間	幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号 保育認定	3~5歳	必要	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育利用)
3号 保育認定	0~2歳	必要	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業 家庭的保育事業

2号認定又は3号認定を受ける方は、保護者の就労時間等により「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育を必要とする事由	<p>①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間等基本的に全ての就労。居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。</p> <p>②就労以外の事由 妊娠、出産、保護者の疾病・障害、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVの恐れなど。</p>
保育の必要量に応じた区分	<p>①保育標準時間(11時間) 主にフルタイムの就労を想定した利用</p> <p>②保育短時間(8時間) 主にパートタイムを想定した利用</p>

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村がニーズに基づいて実施する事業で、子ども・子育て支援法で定められています。

地域子ども・子育て支援事業名	事業内容
利用者支援事業	こども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
地域子育て支援拠点事業	就学前のこどもとその保護者が相互に交流できる場を提供するとともに、子育てについての相談や情報の提供・助言その他の援助を行う。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。
子育て援助活動支援事業	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（支援会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
一時預かり事業	家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園、幼稚園、保育所等、地域子育て支援拠点、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う。
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施する。
病児保育事業	病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を踏まえ、各事業者に支払う食事の提供に要する費用及び日用品、文具等の購入に要する費用等を助成する。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。

地域子ども・子育て支援事業名	事業内容
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーのいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事・育児支援等、適切な養育の支援を行う。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や相談支援等を行う。
妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談支援を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う。
乳児等通園支援事業	全ての子育て家庭を対象とし、保護者の就労状況にかかわらず、3歳未満のこどもを対象に月一定時間までの利用可能枠の中で保育を提供することで、こどもの育ちと子育て家庭に対する支援を行う。
産後ケア事業	産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行う。

2 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に考慮して、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市では、交通事情、利用者の通勤経路及び利用実態を考慮し、居住区域の周辺だけでなく、市内全域の施設等を効果的に利用することができるよう市内を1区域として設定し、市内全域で質の高いサービスを提供することを目指します。



3 教育・保育の提供体制

(1) 教育・保育の量の確保

現状・課題

1号認定のこどもに対する利用定員は、量の見込みを既に充足しています。一方で、共働き世帯の増加等に伴い、2・3号認定の保育需要は増加傾向で推移しています。そのため、児童数の動向や保護者ニーズの変化等を踏まえ、今後の社会情勢に即した体制にしていく必要があります。

確保方策・方向性

量の見込みを充足している1号認定の利用定員については、児童数が減少している実態を踏まえ、公立施設の在り方の方向性について検討を進めます。

一方で、2・3号認定の利用定員については、保育需要の傾向を見据えたうえで、既存保育所等における対応（定員拡大、定員の弾力化等）について協力を求めるとともに、特に定員不足が懸念される1・2歳児については、小規模保育事業所や家庭的保育事業の施設整備の検討や企業主導型保育事業の地域枠の活用等により、定員の確保に努めます。

認定区分*・ こどもの年齢	見込量・確保量**	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
1号認定 3～5歳	見込量(人)	1,035	991	968	955	942	929
	確保量(人) (利用定員数)	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450
2号認定 3～5歳	見込量(人)	1,520	1,478	1,474	1,469	1,466	1,461
	確保量(人) (利用定員数)	1,480	1,504	1,504	1,504	1,504	1,504
3号認定 0歳	見込量(人)	94	106	105	105	104	103
	確保量(人) (利用定員数)	257	256	262	262	262	262
3号認定 1歳	見込量(人)	380	430	431	432	433	434
	確保量(人) (利用定員数)	389	396	403	413	423	434
3号認定 2歳	見込量(人)	474	456	457	458	459	461
	確保量(人) (利用定員数)	451	461	468	468	468	468
保育利用率(%)***		47.9	48.1	49.2	50.0	50.8	51.6
0～2歳人口(人)		2,291	2,316	2,302	2,286	2,272	2,257

※ 1号は幼稚園及び認定こども園の教育利用、2・3号は認定こども園、保育所及び地域型保育事業所等の保育利用

※※ 令和6年度は実績値(各年度4月1日現在の値)、令和7年度以降は推計値

※※※ 満3歳未満のこどもの数の全体に占める3号認定こどもの利用定員数の割合

◆ 確保量の内訳については、111ページを参照

見込量の設定の考え方

厚生労働省が令和3年に公表した「保育を取り巻く状況について」では、保育児童数は令和7年度をピークとし、その後、緩やかに減少していくとされています。本市においても、多様な働き方による共働き世帯の増加を見込んでおり、保育所等の利用率は微増すると考えておりますが、人口減少に伴い、保育児童数は令和7年度以降、緩やかに減少すると見込んでいます。

また、1号認定については、過去の動向から毎年減少傾向と見込んでいます。

(2) 教育・保育の質の向上

現状・課題

昨今の保育所等におけるこどもをめぐる事故や不適切な保育事案等により、全国的に教育・保育の質の向上が求められています。

このような中、国においては「こども未来戦略」に基づき、3歳から5歳児までの保育に必要な職員配置基準が改正されましたが、本市ではさらに1歳児の保育士配置を4対1とすることを可能とする補助基準の見直しを行い、安全・安心な保育が進められるよう取り組んでいる一方、手厚い保育士配置を行うための保育士確保が喫緊の課題となっています。

確保方策・方向性

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることを踏まえ、施設、保護者、地域等の各主体との連携・協力体制のもと、「内容」、「人材」、「環境」の三つの観点に沿った総合的・複合的な取組を推進することにより、教育・保育の質の確保・向上を図ります。

また、国の「こども未来戦略」に基づく職員配置基準改善の動向を踏まえ、保育士等の職員配置については原則として国の配置基準に準じることとしますが、本市として安全・安心な保育環境を確保し、質の確保・向上を図るため、1歳児の職員配置については、公私問わず国基準（6対1）を上回る4対1を目指します。

さらに、公私・幼保にかかわらず、各施設間や小学校・中学校との連携をより一層強化し、全てのこどもに質の高い教育・保育を実施するとともに、家庭、地域、関係機関との連携により、多様な経験による学びの機会の提供に努めます。

併せて、特別な支援が必要なこどもの教育・保育に関して、円滑な受入れを行えるよう、受入れ枠の把握を行うとともに、十分な研修を行い、体制の充実を図ります。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ、こども家庭センター、地域子育て相談機関）

①利用者支援事業（保育コンシェルジュ）

事業内容	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。 また、母子保健コーディネーターと連携して情報の共有を図り、個々の状況に応じてきめ細やかに対応する。
実施場所	保育こども園課
担当課	保育こども園課

現状・課題

保育こども園課に相談員（保育コンシェルジュ）を配置し、子育て家庭からニーズの多い教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関し、きめ細やかな情報提供や相談・助言を実施しています。

確保方策・方向性

引き続き、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズに合った保育サービスの情報提供に努めるとともに、母子保健コーディネーターと連携し情報を共有することで、こども・子育てに関するあらゆる相談に応えることが可能な窓口として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

見込量・確保量	単位	令和6年度 （実績値）	令和7年度 （推計値）	令和8年度 （推計値）	令和9年度 （推計値）	令和10年度 （推計値）	令和11年度 （推計値）
見込量	箇所	1	1	1	1	1	1
確保量	箇所	1	1	1	1	1	1

見込量の設定の考え方

利用者支援事業（保育コンシェルジュ）は、情報提供や相談の窓口として1か所確保しましたが、昨年度までの利用実績を踏まえ、現状維持とします。

②利用者支援事業(こども家庭センター)

事業内容	「子育て世代包括支援センター」(母子保健機能)と、「子ども家庭総合支援拠点」(児童福祉機能)を一体化し、子育て家庭に対する相談支援を行う。
実施場所	保健福祉センター
担当課	こども家庭支援課

現状・課題

従来から「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」をこども家庭支援課に設置し、相互連携を図ってきましたが、児童福祉法の改正に伴いその体制を維持しながら、令和6年4月に「こども家庭センター」として開設し、一体的に子育て家庭に対する相談支援を行っています。こども家庭センターで行う合同ケース会議の開催、サポートプランの作成等の新たな取組や地域資源の把握・開拓、関係機関との連携強化に向けた体制整備の検討が必要です。

確保方策・方向性

妊産婦及び乳幼児の健康保持増進に関する支援と、こどもとその家庭(妊産婦を含む。)の福祉に関する支援を切れ目なく、漏れなく提供できるよう、サポートプランの作成や合同ケース会議の実施等により、相談体制の充実を図ります。

また、庁内関係各課や関係機関と調整を図り、地域資源の開拓や新たな機関との連携に努めていきます。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	箇所	1	1	1	1	1	1
確保量	箇所	1	1	1	1	1	1

見込量の設定の考え方

1か所設置しましたが、今までの利用実績を踏まえ、現状維持とします。

③利用者支援事業（地域子育て相談機関）

事業内容	行政機関へ直接相談することに抵抗のある子育て家庭のための身近な相談機関として、相談支援を行う。
実施場所	地域子育て支援拠点事業等の実施場所
担当課	こども家庭支援課

現状・課題

令和6年4月にこども家庭センターを設置しましたが、行政機関であるため、直接相談しにくいと感じる家庭もあります。そのため、こども家庭センターを補完する身近な相談機関の設置について検討する必要があります。

確保方策・方向性

より身近な場所で気軽に利用できる地域子育て相談機関の設置を進め、子育て家庭との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会の増加を図ります。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	箇所	—	1	3	5	7	9
確保量	箇所	—	1	3	5	7	9

見込量の設定の考え方

国が示す設置区域の考えに基づき、中学校区（9学校区）に1か所を目安として計画値を設定しましたが、利用者ニーズや実績を踏まえながら、段階的に整備するよう努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業（ぽけっと21等）

事業内容	就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる交流の場を提供し、育児についての情報交換や子育て支援アドバイザーによる相談・助言等を行う。
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ぽけっと21しぶさわ ・ぽけっと21おおね ・ぽけっと21すえひろ ・ぽけっと21こども館 ・ぽけっと21保健福祉センター ・ぽけっと21にし ・ぽけっと21ミライエ ・鶴巻地区子育てサロン「ちっちゃなて」 ・ぽけっと21ひがし ・ぽけっと21きた
担当課	こども政策課

現状・課題

市内10か所の「ぽけっと21」等では、就園前の子どもとその保護者が気軽に集い交流を図ることで、情報交換や気分転換の場となり、育児の悩みや疲れを緩和することができています。

また、常駐の子育て支援アドバイザーのきめ細かい対応により、気軽に相談ができる場となっておりますが、引き続きより多くの保護者に活用していただけるよう、事業の周知が必要です。

確保方策・方向性

引き続き、交流の場を提供し、子育てに関する不安や負担感の緩和、社会的孤立の解消を図るとともに、より多くの保護者が利用しやすい環境整備に取り組めます。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	人日	27,528	27,689	27,508	27,321	27,153	26,972
確保量	箇所	10	10	10	10	10	10

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）

見込量の設定の考え方

将来推計人口を踏まえ、実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(3) 妊婦健康診査(妊婦健康診査費用助成事業)

事業内容	妊婦と胎児の健康管理を図るため、妊娠中14回(多胎は16回)の健康診査について助成する。
実施場所	県産科婦人科医会が委託している医療機関等
担当課	こども家庭支援課

現状・課題

妊娠届出の際、妊婦健康診査費用補助券を交付して受診費用を助成しています。受診率を向上するため、専門職(助産師等)が面談等で受診勧奨を行っています。特に、予期せぬ妊娠や経済的困窮、社会的孤立、DV等の背景から、妊婦が未受診となることや受診を中断することのないよう、切れ目のない支援が必要です。

確保方策・方向性

妊婦が、健康診査を定期的に受診して必要な支援を受けられるよう、医療機関と連携し、妊婦支援の充実を図ります。

また、医療機関の妊婦健康診査費用の実状に合わせた費用助成について検討していきます。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	回	8,770	8,564	8,503	8,455	8,394	8,345

見込量の設定の考え方

将来推計人口を踏まえ、実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みを傾聴するとともに、子育て支援に関する情報提供や助言、養育環境の把握を行う。
委託団体等	こんにちは赤ちゃん訪問員又は助産師・保健師
担当課	こども家庭支援課

現状・課題

「こんにちは赤ちゃん訪問員」による訪問と、新生児家庭訪問を実施しています。希望しない家庭や連絡がつかない家庭もあるため、全戸訪問に努める必要があります。

確保方策・方向性

事業の周知徹底を図るとともに、事前の電話連絡や訪問時間の調整等により、対象家庭の全戸訪問に努めます。

また、乳児家庭の保護者が安心して育児ができるよう、こんにちは赤ちゃん訪問員に対し、情報提供や研修の機会を確保していきます。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	人	730	727	724	723	723	720
実施体制	人	38	38	38	38	38	38

見込量の設定の考え方

将来推計人口を踏まえ、実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(5) 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門職が訪問し、専門的支援を行う。
委託団体等	保健師、保育士等
担当課	こども家庭支援課

現状・課題

家庭の状況に合わせた適切な養育を確保するため、保健師等の専門職による訪問支援を実施しています。しかし、支援を必要とする状況にあるものの、サービスの利用を希望しない家庭もあることから、支援の在り方に課題があります。

確保方策・方向性

妊娠期からの事業内容の説明や情報共有等のきめ細やかな対応により、養育支援が必要な家庭に対し専門的な支援が届くよう、関係機関との連携による支援体制の整備に取り組みます。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	人	100	100	100	105	110	115
実施体制	人	6	7	7	8	8	9

見込量の設定の考え方

養育支援訪問事業(専門的支援)の実績値を参考に量の見込みを設定しました。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

事業内容	保護者の疾病等の理由で、平日の夜間や休日に家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等において緊急一時的に必要な保護を行う（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。
実施場所	児童養護施設等
担当課	こども政策課

現状・課題

児童養護施設等における短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）については、市内に児童養護施設等がないため実施には至っていませんが、利用希望があるため、実施に向けた検討が必要となっています。

確保方策・方向性

市内には児童養護施設等がないため、広域利用が可能な近隣市町の施設への受入れ協議や里親の活用等、実施に向けた検討を進めます。

見込量・確保量	単位	令和6年度 （実績値）	令和7年度 （推計値）	令和8年度 （推計値）	令和9年度 （推計値）	令和10年度 （推計値）	令和11年度 （推計値）
見込量	人日	0	288	280	272	265	257
確保量	人日	0	0	365	365	366	365

※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、確保量は1日当たりの利用定員×開設日

見込量の設定の考え方

第2期計画、事前調査結果及び将来人口推計をもとに量の見込みを設定しました。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業内容	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、子育ての援助をしたい人(支援会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う(生後3か月以上～小学校6年生まで)。
会員数	依頼会員:1,379人、支援会員:545人、両方会員:34人(令和6年3月末現在)
担当課	こども政策課

現状・課題

地域の支援会員が子育て支援を行う事業として定着していますが、相互援助で成り立つ事業であるため、支援会員の安定した確保が必要です。

確保方策・方向性

多様化する保育ニーズに対応するため、依頼会員、支援会員双方の登録の増員に努めながら、引き続き取り組んでいきます。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	人日	5,857	5,491	5,364	5,235	5,110	4,982
確保量	人日	9,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)、確保量は1日当たりの利用定員×開設日

見込量の設定の考え方

将来推計人口を踏まえ、実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(8) 一時預かり事業(幼稚園一時預かり事業、保育所等一時預かり事業)

① 幼稚園一時預かり事業

事業内容	認定こども園及び幼稚園において、在園児を対象に正規の教育時間終了後や長期休業中等に、園児を保育する。
実施場所	認定こども園、幼稚園
担当課	保育こども園課、教育総務課

現状・課題

幼稚園及び認定こども園において、通常の教育時間の終了後や夏季等の長期休業中等に在園児の預かり保育を実施しています。

確保方策・方向性

ニーズを踏まえ、制度や利用方法の周知を図りながら事業を推進します。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	人日	16,121	15,839	15,750	15,661	15,571	15,482
確保量	人日	72,920	77,520	77,520	77,760	77,640	77,880

※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)、確保量は1日当たりの利用定員×開設日

見込量の設定の考え方

実績値をもとに量の見込みを設定しました。

②保育所等一時預かり事業

事業内容	認定こども園及び保育所において、一時的に保育が必要となった就学前のこどもを保育する。
実施場所	認定こども園、保育所
担当課	保育こども園課

現状・課題

市内保育所等17施設で実施していますが、パートタイム就労やリフレッシュなどの理由による利用が増加しており、安定した利用ができるような体制の整備が求められている中で、一時預かり事業に従事する保育士不足が課題となっています。

確保方策・方向性

私立保育所等との連携による保育士の確保に努めるとともに、利用定員を上回る弾力的な運用を行うなど、多様化するニーズへの対応について検討を進めます。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	人日	4,170	4,560	4,560	4,560	4,560	4,560
確保量	人日	7,806	4,560	4,560	4,560	4,560	4,560

※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)、確保量は1日当たりの利用定員×開設日

見込量の設定の考え方

実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(9) 延長保育事業

事業内容	認定こども園及び保育所等において、正規の保育時間を超えて保育を行う。
実施場所	認定こども園、保育所、小規模保育事業所
担当課	保育こども園課

現状・課題

保護者の多様な就労形態に対応するため、家庭的保育事業所を除く全ての認定こども園、保育所及び小規模保育事業所で延長保育を実施しています。

確保方策・方向性

引き続き、通常の保育時間を超える保育を希望する保護者に対応できるよう、延長保育を実施する施設を支援します。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	人日	13,050	13,370	13,370	13,370	13,370	13,370
実施施設	箇所	34	35	35	35	35	35

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)

見込量の設定の考え方

実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(10) 病児・病後児保育事業

事業内容	病気又は病気の回復期にある子どもを、自宅で保育することが困難な場合に、病院、保育所等において、保育士及び看護師が一時的に保育する。
実施場所	病後児保育室おひさまルーム(市立ひろはたこども園内)
担当課	保育こども園課

現状・課題

病気の回復期にある子どもを対象に、平成26年10月から病後児保育事業を実施しています。市立ひろはたこども園内の「おひさまルーム」において、生後4か月から小学3年生までの子どもを対象に、看護師及び保育士が付き添い、専用の保育室で実施しています。平成30年4月からは、中井町との地域利用を開始しています。

確保方策・方向性

病気の子どもを保育する「病児保育事業」については実施していないため、ニーズ調査の結果を踏まえながら、民間事業者を含め病児・病後児保育の実施を検討していきます。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	人日	120	150	150	150	150	150
確保量	人日	729	726	723	729	726	735

※単位の「人日」とは見込量は1日当たりの利用者数×利用日(延べ人数)、確保量は1日当たりの利用定員×開設日

見込量の設定の考え方

実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童ホーム)

事業内容	保護者が就労、疾病等により昼間家庭にいない小学生について、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。
実施場所	児童ホーム(各小学校敷地内)、民間学童保育
担当課	こども育成課

現状・課題

市内の全小学校13校内で30の児童ホーム(対象:小学6年生まで)を運営するとともに、民間7事業者20教室(対象:小学6年生まで)に対し、支援を実施しています。

確保方策・方向性

保護者のニーズに対応できるよう、今後も安定した受入れに向けて環境整備に取り組むとともに、特別な配慮を必要とする児童に対しては、可能な限り加配対応により支援していきます。

また、開室時間については、午後7時まで、また、土曜日及び長期休暇中の朝は午前8時からの拡大を引き続き実施するとともに、こどもの主体性を尊重し、健全な育成を図るため、放課後児童支援員の資質向上に努めます。

なお、民間事業者に対する支援も引き続き実施していきます。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量(登録児童数)	人	1,644	1,678	1,664	1,609	1,548	1,492
1年生	人	443	440	431	402	383	373
2年生	人	413	415	412	403	376	358
3年生	人	370	343	344	342	334	312
4年生	人	273	259	240	241	240	234
5年生	人	108	138	131	121	122	121
6年生	人	37	83	106	100	93	94
定員数※	人	1,691	1,701	1,701	1,701	1,701	1,701
実施場所	箇所	50	52	52	52	52	52

※ 民間学童保育を含む

見込量の設定の考え方

教育・保育の量の見込み、実績値等を総合的に勘案し、量の見込みを設定しましたが、過去の実績から、1日当たりの利用者数は、登録児童数の7割程度となるため、計画の定員数をもって確保することが可能です。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に在籍する年収360万円未満相当の世帯又は第3子以降のこどもの副食費を助成する。
担当課	保育こども園課

現状・課題

保護者の世帯所得の状況等に応じて、保護者が支払う給食費のうち副食費に対して助成しています。

確保方策・方向性

低所得世帯等の負担を軽減するため、継続して実施します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容	訪問支援員を派遣し、家事・育児支援等、適切な養育の支援を行う。
担当課	こども家庭支援課

現状・課題

令和6年4月から養育支援訪問支援事業で行っていた家事・育児支援を本事業で行うとともに、ヤングケアラーへの必要な支援を行っています。対象者が拡大されたことや支援内容が多岐にわたるため、対応できる事業者の開拓が必要です。

また、支援が特に必要な家庭を早期に把握し、利用につなげる必要があります。

確保方策・方向性

家事育児の不安を抱える子育て家庭等で、継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭を訪問し、適切な養育の支援ができるよう事業者と調整を行い、支援体制の充実を図ります。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	人日	—	50	60	60	70	70
確保量	人日	—	70	70	70	70	70

見込量の設定の考え方

新規事業のため、令和5年度まで実施していた養育支援訪問事業（育児家事支援）の実績値を参考に量の見込みを設定しました。

(14) 親子関係形成支援事業

事業内容	親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報交換できる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。
実施場所	保健福祉センター等
担当課	こども家庭支援課

現状・課題

18歳未満のこどもがいる家庭を対象としている楽しい子育て講座では、単発の講座のほか、連続した講座を実施し、親子の関係性の構築や保護者同士の交流を図っています。

また、連続した講座により、特に支援が必要な家庭に対し支援が提供できるよう、広く保護者に事業の周知を図る必要があります。

確保方策・方向性

園や学校等へのチラシ配布、広報誌等を通して広く事業の周知を図るとともに、特に支援が必要と思われる保護者には個別に声をかけて参加を促すなど、子育てに対する悩みや不安の軽減に努めます。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	人	—	12	12	12	12	12
確保量	人	—	12	12	12	12	12

見込量の設定の考え方

令和5年度及び令和6年度の連続講座の実績をもとに、量の見込みを設定しました。

(15) 児童育成支援拠点事業

事業内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、生活習慣の形成や相談支援等の支援を行う。
------	--

現状・課題

市民団体等が主体となり、こども食堂や学習支援といった「こどもの居場所づくり」の活動が市内各地で取り組まれています。

確保方策・方向性

こどもの居場所づくりに取り組む市民団体等との連携・協働を強化することで、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童への支援の充実に努めるとともに、市民団体等が継続的に活動できるよう、その活動を支援していきます。行政を主体とする事業の実施については、引き続き今後のニーズを把握し、検討していきます。

(16) 妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)

事業内容	妊婦等に対して、面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う。
実施時期	妊娠届出時、妊娠期及び出産後の面談
担当課	こども家庭支援課

現状・課題

妊婦等に対し、妊娠届出時から母子保健コーディネーターが面談等を実施し、必要な情報提供や相談に応じています。妊娠届出時、妊娠8か月頃の希望者及び出産後の4か月児健康診査時に面談をしていますが、妊娠8か月頃の希望者の把握が難しいため、面談を受けやすい工夫が必要です。

確保方策・方向性

本事業は、令和4年度から出産・子育て応援事業の伴走型相談支援として実施してきた事業であり、妊婦を対象とした教室等を活用して、必要な面談を実施していきます。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	回	1,342	1,325	1,328	1,329	1,322	1,313
確保量	回	2,145	2,118	2,106	2,091	2,079	2,064

見込量の設定の考え方

将来推計人口を踏まえ、実績値をもとに量の見込みを設定しました。

(17) 乳児等通園支援事業

事業内容	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。
実施場所	認定こども園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所
担当課	保育こども園課

現状・課題

令和8年度から全国の自治体において実施される新規事業であり、実施に向けて庁内関係課及び保育所等と協議を進めます。

確保方策・方向性

家庭以外の人と関わる機会や、年齢が近い子ども同士が触れ合う機会を創出し、こどもの心身の健やかな成長・発達を図るため、全ての保育所等と協議を進めながら利用定員数の確保に努めます。

認定区分・ こどもの年齢	見込量・確保量	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
0歳時	見込量(人)	-	-	34	34	34	34
	確保量(人) (利用定員数)	-	-	34	34	34	34
1歳児	見込量(人)	-	-	22	21	20	19
	確保量(人) (利用定員数)	-	-	22	21	20	19
2歳児	見込量(人)	-	-	21	21	21	20
	確保量(人) (利用定員数)	-	-	21	21	21	20

見込量の設定の考え方

こども家庭庁が作成した【第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方】に基づき見込量を設定しました。

なお、令和7年度については試行的実施期間であることから、見込量及び確保量は定めないものとします。

(18) 産後ケア事業

事業内容	産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、育児に不安を感じている母親等と乳児を対象に専門職が支援を行う。
実施場所	保健福祉センター(日帰り・直営)、委託助産院(日帰り・訪問)・産科医療機関(宿泊)
担当課	こども家庭支援課

現状・課題

市直営による日帰り型に加え、助産院・産科医療機関での日帰り型、訪問型及び宿泊型を実施しています。利用者アンケートを実施したところ、ほとんどの方がとても満足、満足と回答していましたが、利用者の割合が約17%にとどまっています。一方で、宿泊型が市内1か所であるため、受け皿について検討する必要があります。

確保方策・方向性

妊娠中からチラシや電子媒体等により周知を図るとともに、おめでた家族教室等で産後ケアの必要性や効果について理解を深めることで、利用の促進を図り、産後の支援の充実に努めます。

見込量・確保量	単位	令和6年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	令和10年度 (推計値)	令和11年度 (推計値)
見込量	人日	544	800	800	1,054	1,048	1,041
確保量	人日	1,007	1,009	1,016	1,530	1,517	1,517

見込量の設定の考え方

将来推計人口を踏まえ、実績値をもとに量の見込みを設定しました。

第6章 計画の推進に向けて

本計画の推進に当たっては、地域内でのきめ細やかな取組が必要とされます。そこで、各年度において計画の実施状況の点検・評価を行い、その結果について考察し、その後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくことが必要なため、PDCA (Plan Do Check Act) サイクルを繰り返しながら、計画の推進を図っていきます。

円滑な計画の推進に向け、市民の代表、学識経験者、教育・保育関係者、児童福祉の有識者からなる「秦野市子ども・子育て会議」において、計画の実施状況の点検・評価を継続的に行い、その結果をホームページ等で公表します。

また、計画期間の中間年である3年目を目安として、計画を見直すこととし、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や整備状況等について、計画値と実態の差が大きい場合は、「量の見込み」及び「確保の内容」について再検討を行います。



資料編

1 教育・保育に関する確保方策の詳細

85ページの教育・保育の量の確保量の内訳は次のとおりです。

(単位:人)

	令和7年度計画値(4月1日)						令和8年度計画値(4月1日)						令和9年度計画値(4月1日)						
	1号	2号	3号			合計	1号	2号	3号			合計	1号	2号	3号			合計	
			0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳		
① 特定 施設教育・ 施設型給付対象幼稚園	認定こども園(幼保連携型)	460	511	76	131	155	1,333	460	511	76	131	155	1,333	460	511	76	131	155	1,333
	認定こども園(保育所型)	25	27	5	9	9	75	25	27	5	9	9	75	25	27	5	9	9	75
	認可保育所		966	161	238	276	1,641		966	161	238	276	1,641		966	161	248	276	1,651
	施設型給付対象幼稚園	720					720	720					720	720					720
	小計	1,205	1,504	242	378	440	3,769	1,205	1,504	242	378	440	3,769	1,205	1,504	242	388	440	3,779
② 確認を受けない幼稚園	245					245	245					245	245					245	
③ 特定 事業地 域型	小規模保育事業(A型)			9	11	13	33			14	16	18	48			14	16	18	48
	家庭的保育事業			1	2	2	5			2	4	4	10			2	4	4	10
	小計			10	13	15	38			16	20	22	58			16	20	22	58
④ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)		73				73		71				71		70				70	
⑤ 企業主導型保育施設(地域枠)			4	5	6	15			4	5	6	15			4	5	6	15	
合計	1,450	1,577	256	396	461	4,140	1,450	1,575	262	403	468	4,158	1,450	1,574	262	413	468	4,167	

(単位:人)

	令和10年度計画値(4月1日)						令和11年度計画値(4月1日)						
	1号	2号	3号			合計	1号	2号	3号			合計	
			0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳		
① 特定 施設教育・ 施設型給付対象幼稚園	認定こども園(幼保連携型)	460	511	76	131	155	1,333	460	511	76	131	155	1,333
	認定こども園(保育所型)	25	27	5	9	9	75	25	27	5	9	9	75
	認可保育所		966	161	258	276	1,661		966	161	269	276	1,672
	施設型給付対象幼稚園	720					720	720					720
	小計	1,205	1,504	242	398	440	3,789	1,205	1,504	242	409	440	3,800
② 確認を受けない幼稚園	245					245	245					245	
③ 特定 事業地 域型	小規模保育事業(A型)			14	16	18	48			14	16	18	48
	家庭的保育事業			2	4	4	10			2	4	4	10
	小計			16	20	22	58			16	20	22	58
④ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)		69				69		69				69	
⑤ 企業主導型保育施設(地域枠)			4	5	6	15			4	5	6	15	
合計	1,450	1,573	262	423	468	4,176	1,450	1,573	262	434	468	4,187	

2 秦野市子ども・子育て会議

(1) 秦野市子ども・子育て会議条例

秦野市子ども・子育て会議条例

(平成25年秦野市条例第12号)

(趣旨)

第1条 この条例は、秦野市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及び第3項の規定により必要な事項を定める。

(設置)

第2条 法第72条第1項各号に規定する事務を処理するため、秦野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(委員)

第3条 子ども・子育て会議は、15名以内の委員により組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援について学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者への出席要請等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

職名	氏名 (五十音順)	所属等
副委員長	石井 千昭	元末広小・北中学校長
委員	石井 則子	元公立こども園長 東海大学児童教育学部助教
委員	井上 幸子	市民委員
委員	梶山 孝夫	秦野市社会福祉協議会
委員	金子 礼存	秦野市私立保育園園長会 (若木保育園)
委員	串田 浩	秦野商工会議所
委員長	小林 正稔	元神奈川県保健福祉大学教授 しらかばこども家庭支援ステーション 副所長
委員	込山 香織	市民委員
委員	内藤 剛彦	秦野伊勢原医師会
委員	原 あづさ	私立幼稚園園長 (つるまき幼稚園)
委員	松原 沙織	獨協大学経済学部教授
委員	森田 ミチル	平塚児童相談所子ども支援第二課長
委員	山本 啓子	秦野市PTA連絡協議会
委員	渡邊 智史	秦野市学童保育連絡協議会 (Colors学童保育)

(3) 開催経過

回	開催日	主な議題
令和6年度 第1回	令和6年 7月26日	(1) 第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度実施状況 及び事前総括について (2) 秦野市子ども計画の策定について
令和6年度 第2回	令和6年 8月23日	(1) 秦野市子ども計画の策定について (2) 特定教育・保育施設の利用定員について
令和6年度 第3回	令和6年 10月17日	(1) 秦野市子ども計画の策定について (2) 本市が目指すべき「保育の質」の指針(方向性)について
令和6年度 第4回	令和7年 月 日	

秦野市こども計画

令和7年(2025年)〇月発行

編集発行 秦野市こども健康部こども政策課

秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463-82-5111(代表)

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>